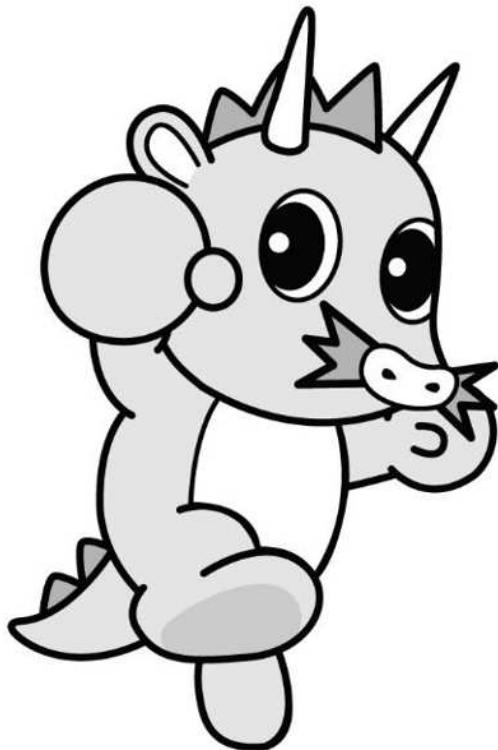


さいたま市 区政概要

(令和6年度版)



さいたま市 PR キャラクター つなが竜ヌウ

目次 [INDEX]

1 市勢概況

(1) さいたま市の沿革	1 - 1
(2) 市域の変遷	1 - 2
(3) 人口の推移	1 - 3
(4) 住所の変遷	1 - 4
(5) 町字名一覧	1 - 5

2 各区の概況

(1) 区制度の概要	2 - 1
(2) 区役所の仕組みと主な仕事	2 - 2
(3) 各区の人口・世帯数・面積・人口密度	2 - 3
(4) 区役所庁舎概要	2 - 4
(5) 支所・市民の窓口の概要	2 - 5
(6) 区役所庁舎の変遷	2 - 6
(7) 区役所職員配置数	2 - 7
(8) 区政推進に向けた取組	2 - 8
(9) 各区の紹介	2 - 9
(10) 区民と行政の協働	2 - 10
(11) 区のまちづくり	2 - 11
(12) 市内郵便局における各種証明書等の交付事務取扱状況	2 - 12
(13) コンビニ交付の業務取扱状況	2 - 13
(14) 区役所窓口の休日開設	2 - 14

3 その他

(1) 区の色／区の花	3 - 1
(2) 市章／市の木・花・花木／市の歌／さいたま市民の日	3 - 2
(3) 指定都市区政担当課	3 - 3
(4) 指定都市区役所所在地	3 - 4

4 例規等

(1) さいたま市区の設置等に関する条例	4-1
(2) さいたま市区における総合行政の推進に関する規則	4-2
(3) さいたま市区役所等事務分掌規則	4-3
(4) さいたま市福祉事務所設置条例	4-4
(5) さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則	4-5
(6) さいたま市区長事務委任規則	4-6
(7) 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について	4-7
(8) さいたま市事務専決規程	4-8
(9) さいたま市区選挙管理委員会規程	4-9
(10) さいたま市区長会議設置要綱	4-10
(11) さいたま市区総務課長会議設置要綱	4-11
(12) さいたま市行政区画審議会条例	4-12
(13) さいたま市行政区画審議会運営要綱	4-13

1 市勢概況

(1) さいたま市の沿革

埼玉県の県庁所在地である本市は、平成 15 年 4 月 1 日、全国で 13 番目、県内では初の政令指定都市となりました。同時に、市内に 9 つの区が設置され、より質の高いきめ細かな行政サービスが提供できるよう、それぞれの区に区役所が開設されました。

その後、平成 17 年 4 月 1 日、本市東側に隣接していた岩槻市と合併し、新たに旧岩槻市域を 1 つの区



とすることで、「岩槻区」が誕生しました。現在は、市内 10 区による区制を施行しています。

地勢としては、関東平野のほぼ中央部にあり、東京から 30km 圏域に位置しており、市域は荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川などの河川とそれら河川に沿った低地と台地に区分されています。

また、東は春日部市、越谷市、西は川越市、富士見市、志木市、朝霞市、南は川口市、蕨市、戸田市、北は上尾市、蓮田市、白岡市に接していて、見沼田圃や荒川河川敷など緑豊かな自然にも恵まれています。

市域は、東西 19.6km、南北 19.3km、面積は 217.43km² であり、令和 6 年 4 月 1 日現在の人口は 1,346,412 人、世帯数は 643,592 世帯です。

市内の道路交通網は、東北自動車道、国道 16 号、17 号、122 号、463 号、新大宮バイパス、東京外郭環状自動車道路などが走り、首都高速埼玉新都心線・埼玉大宮線は東京都心に直結しています。

市内の鉄軌道は、JR 北海道新幹線、東北新幹線、秋田新幹線、山形新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、宇都宮線（東北本線）、高崎線、京浜東北線、川越線、武藏野線、埼京線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）及び埼玉高速鉄道線（地下鉄 7 号線）が整備され、特に大宮駅は、新幹線 6 路線を含む鉄道の結節点であり、東日本の鉄道交通の要衝となっています。

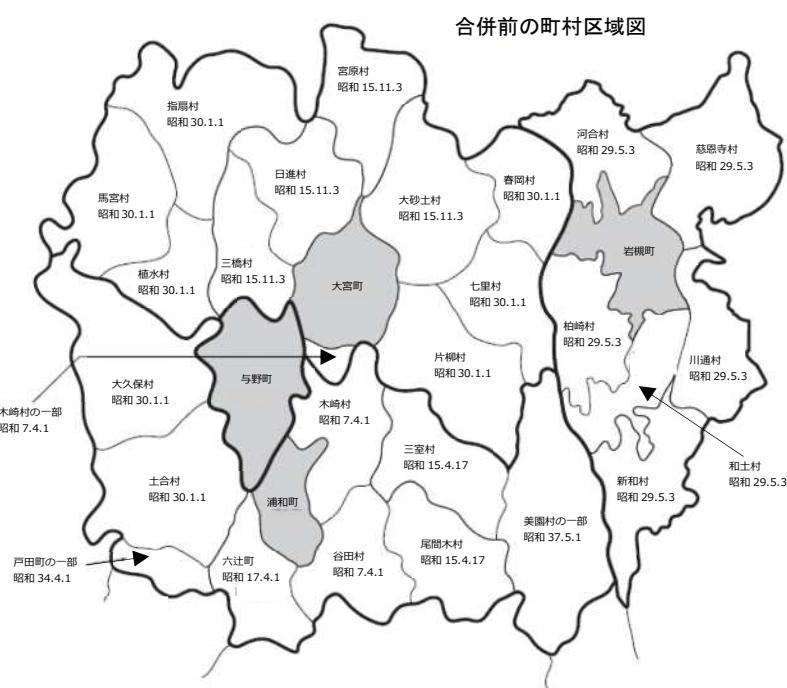
市内主要駅周辺では、商業・業務機能、行政機能、文化機能などが集積しており、市街地再開発事業などの推進により、情報機能、コンベンション機能など、地域の個性を生かしたより高度な都市機能の整備が進められています。

また、令和元年 7 月には、国から「SDGs 未来都市」として選定され、県内はもとより全国の自治体から更に視線が注がれるようになりました。

現在、さいたま市では「上質な生活都市」、「東日本の中枢都市」の 2 つの将来都市像を、本市の総合振興計画である「2030 さいたま輝く未来と希望のまちプラン」に掲げており、市民満足度のさらなる向上を目指し、地域の特性を生かした都市づくりに取り組んでいます。

(2) 市域の変遷

市名	合併等の経緯	
浦和市	昭和 7 年 4 月 1 日 昭和 9 年 2 月 11 日 昭和 15 年 4 月 17 日 昭和 17 年 4 月 1 日 昭和 30 年 1 月 1 日 昭和 34 年 4 月 1 日 昭和 37 年 5 月 1 日	浦和町、木崎村、谷田村が合併 市制施行 三室村、尾間木村と合併 六辻町と合併 土合村、大久保村と合併 戸田町の一部を編入 美園村の一部と合併
大宮市	昭和 7 年 4 月 1 日 昭和 15 年 11 月 3 日 昭和 30 年 1 月 1 日	大宮町が木崎村の一部を編入 大宮町、三橋村、日進村、宮原村、大砂土村が合併 市制施行 指扇村、馬宮村、植水村、片柳村、七里村、春岡村と合併
与野市	明治 22 年 4 月 1 日 昭和 33 年 7 月 15 日	与野町、小村田村、上落合村、下落合村、中里村、大戸村、鈴谷村、上峰村、八王子村、円阿弥村が合併 市制施行
岩槻市	昭和 29 年 5 月 3 日 昭和 29 年 7 月 1 日	岩槻町、川通村、柏崎村、和土村、新和村、慈恩寺村、河合村が合併 市制施行
さいたま市	平成 13 年 5 月 1 日 平成 15 年 4 月 1 日 平成 17 年 4 月 1 日	浦和市、大宮市、与野市が合併 市制施行 政令指定都市移行 さいたま市、岩槻市が合併

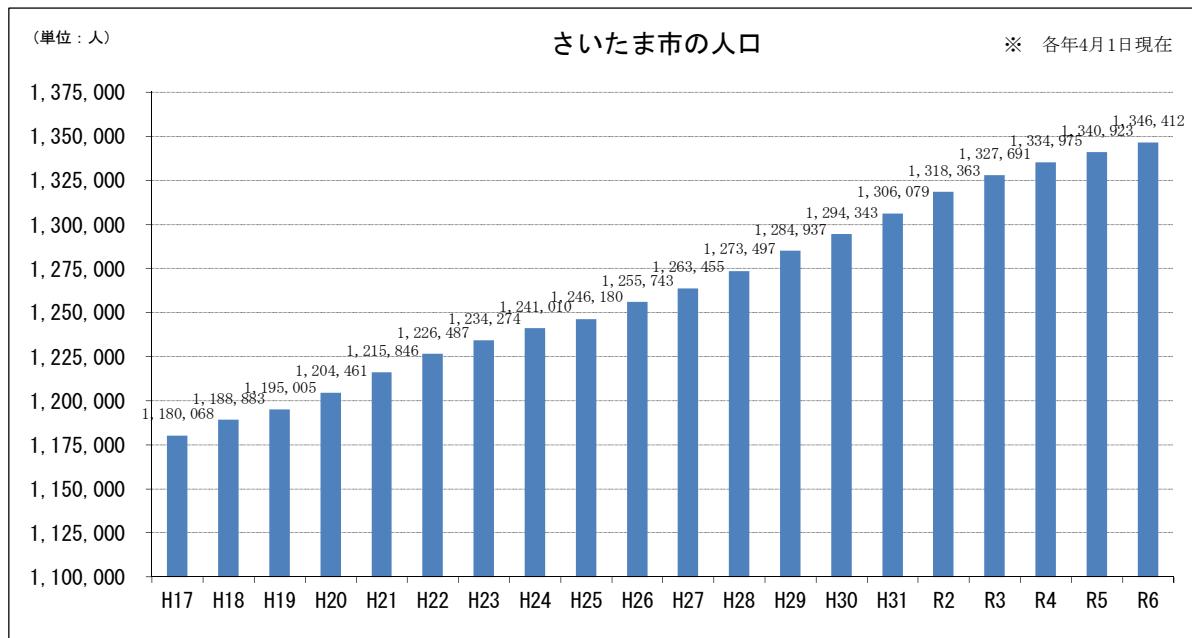


(3) 人口の推移

(単位：人)

年	さいたま市人口 〔浦和市・大宮市・与野市合併（平成13年5月1日）〕		岩槻市人口
平成14年			1,042,180
15年			1,050,995
16年			1,061,580
年	さいたま市人口 〔さいたま市・岩槻市合併（平成17年4月1日）〕		
平成17年	1,180,068	令和2年	1,318,363
18年	1,188,883	3年	1,327,691
19年	1,195,005	4年	1,334,975
20年	1,204,461	5年	1,340,923
21年	1,215,846	6年	1,346,412
22年	1,226,487		
23年	1,234,274		
24年	1,241,010		
25年	1,246,180		
26年	1,255,743		
27年	1,263,455		
28年	1,273,497		
29年	1,284,937		
30年	1,294,343		
31年	1,306,079		

※ 上記人口（～平成25年度）は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口に外国人人口を加えた数値。



(4) 住所の変遷

平成 13 年 5 月 1 日 旧浦和市・旧大宮市・旧与野市が合併して、さいたま市が誕生

住所の表示は、旧○○市がさいたま市と変わり、町・大字名については、原則、変更はありません。ただし、旧大宮市と旧浦和市にあった同一の町・大字名の「仲町」「大字塚本」「大字昭和」につきましては、それぞれ「大宮」「浦和」を付けて変更しました。

変更前	⇒	変更後
旧大宮市「仲町 1 ~ 3 丁目」	⇒	さいたま市「大宮仲町 1 ~ 3 丁目」
旧浦和市「仲町 1 ~ 4 丁目」	⇒	〃 「浦和仲町 1 ~ 4 丁目」
旧大宮市「大字塚本」	⇒	〃 「大字大宮塚本」
旧浦和市「大字塚本」	⇒	〃 「大字浦和塚本」
旧大宮市「大字昭和」	⇒	〃 「大字大宮昭和」
旧浦和市「大字昭和」	⇒	〃 「大字浦和昭和」

平成 14 年 12 月 7 日

浦和都市計画事業東浦和第一土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「東浦和 1 ~ 9 丁目」となりました。

- 大字大牧の一部
- 大字蓮見新田の一部
- 大字大間木の一部
- 大字中尾の一部
- 大字井沼方の一部

平成 15 年 4 月 1 日 さいたま市は、政令指定都市となり 9 の行政区を設置

設置区名：西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区

住所の表示は、例として「さいたま市常盤 6 丁目 4 番 4 号」に区が追加され「さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号」のようになりました。(一部の地域を除いて、住居表示を未実施・実施にかかわらず同様の表示です。)

なお、区設置に伴い合併時に変更した「大宮仲町・浦和仲町」「大字大宮塚本・大字浦和塚本」「大字大宮昭和・大字浦和昭和」について、それぞれ「大宮」「浦和」を削除しました。

変更前	⇒	変更後
「大宮仲町 1 ~ 3 丁目」	⇒	(大宮区)「仲町 1 ~ 3 丁目」
「浦和仲町 1 ~ 4 丁目」	⇒	(浦和区)「仲町 1 ~ 4 丁目」
「大字大宮塚本」	⇒	(西 区)「大字塚本」
「大字浦和塚本」	⇒	(桜 区)「大字塚本」
「大字大宮昭和」	⇒	(西 区)「大字昭和」
「大字浦和昭和」	⇒	(桜 区)「大字昭和」

また、さいたま新都心土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「中央区新都心」となりました。

- 上木崎 1 丁目の一部
- 吉敷町 2 丁目の一部
- 北袋町 1 丁目の一部
- 大字上落合 1 丁目の一部
- 上落合 1 丁目の一部
- 錦町の一部

平成 17 年 4 月 1 日 岩槻市と合併

岩槻市と合併し、岩槻市の区域は岩槻区となり、さいたま市で 10 番目の行政区として誕生しました。住所の表示は、岩槻市がさいたま市岩槻区となりました。
なお、町・大字名の変更はありません。

●住所の表示（例）

変更前	⇒	変更後
岩槻市本町 3 丁目 2 番 5 号	⇒	さいたま市岩槻区本町 3 丁目 2 番 5 号

平成 17 年 12 月 17 日

さいたま都市計画事業大宮深作土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「見沼区春野 4 丁目」となりました。

- 見沼区大字深作の一部
- 見沼区大字丸ヶ崎の一部

平成 18 年 9 月 16 日

さいたま都市計画事業北部拠点宮原土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域の町界及び地番が変更になりました。

- 北区宮原町 1 丁目の一部
- 北区植竹町 1 丁目の一部
- 北区植竹町 2 丁目の一部
- 北区土呂町の一部
- 北区本郷町の一部

また、緑区大字井沼方を緑区東浦和 2 丁目に編入しました。

平成 20 年 2 月 9 日

北区大字上加の一部を北区日進町 2 丁目に編入しました。
岩槻区大字南平野の一部を岩槻区東岩槻 6 丁目に編入しました。

平成 20 年 7 月 19 日

さいたま都市計画事業島町東部土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「見沼区島町 1 ~ 2 丁目」となりました。

- 見沼区島町の一部

また、さいたま市山崎農住組合土地区画整理事業の換地処分が完了し、緑区大字三室（一部）の地番が変更となりました。

平成 20 年 11 月 22 日

さいたま都市計画事業日進東土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域の町界及び地番が変更になりました。

- 北区日進町 2 丁目の一部
- 北区日進町 3 丁目の一部
- 北区宮原町 3 丁目の一部
- 北区大成町 4 丁目の一部

平成 21 年 1 月 10 日

さいたま都市計画事業深作西部土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「見沼区春岡 1～3 丁目」となりました。

- 見沼区大字深作の一部
- 見沼区大字丸ヶ崎の一部
- 見沼区大字小深作の一部
- 見沼区島町の一部

平成 22 年 6 月 26 日

さいたま都市計画事業中尾不動谷・駒前土地区画整理事業の換地処分が完了し、緑区大字中尾（一部）の小字界及び地番が変更となりました。

平成 23 年 3 月 23 日

指扇北土地改良区営土地改良事業指扇北地区（区画整理事業）の換地処分が完了し、西区大字清河寺・大字高木（各一部）の大字・小字界及び地番が変更となりました。

平成 23 年 10 月 8 日

さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「岩槻区南平野 1～5 丁目」となりました。

- 岩槻区大字南平野の一部
- 岩槻区大字長宮の一部

平成 25 年 9 月 21 日

さいたま都市計画事業三室南宿土地区画整理事業の換地処分が完了し、緑区大字三室・松木 1 丁目（各一部）の町字界及び地番が変更となりました。

平成 29 年 2 月 18 日

さいたま都市計画事業浦和東部第二土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「緑区美園 1～6 丁目」となりました。

- 緑区大字高畑の一部
- 緑区大字中野田の一部
- 緑区大字玄蕃新田の一部
- 緑区大字寺山の一部
- 緑区大字下野田の一部
- 緑区大字南部領辻の一部
- 緑区大字上野田の一部
- 緑区大字大崎の一部
- 緑区大字大門の一部

また、さいたま市都市計画事業岩槻南部新和西土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「岩槻区美園東 1～3 丁目」となりました。

- 岩槻大字尾ヶ崎の一部
- 岩槻区大字尾ヶ崎新田の一部
- 岩槻区大字釣上新田
- 岩槻区大字釣上の一
■ 岩槻区大字釣上新田

平成 29 年 11 月 18 日

さいたま都市計画事業大宮西部土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「西区西大宮 1～4 丁目」となりました。

- 西区大字指扇の一部
- 西区大字清河寺の一部
- 西区大字高木の一部
- 西区大字中釘の一部

平成 31 年 3 月 2 日

さいたま都市計画事業大間木水深土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「緑区大間木 2～3 丁目」となりました。

- 緑区大字大間木の一部

令和 4 年 2 月 11 日

さいたま都市計画事業風渡野南特定土地区画整理事業の換地処分が完了し、次の地域が「見沼区風渡野 1～2 丁目」となりました。

- 見沼区大字風渡野の一部
- 見沼区大字東門前の一部

(5) 町字名一覧 (令和6年4月1日現在)

西区		北区		大宮区		見沼区	
い いだ 大字飯田	う うえたけちょう 植竹町1・2丁目	あ あずまちょう 東町1・2丁目	お おおや 大字大谷				
い いだしんでん 大字飯田新田	お おおなり 大字大成	あ あまぬまちょう 天沼町1・2丁目	お おおわだちょう 大和田町				
う うえたやはん 大字植田谷本 大字植田谷本村新田	お おおなりちょう 大成町4丁目	お おおはら 大原6・7丁目	お おろしちょう 卸町1・2丁目			1・2丁目	
う うえたやはんむらしんでん 大字植田谷本村新田	お おおみや 大字大宮	か かみこちょう 上小町	か かたや 加田屋1・2丁目			おろしちょう 卸町1・2丁目	
う うえたのはんこう 大字上野本郷	か かみか 大字上加	か 吉敷町1～4丁目	か かたやなぎ 大字片柳			かたのはんこう 上小町	
か かみうちの 大字上内野	く くしひきちょう 櫛引町2丁目	か きたぶくろちょう 北袋町1・2丁目	か かたやなぎ 大字片柳			かたのはんこう 吉敷町1～4丁目	
さ さしあおり 大字指扇	こ こんばちょう 今羽町	く くしひきちょう 柳引町1丁目	く かたやなぎ 片柳1・2丁目			かたやなぎひがし 片柳東	
さ さしあおりようつじ 大字指扇領辻	す すなちょうど 砂町1丁目	さ さくらぎちょう 桜木町1～4丁目	さ かみやまぐちしんでん 大字上山口新田			かたやなぎひがし 片柳東	
さ さしあおりようべっしょ 大字指扇領別所	と とろ 大字土呂	し しもちょう 下町1～3丁目				かみやまぐちしんでん 大字上山口新田	
さ さちがわ 大字佐知川	と とろちょう 土呂町	し じめのうちょう 寿能町1・2丁目	こ こ かさく 大字小深作			こ こ かさく 大字小深作	
さ さんじょうまち 大字三条町	と とろちょう 土呂町1・2丁目	せ せんげんちょう 浅間町1・2丁目	さ ささまる 大字笹丸			さ ささまる 大字笹丸	
し しまね 大字島根	な ならちょうど 奈良町	た だいもんちょう 大門町1～3丁目	し しま 大字島			しま 島町	
し しまうちの 大字下内野	に にしほんごう 大字西本郷	た たかはなちょうど 高鼻町1～4丁目	しま しまちょうど 島町1・2丁目			しま 島町	
し しょうわ 大字昭和	と にしそく 大字西谷	と とでちょうど 手町1～3丁目	しま しまちょうど 島町1・2丁目			しま 島町1・2丁目	
せ せいがんじ 大字清河寺	な にっしんちょう 日進町1～3丁目	な なからちょう 仲町1～3丁目	せ せんうえもんしんでん 大字新右エ門新田			せ せんうえもんしんでん 大字新右エ門新田	
た たかぎ 大字高木	ひ ひがしおなりちょうど 東大成町	に にしきちょう 錦町	す すな 大字砂			す すな 大字砂	
つ つかもと 大字塚本	ほ ほりのうちらちょうど 堀之内町	ほ ほりのうちらちょうど 堀之内町	そ そめや 大字染谷			す すらちょうど 砂町2丁目	
つ つかもとちょうど 塚本町1～3丁目	へ べっしょちょう 別所町	ほ ほりのうちらちょうど 堀之内町	そ そめや 大字染谷			そ そめや 大字染谷	
な なかくき 大字土屋	ほ ほんこうちょう 本郷町	み みはし 三橋1～4丁目	み みはし 染谷1～3丁目			み みはし 染谷1～3丁目	
な なかのはやし 大字中釘	み ほんさいちょう 盆栽町	み みやちょう 宮町1～5丁目	な な 大字中川			な な 大字中川	
に なかのはやし 大字中野林	み みぬま 見沼1～3丁目		に にいつみ 大字新堤			に にいつみ 大字新堤	
に にしあすま 大字西遊馬		み みやはらちょうど 宮原町1～4丁目				に にしやましんでん 大字西山新田	
に にしあらい 大字西新井	よ よしのちょうど 吉野町1・2丁目					に にしやまむらしんでん 大字西山村新田	
に にしうちの 大字西内野						は はすぬま 大字蓮沼	
に にしおみや 西大宮1～4丁目						は はるおか 春岡1～3丁目	
ひ ひらかたりょうりょうけ 大字平方領々家						は はるの 春野1～4丁目	
ふ ふたつみや 大字二ツ宮						ひ ひがしららい 大字東新井	
ふ ふらぎ プラザ						ひ ひがしおみや 東大宮1～7丁目	
ほ ほうらい 大字宝來						ひ ひがしめやした 大字東宮下	
み みはずはた 大字水判土						ひ ひがしみやした 東宮下1～3丁目	
み みねぎし 大字峰岸						ひ ひがしもんぜん 大字東門前	
み みはし 三橋5・6丁目						ひ ひがこ 大字膝子	
み みやまえちょうど 官前町						ふ ふかさく 大字深作	
ゆ ゆぎちょう 湯木町1・2丁目						ふ ふかさく 深作1～5丁目	
						ふ ふつとの 大字風渡野	
						ほ ほりさきちょうど 堀崎町	

見沼区		中央区		桜区		浦和区	
ま	まるがさき 大字丸ヶ崎	う	うえみね 上峰 1~4 丁目	お	おおくぼりょうけ 大字大久保領家	お	おおはら 大原 1~5 丁目
	まるがさきちょう 丸ヶ崎町	え	えんなみ 円阿弥 1~7 丁目	か	かみおおくぼ 大字上大久保	か	かみさき 上木崎 1~8 丁目
み	みくら 大字御蔵	お	おおと 大戸 1~6 丁目	こ	ごせき 大字五関	き	きさき 木崎 1~5 丁目
	みなみなかの 大字南中野	か	かみおちあい 大字上落合	さ	さいけ 大字在家		きしちょう 岸町 1~7 丁目
	みなみなかまる 大字南中丸		かみおちあい 下落合 1~9 丁目	さ	さかわ 大字栄和		きたうらわ 北浦和 1~5 丁目
	みやがやとう 大字宮ヶ谷塔	さ	さくらおか 桜丘 1・2 丁目	さかわ	さかわ 栄和 1~6 丁目	こ	こうさんちょう 皇山町
	みやがやとう 宮ヶ谷塔 1~4 丁目	し	しもおちあい 大字下落合	さくらだ	さくらだ 桜田 1~3 丁目		こまば 駒場 1・2 丁目
	みやま 大字見山		しもおちあい 下落合 2~7 丁目	し	しびらき 大字新開	し	しんめい 神明 1 丁目
や	やま 大字山		しんとしん 新都心		しびらき 新開 1~4 丁目		(1~6 番、10~17番を除く)
		す	すずや 鈴谷 1~9 丁目		しめく 大字宿		しんめい 神明 2 丁目
		は	はちおうじ 八王子 1~5 丁目		しょうわ 大字昭和		(1~4 番を除く)
		ほ	ほんまちにし 本町西 1~6 丁目		しらくわ 大字白鍬	せ	せがさき 瀬ヶ崎 1~5 丁目
			ほんまちひがし 本町 東 1~7 丁目		じんで 大字神田	た	たいどう 大東 1~3 丁目
				せ	せき 大字閑		たかさご 高砂 1~4 丁目
				た	たじま 大字田島	と	ときわ 常盤 1~10 丁目
				た	たじま 田島 1~10 丁目	な	なからよう 仲町 1~4 丁目
				つ	つかもと 大字塚本	は	はりがや 針ヶ谷 1~4 丁目
				と	どうじょう 大字道場	ひ	ひがしきしちょう 東岸町
					どうじょう 道場 1~5 丁目		ひかしたかさごちょう 東高砂町
				な	なかじま 大字中島		ひかしなかちょう 東仲町
					なかじま 中島 1~4 丁目	ま	まえじ 前地 1~3 丁目
		に	にしほり 大字西堀		みさき 大字三崎		
			にしほり 西堀 1~10 丁目	も	もとちょう 元町 1~3 丁目		
		ま	まちや 大字町谷		もとぶと 本太 1~5 丁目		
			まちや 町谷 1~4 丁目	り	りょうけ 領家 1~7 丁目		
		み	みなみもとじゅく 大字南元宿				
			みなみもとじゅく 南元宿 1・2 丁目				
		や	やまとほ 大字山久保				
			やまとほ 山久保 1・2 丁目				

南区		緑区		岩槻区			
う	うちや 内谷 1～7丁目	お	おおさき 大字大崎	あ	あいのはら 大字相野原		しんぶくじ 大字真福寺
え	えんじょうじ 大字円正寺		おおまき 大字大牧		あたごちょう 愛宕町	す	すえだ 大字末田
お	おおやぐち 大字大谷口 (2943番地1～2986番地1を 除く)		おおまき 大字大間木	い	いいづか 大字飯塚		すわ 諏訪 1～5丁目
			おおまき 大間木2・3丁目		いわつき 大字岩槻	た	たかそね 大字高曾根
			おおやぐち 大字大谷口	う	うえの 大字上野	と	とくりき 大字徳力
	おおやは 大谷場1・2丁目		(2943番地1～2986番地1)		うえの 上野1～6丁目	な	ながらよう 仲町1・2丁目
し	しかてぶくろ 鹿手袋1～7丁目	か	かみのだ 大字上野田		うきや 大字浮谷		ながみや 大字長宮
	しらはた 白幡1～6丁目	き	きたはら 大字北原		うらじおんじ 大字裏慈恩寺		なみき 並木1・2丁目
しんめい	神明1丁目 (1～6、10～17番)	け	げんばしんでん 大字玄蕃新田	お	おおぐら 大字大口	に	にいがたすか 大字新方須賀
		さ	さいど 道祖土1～4丁目		おおた 大字太田		にしはら 西原
しんめい	神明2丁目 (1～4番)	し	しづまち 芝原1～3丁目		おおた 太田1～3丁目		にしはらだい 西原台1・2丁目
			しものだ 大字下野田		おおと 大字大戸		にしまら 西町1～5丁目
せ	せき 関1・2丁目		しもやまぐらしんでん 大字下山口新田		おおのじま 大字大野島	の	のまご 大字野孫
た	だいたくぼ 太田窪		しんじゆく 大字新宿		おおもり 大字大森	は	はらまち 原町
	だいたくぼ 太田窪	た	だいたくぼ 太田窪1・3丁目		おおや 大字大谷	ひ	ひがしいわつき 東岩槻1～6丁目
	2・4・5丁目		だいどう 大字大道		おがさき 大字尾ヶ崎		ひがしちょう 東町1・2丁目
つ	つじ 辻1～8丁目		だいもん 大字大門		おがさきしんでん 大字尾ヶ崎新田		ひのでちょう 日の出町
て	ていがれい 大字堤外		だいやま 大字代山		おもてじょんじ 大字表慈恩寺	ふ	ふない 府内1～4丁目
ぬ	ぬまかげ 沼影1～3丁目		たかばたけ 大字高畠	か	かぎあげ 大字釣上	へ	へいりんじ 大字平林寺
ね	ねぎし 根岸1～5丁目	て	てらやま 大字寺山		かぎあげしんでん 大字釣上新田	ほ	ほんじゅく 大字本宿
ひ	ひろがやと 大字広ヶ谷戸	な	なかお 大字中尾		かくら 大字加倉		ほんぢよう 本町1～6丁目
ふ	ぶぞう 文蔵1～5丁目		なかのだ 大字中野田		かくら 加倉1～5丁目		ほんまる 本丸1～4丁目
へ	べっしょ 別所1～7丁目		なんぶりょううじ 大字南部領辻		かけ 大字掛	ま	まごめ 大字馬込
ま	まがもと 曲本1～5丁目	は	はすみしんでん 大字蓮見新田		かしわさき 大字柏崎		ましなが 大字増長
	まつもと 松本1～4丁目		はらやま 原山1～4丁目		かなしげ 大字金重	み	みそのひがし 美園東1～3丁目
み	みなみうらわ 南浦和1～4丁目		はんぱ 馬場1・2丁目		かなむろ 大字鹿室		みなみしあらい 大字南下新井
	みなみほんぢよう 南本町1・2丁目	ひ	ひがしうらわ 東浦和1～9丁目		かみさと 上里1・2丁目		みなみほんぢ 大字南辻
よ	よつや 四谷1～3丁目		ひがしたいもん 東大門1～3丁目	く	くろや 大字黒谷		みなみひらの 大字南平野
		ま	まつき 松木1～3丁目	こ	かほ 大字古ヶ場		みなみひらの 南平野1～5丁目
			まみや 大字間宮		こかほ 古ヶ場1・2丁目		みのわ 大字箕輪
	<td>み</td> <td>みうら 大字三浦</td> <td></td> <td>こみぞ 大字小溝</td> <td></td> <td>みやちょう 宮町1・2丁目</td>	み	みうら 大字三浦		こみぞ 大字小溝		みやちょう 宮町1・2丁目
			みぞの 美園1～6丁目	さ	ささくぼ 大字笹久保		みゆきちょう 美幸町
			みぬま 大字見沼		ささくぼしんでん 大字笹久保新田	む	むらくに 大字村国
			みむろ 大字三室	し	じおんじ 大字慈恩寺	や	やした 大字谷下
			みやうしろ 大字宮後		じょうなん 城南1～5丁目	よ	よこね 大字横根
			みやもと 宮本1・2丁目		しろまち 城町1・2丁目		
		や	やまさき 山崎1丁目				

2 各区の概況

(1) 区制度の概要

① 政令指定都市

政令指定都市は、地方自治法で「政令で指定する人口 50 万以上の市」と規定されている都市のことと言います。一般の市と異なり都道府県と同等の行財政能力などを有し、児童福祉・生活保護・母子保健・食品衛生・都市計画などの事務を処理することができます。

政令指定都市制度は、大都市における行政運営を効率的に行うために創設された制度です。大都市においては、人口や産業が集中することになり、市が対処しなければならない行政需要が増大し、高度で広範多岐にわたる行政サービスが必要となります。そのため、地方自治法やその他の法令において、一般の市とは異なる行財政制度上の特例を定めて、市民生活に関わりの深い事務や権限を都道府県から大都市に移譲し、大都市行政の合理的・能率的な運営を図り、市民福祉の向上を図ろうとするものです。

令和 6 年 4 月 1 日現在の政令指定都市は、さいたま市を含め全国で 20 市です。

② 区の設置

政令指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるために、条例で市域に複数の区（行政区）を設置し、区の事務所（区役所）を置くこととされています。（地方自治法第 252 条の 20 第 1 項）

区役所にどのような機能を持たせるかは、市長の裁量に任せられています。実際、各政令指定都市でも、区役所が分担する事務事業の内容にはそれぞれの実情に応じた差があり、これらを大きく分類すると、戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金、福祉などの日常的・定型的な窓口業務を中心とする「小区役所制」と、これらに加えて、保健、土木、建築などの業務を幅広く行う「大区役所制」に分類されます。

各政令指定都市では、大都市行政の効果的な運営のため設置している区が、地域における総合的な市民サービスを行う拠点として自主的に事務処理ができるよう、地域内分権化を図るという観点からその権限を強化するための取組や検討が行われているところです。

■政令指定都市の「区」と東京都の「区」の違いについて■

各政令指定都市に設置されている区は「行政区」といい、市長の権限（仕事）を分担して行うために設けられた市役所の内部組織の一部です。そのため、独立した法人格がなく、区長は、市的一般職員の中から市長が任命し、区議会もありません。

一方、東京都に設置されている区は「特別区」といわれ、一般の市町村と同じ扱いとなる独立した法人であり、地方自治体の一つです。従って、区長公選制、区議会の設置、課税権などがあります。

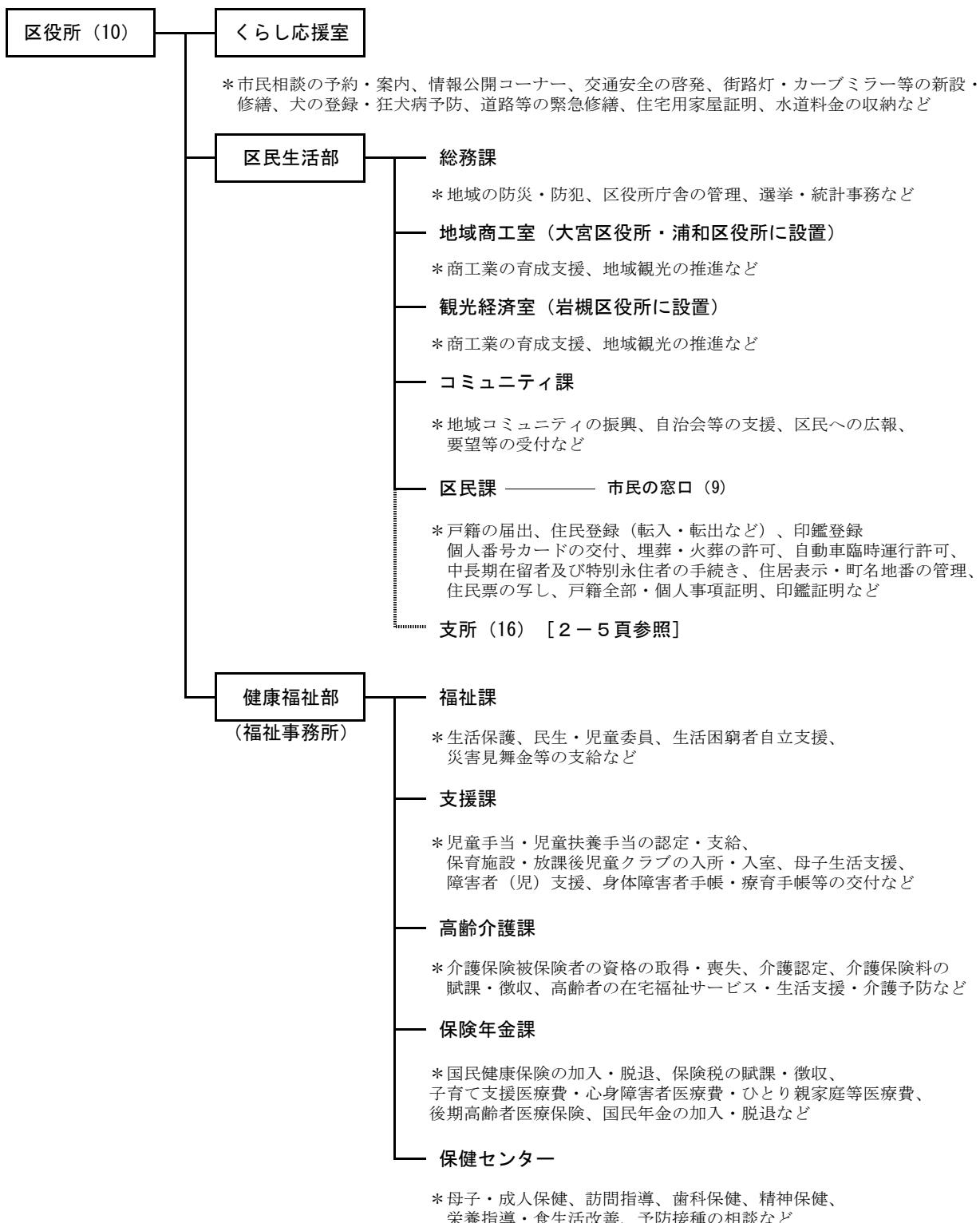
③ さいたま市の区制

本市は、平成 15 年 4 月の政令指定都市移行に伴い、市内に 9 つの区を設置し、平成 17 年 4 月の岩槻市との合併により岩槻区を設置し、現在、市内 10 区による区制を施行しています。

本市では、各区役所を地域における総合的な市民サービスを行う拠点組織と位置づけ、市民生活に密着した窓口業務を行うほか、市民のニーズや地域の課題に総合的に対応しています。

本市の区における総合行政の推進は、『さいたま市区における総合行政の推進に関する規則』（4-2 頁参照）に則っています。

(2) 区役所の仕組みと主な仕事 (令和6年4月1日現在)



○ 区役所の組織改正

年　月	組　織　改　正　の　概　要
平成 15 年 4 月	・政令指定都市移行に伴い区制施行。市内 9 区に区役所を開設する。
平成 16 年 4 月	・課税・収納部門の強化を図るため、区民生活部「税務課」を「課税課」に名称変更し、併せて税務課内の収納担当を分課し、新たに「収納課」を設置する。 ・大宮区役所に限り設置されていた「法人課税課」及び「保険業務課」、中央区役所の「地域経済課」を廃止する。
平成 17 年 4 月	・岩槻市との合併に伴い、旧岩槻市域を岩槻区とし、新たに岩槻区役所を開設する。 ・岩槻区役所の区民生活部区民課に、「岩槻駅市民の窓口」、「東岩槻市民の窓口」を編入する。
平成 18 年 4 月	・区役所執行体制の充実強化を図るため、コミュニティ担当総括参事及びセキュリティ担当副参事を廃止し、「副区長」を設置する。
平成 19 年 4 月	・大宮区役所及び浦和区役所の区民生活部「地域経済課」を廃止し、農業関係事務を農政課に移管するとともに、同区役所の区民生活部総務課に商工関係事務等を行う「地域商工室」を設置する。
平成 20 年 1 月	・健康福祉部福祉課「福祉医療係」を保険年金課に移管する。
平成 21 年 4 月	・南区役所の区民生活部区民課「谷田市民の窓口」及び岩槻区役所の区民生活部区民課「東岩槻市民の窓口」を廃止し、取り扱う業務を拡大し市民サービスの向上を図るため、南区役所の区民生活部に「谷田支所」を、岩槻区役所の区民生活部に「東岩槻支所」を設置する。
平成 21 年 7 月	・区民サービスの充実に向けた体制の強化を図るため、区民生活部「生活課」を廃止し、区長直轄の「くらし応援室」を設置する。
平成 22 年 4 月	・生活保護受給者の増加や内容の複雑化に対応するため、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区役所の健康福祉部福祉課「保護係」を「保護第 1 係」と「保護第 2 係」とする。

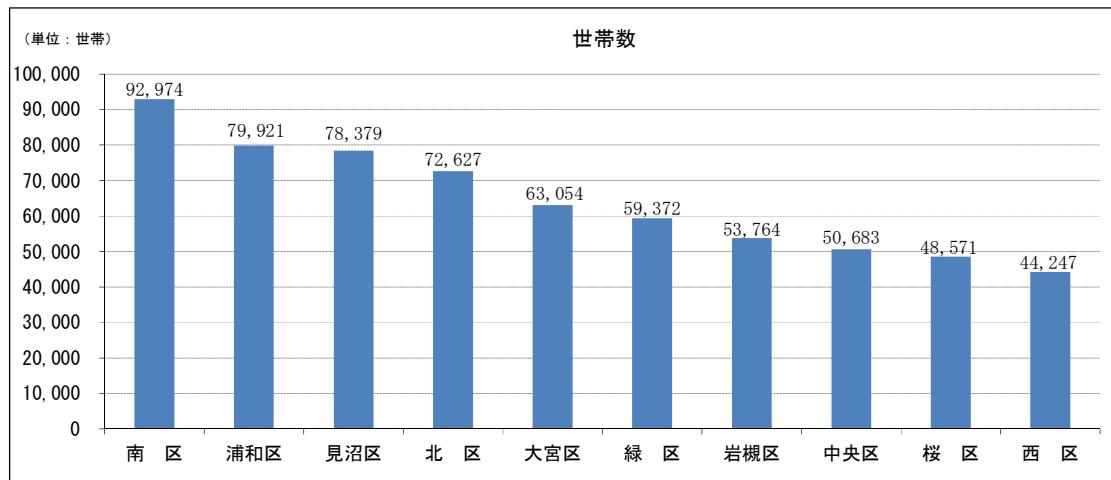
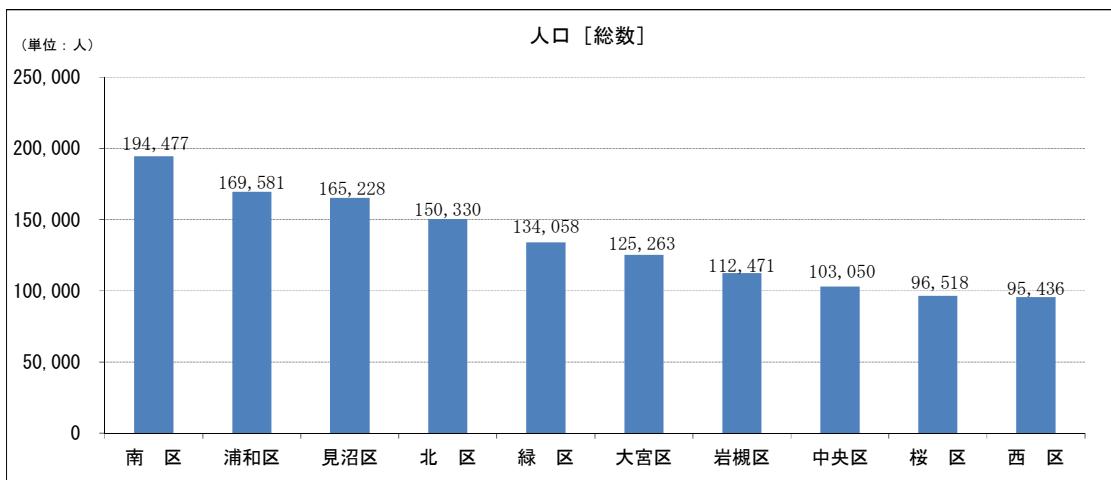
年　月	組　織　改　正　の　概　要
平成 23 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・区の伝統文化・史跡・名所等を活用した事業の展開や各種団体との連携による事業の展開推進のため、岩槻区役所の区民生活部総務課に「観光経済室」を設置する。 ・災害時には最前線となる区役所に地域に密着した防災業務を移管することで、市民との協働・連携による地域防災力の一層の向上を図るため、区民生活部総務課「総務・会計係」を「総務・地域安全係」に名称変更する。 ・生活保護受給者の増加や内容の複雑化に対応するため、桜区、浦和区、南区及び緑区役所の健康福祉部福祉課「保護係」を「保護第1係」と「保護第2係」とする。
平成 23 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・岩槻区役所に設置されていた「岩槻駅市民の窓口」を廃止する。
平成 24 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する区役所の役割を市民に対し明確にするため、区民生活部総務課「総務・地域安全係」を「防災・総務係」に変更する。 ・生活保護受給者の増加や内容の複雑化に対応するため、西区及び中央区役所の健康福祉部福祉課「保護係」を「保護第1係」と「保護第2係」とし、見沼区及び岩槻区役所の健康福祉部福祉課に「保護第3係」を設置する。 ・市民サービスの向上を図るため、岩槻区役所の区民生活部区民課に「府内市民の窓口」を設置する。
平成 25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・区長の組織編制権限に基づき、防災・防犯への専門的な対応を図るため、大宮区及び南区役所の区民生活部総務課「防災・総務係」を分割し「総務係」及び「防災・防犯係」を設置する。
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者の増加や内容の複雑化に対応するため、南区役所の健康福祉部福祉課に「保護第3係」を設置する。
平成 30 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「課内室」としている小規模組織の責任所在を明確にするため、大宮区及び浦和区役所区民生活部総務課の「地域商工室」と、岩槻区役所区民生活部総務課の「観光経済室」を課相当の小規模組織として「室」と整理し、それぞれ区民生活部に設置する。
令和 2 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課徴収事務を集約し、より適正・公平な税務行政を実現するため、区民生活部「課税課」及び「収納課」を廃止し、「北部市税事務所」及び「南部市税事務所」に統合する。なお、引き続き区役所で、税証明交付や市税の納付等を取り扱うため、大宮区役所及び浦和区役所に近接するときわ会館内に「市税の総合窓口」を、大宮区役所及び浦和区役所を除く 8 区役所内には「市税の窓口」を設置する。なお、「北部・南部市税事務所」「市税の総合窓口」「市税の窓口」は、財政局が所管する。

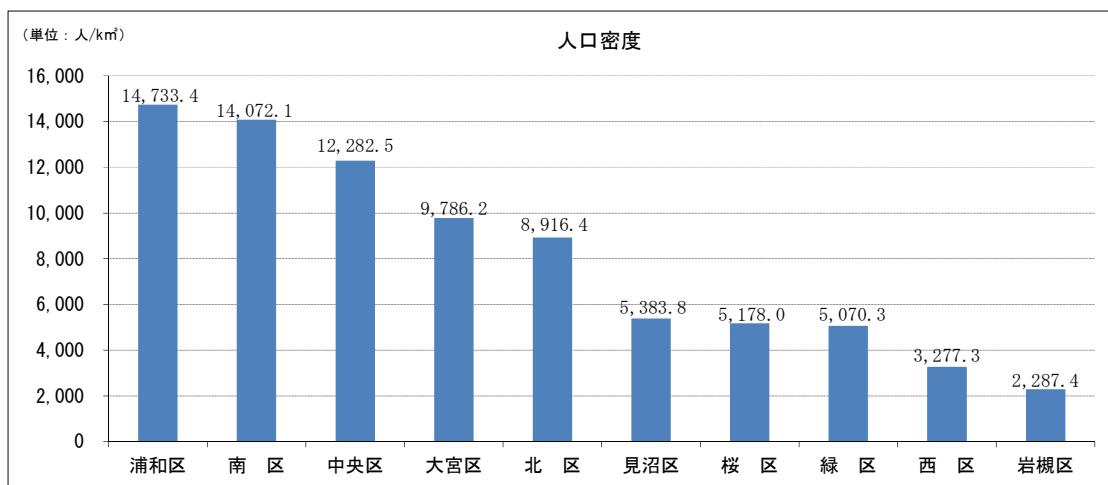
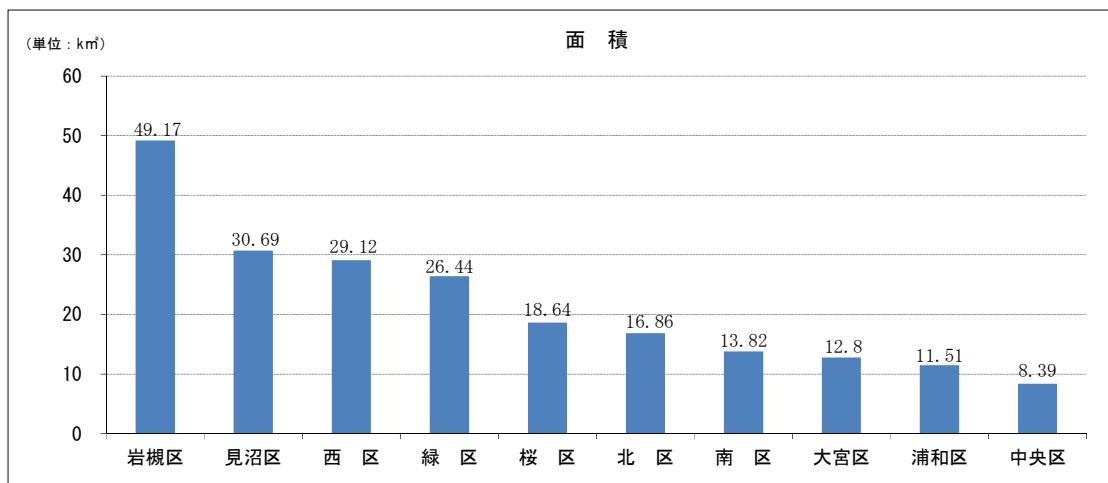
年　月	組織改正の概要
令和4年4月	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の増加や内容の複雑化に対応するため、北区役所及び桜区役所の健康福祉部福祉課に「保護第3係」を設置する。
令和5年4月	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の増加や内容の複雑化に対応するため、見沼区役所の健康福祉部福祉課に「保護第4係」を設置する。
令和6年4月	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談体制を強化するため、各区支援課に「こども家庭総合相談係」を設置する。

(3) 各区の人口・世帯数・面積・人口密度（令和6年4月1日現在）

	西 区	北 区	大宮区	見沼区	中央区	桜 区	浦和区	南 区	緑 区	岩槻区	さいたま市
人口〔総数〕 (人)	95,436	150,330	125,263	165,228	103,050	96,518	169,581	194,477	134,058	112,471	1,346,412
人口〔男〕 (人)	47,147	74,429	62,233	81,544	50,737	48,763	82,133	97,117	66,141	56,570	666,814
人口〔女〕 (人)	48,289	75,901	63,030	83,684	52,313	47,755	87,448	97,360	67,917	55,901	679,598
世帯数 (世帯)	44,247	72,627	63,054	78,379	50,683	48,571	79,921	92,974	59,372	53,764	643,592
面 積 (km ²)	29.12	16.86	12.80	30.69	8.39	18.64	11.51	13.82	26.44	49.17	217.43
一世帯当たり構成員(人)	2.16	2.07	1.99	2.11	2.03	1.99	2.12	2.09	2.26	2.09	2.09
人口密度 (人/km ²)	3,277.3	8,916.4	9,786.2	5,383.8	12,282.5	5,178.0	14,733.4	14,072.1	5,070.3	2,287.4	6,192.4

○ 各区の人口・世帯数・面積・人口密度の比較





- ※ 本市の自然、人口、経済、社会、教育などの各分野における統計資料を総合的に収録した「さいたま市統計書」は、市ウェブサイトや各区役所の情報公開コーナーで公表しています。
- ※ トップページ>市政情報>人口・統計>統計書>さいたま市統計書（市ウェブサイト）
<https://www.city.saitama.lg.jp/006/013/001/005/index.html>

(4) 区役所庁舎概要 (令和6年4月1日現在)

	所在 地 電 話 番 号	建 築 年 月	区 役 所 開 設 年 月
西区役所	 <p>〒331-8587 西区西大宮3丁目4番地2 電話 048-622-1111 FAX 048-620-2760</p>	平成15年3月	平成15年4月
北区役所	 <p>※1</p> <p>〒331-8586 北区宮原町1丁目852番地1 電話 048-653-1111 FAX 048-669-6160</p>	平成20年3月	平成15年4月
大宮区役所	 <p>※2</p> <p>〒330-8501 大宮区吉敷町1丁目124番地1 電話 048-657-0111 FAX 048-646-3160</p>	平成31年3月	平成15年4月
見沼区役所	 <p>〒337-8586 見沼区堀崎町12番地36 電話 048-687-1111 FAX 048-681-6160</p>	平成15年3月	平成15年4月
中央区役所	 <p>本館</p> <p>〒338-8686 中央区下落合5丁目7番10号 電話 048-856-1111 FAX 048-840-6160</p> <p>別館</p>	昭和43年10月	平成15年4月
		①昭和46年3月 ②平成12年12月	
	合計	—	—

※1 北区役所の「敷地面積」はプラザノース全体の面積であり、「建築面積」「延床面積」は、区役所占有面積の数値である。
なお、「駐車場」「駐輪場」はプラザノース、北図書館と共に用である。

※2 大宮区役所の「敷地面積」「建築面積」「延床面積」は大宮区役所・大宮図書館全体の面積である。
なお、「駐車場」「駐輪場」は大宮図書館と共に用である。

敷地面積 (m ²)	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	構造・規模	①来庁者用 ②公用 ③駐車場台数合計	①来庁者用 ②公用 ③駐輪場台数合計
6,000.30	2,521.18	4,864.48	鉄骨造 地上3階	①55台 ②11台 ③66台	①150台 ②52台 ③202台
26,015.66	1,655.38	4,915.57	鉄筋コンクリート造 免震構造 地上3階	①166台 ②17台 ③183台	①341台 ②40台 ③381台
7,548.53	4,157.18	23,541.76	鉄骨造一部CFT造 中間層免震 地上6階 地下1階	① 89台 ② 96台 ③ 185台	①282台 ②159台 ③441台
6,070.44	2,409.27	5,719.85	プレキャスト コンクリート造 地上3階	① 58台 ② 2台 ③ 60台	① 47台 ② 36台 ③ 83台
7,435.73	1,826.49	5,776.48	鉄筋コンクリート造 地上4階	① 48台 ② 96台 ③ 144台	① 76台 ② 84台 ③ 160台
3,202.61	① 888.73 ② 1,127.60	①2,691.82 ②2,348.73	①鉄筋コンクリート造 地上4階 ②鉄筋コンクリート造 地上3階		
10,638.34	3,842.82	10,817.03	—	—	—

	所 在 地	建 築 年 月	区 役 所 開 設 年 月
桜 区 役 所 	〒338-8586 桜区道場 4 丁目 3 番 1 号 電話 048-858-1111 FAX 048-856-6270 ※ 3	平成17年3月	平成15年4月
浦 和 区 役 所 	〒330-9586 浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 電話 048-825-1111 FAX 048-829-6233 ※ 4	昭和51年2月	平成15年4月
南 区 役 所 	〒336-8586 南区别所 7 丁目 20 番 1 号 サウスピア 4 階～7 階 電話 048-838-1111 FAX 048-844-7270 ※ 5	平成24年11月	平成15年4月
緑 区 役 所 	〒336-8587 緑区大字中尾975番地 1 電話 048-874-1111 FAX 048-712-1270	平成15年3月	平成15年4月
岩 槻 区 役 所 	〒339-8585 岩槻区本町 3 丁目 2 番 5 号 ワツツ東館 3 階・4 階 電話 048-790-0111 FAX 048-790-0260 ※ 6	平成8年3月	平成17年4月

- ※ 3 桜区役所は、建物の地上 1 階から 4 階部分に相当する。上記「敷地面積」はプラザウエスト全体面積の数値であり、「建築面積」「延床面積」は区役所占有面積の数値である。
なお、「駐車場」はプラザウエスト、桜図書館、記念総合体育館と共に用で、「駐輪場」はプラザウエスト、桜図書館と共に用である。
- ※ 4 浦和区役所は、市役所本庁舎本館（地上 11 階、地下 2 階）の地上 1 階部分に相当する。上記「敷地面積」「建築面積」は市役所本庁舎本館の数値であり、「延床面積」は市役所本庁舎本館の地上 1 階部分の数値である。
なお、「駐車場」「駐輪場」は市役所と共に用である。
- ※ 5 南区役所の「駐車場」は、サウスピア専用駐車場及びサウスピア地下駐車場を利用し、「駐輪場」は、サウスピアの駐輪場を利用する。
なお、駐車場公用分には武藏浦和図書館を含み、駐輪場公用分には武藏浦和図書館、武藏浦和コミュニティセンター、シニアふれあいセンターサウスピア、子育て支援センターみなみを含む。
- ※ 6 岩槻区役所の「駐車場」は、ワツツビルと共に用である。

敷地面積 (m ²)	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	構造・規模	①来庁者用 ②公用 ③駐車場台数合計	①来庁者用 ②公用 ③駐輪場台数合計
30,847.60	1,861.30	6,541.43	プレキャストコンクリート造 地上5階	①394台 ②24台 ③418台	①188台 ②18台 ③206台
29,059.62	5,167.57	4,347.91	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上11階 地下2階	①202台 ②53台 ③255台	①776台 ②54台 ③830台
—	—	4,717.85	地上：鉄骨造 地下：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上10階 地下1階	① 61台 ② 18台 ③ 79台	①273台 ②163台 ③436台
9,907.31	1,938.80	4,988.00	鉄骨造 地上4階	① 80台 ② 19台 ③ 99台	①341台 ②40台 ③381台
—	—	5,792.66	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階 地上12階	①348台 ②82台 ③430台	①168台 ②51台 ③219台

(5) 支所・市民の窓口の概要 (令和6年4月1日現在)

①設置状況

区	施設区分	設置数	名 称	所 在 地	電話番号
西 区	支 所	3	馬宮支所	大字西遊馬236番地 2	624-4918
			植水支所	大字中野林173番地 2	624-4958
			三橋支所	三橋 6 丁目642番地 4	625-3853
北 区	支 所	2	日進支所	日進町2 丁目965番地 ※令和6年9月24日移転	663-6938
			宮原支所	宮原町3 丁目824番地 2	664-5931
大宮区	支 所	1	大宮駅支所	錦町630番地（ルミネ2-1階）	642-1755
見沼区	支 所	4	片柳支所	大字東新井117番地 2	683-4985
			七里支所	大字東門前379番地 1	683-4984
			春岡支所	深作1 丁目 5 番地 1	683-4982
			東大宮支所	東大宮4 丁目31番地 1	651-8007
桜 区	支 所	2	土合支所	西堀4 丁目 2 番35号	862-5101
			大久保支所	大字五関839番地 2	852-4510
	市民の窓口	1	西浦和駅市民の窓口	田島5 丁目 9 番15号	861-5208
浦和区	市民の窓口	3	浦和駅市民の窓口	高砂1 丁目16番12号	883-0210
			北浦和駅市民の窓口	北浦和3 丁目 3 番 1 号	833-8661
			与野駅市民の窓口	上木崎2 丁目 2 番 2 号	825-6661
南 区	支 所	1	谷田支所	大字太田窪1277番地 1	885-9616
	市民の窓口	1	南浦和駅市民の窓口	南浦和2 丁目37番 1 号	866-4761
緑 区	支 所	2	三室支所	大字三室1946番地 5	873-4827
			美園支所	美園4 丁目19番地 1	878-1251
	市民の窓口	3	東浦和駅市民の窓口	東浦和4 丁目 1 番地16	875-1515
			原山市民の窓口	原山2 丁目33番 7 号	884-3511
			山崎市民の窓口	大字三室223番地 8	874-6900
岩槻区	支 所	1	東岩槻支所	東岩槻6 丁目 6 番地	757-3531
	市民の窓口	1	府内市民の窓口	府内1 丁目 8 番 1 号	791-2715
合 計	支 所	16	—	—	—
	市民の窓口	9	—	—	—

※ 市外局番は全て (048)

②取扱業務及び取扱時間

	支 所	市民の窓口
取扱業務	届出業務 ・住民異動届（転入・転出等） ・印鑑登録 ・戸籍の届出（出生・死亡・婚姻等）	※ 取扱なし
	証明業務 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍全部事項証明書（謄本） 戸籍個人事項証明書（抄本） ・戸籍の附票の写し ・税証明書（※1） ・その他証明書の交付	・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍全部事項証明書（謄本） 戸籍個人事項証明書（抄本） ・戸籍の附票の写し ・税証明書（※1） ・その他証明書の交付
	保険、年金関係業務 ・国民健康保険及び国民年金の加入、脱退等の受付	※ 取扱なし
	収納業務等 ・公金の収納 等	・公金の収納 等
	福祉業務 ・児童手当の申請の受付 ・子育て支援医療費の登録及び支給申請の受付 ・心身障害者医療費の支給申請書の受付	・児童手当の申請の受付 ・子育て支援医療費の支給申請書の受付 ・心身障害者医療費の支給申請書の受付
	その他 ・臨時運行許可申請（仮ナンバー） ・畜犬登録 等	
取扱時間（※2）	月～金曜日 8時30分～17時15分	・大宮駅支所を除く支所 ・原山市民の窓口 ・山崎市民の窓口 ・府内市民の窓口
	月～金曜日 8時30分～19時 ※17時15分以降は、一部の業務のみの取扱です。	・大宮駅支所 ・西浦和駅市民の窓口 ・浦和駅市民の窓口 ・北浦和駅市民の窓口 ・与野駅市民の窓口 ・南浦和駅市民の窓口 ・東浦和駅市民の窓口

※1 個人住民税・森林環境税 所得・課税（非課税）証明書
 固定資産税・都市計画税（公租、評価、資産）証明書
 納税（個人住民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、事業所税、軽自動車税（種別割））証明書
 営業（所在）証明書〔法人〕

※2 祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。

(6) 区役所庁舎の変遷

平成 15 年 4 月 1 日

政令指定都市移行に伴い区制施行。次のとおり、市内 9 区に区役所を開設する。

西区役所 本設

北区役所 仮設

大宮区役所 本設（旧大宮総合行政センター）

見沼区役所 本設

中央区役所 本設（旧与野総合行政センター）

桜区役所 仮設

浦和区役所 本設（旧浦和総合行政センター）

南区役所 暫定

緑区役所 本設

※「本設」は建て替えを予定していない建物、「仮設」は近年中に本設区役所を建設予定している建物、「暫定」は当分の間の仮の建物を示す。

平成 17 年 4 月 1 日

岩槻市との合併に伴い、旧岩槻市域を岩槻区とし、新たに岩槻区役所を開設する。

平成 17 年 5 月 2 日

桜区役所が仮設庁舎からプラザウエスト内に移転する。

平成 20 年 4 月 28 日

北区役所が仮設庁舎からプラザノース内に移転する。

平成 24 年 1 月 4 日

岩槻区役所がワツツ東館内に移転する。

平成 25 年 1 月 4 日

南区役所が暫定庁舎からサウスピア内に移転する。

平成 29 年 1 月 4 日

浦和区役所がさいたま市本庁舎耐震補強工事に伴い、本庁舎内から仮配置棟に移転する。

令和元年 5 月 7 日

大宮区役所・大宮図書館が複合施設として整備されたことに伴い、新庁舎へ移転する。

浦和区役所がさいたま市本庁舎耐震補強工事の終了に伴い、仮配置棟から本庁舎内に移転する。

(7) 区役所職員配置数（令和6年4月1日現在）

		西 区	北 区	大宮区	見沼区	中央区	桜 区	浦和区	南 区	緑 区	岩槻区	合 計
区長・副区長・総合調整幹		2	2	2	3	2	2	3	3	2	3	24
く ら し 応 援 室		9	9	13	11	8	8	17	13	7	13	108
区民生活部	部 長 ・ 参 事	6	3	2	4	2	4	4	1	3	2	31
	総 務 課	12	12	16	13	13	13	14	15	13	15	136
	地 域 商 工 室			2				2				4
	観 光 経 済 室										3	3
	コ ミ ュ ニ テ ィ 課	6	8	8	7	8	6	6	7	7	7	70
	区 民 課 (※)	10	15	19	17	18	13	32	23	20	17	184
	馬 宮 支 所	3										3
	植 水 支 所	4										4
	三 橋 支 所	3										3
	日 進 支 所		3									3
	宮 原 支 所		4									4
	大 宮 駅 支 所			9								9
	片 柳 支 所				4							4
	七 里 支 所				4							4
	春 岡 支 所				4							4
	東 大 宮 支 所				5							5
	土 合 支 所						4					4
	大 久 保 支 所						5					5
	谷 田 支 所								5			5
	三 室 支 所									3		3
	美 園 支 所									5		5
	東 岩 櫻 支 所										4	4
小 計		44	45	56	58	41	45	58	51	51	48	497
健康福祉部	部 長 ・ 参 事	1	3	2	1	1	4	4	1	3	3	23
	福 祉 課	21	34	29	46	22	30	25	36	25	38	306
	支 援 課	18	24	22	29	19	14	23	28	24	23	224
	高 齢 介 護 課	11	13	17	17	12	12	20	16	12	15	145
	保 險 年 金 課	12	14	15	15	12	11	16	18	13	13	139
	保 健 セ ン タ 一	16	19	16	21	17	15	19	21	18	16	178
	小 計	79	107	101	129	83	86	107	120	95	108	1,015
合 計		134	163	172	201	134	141	185	187	155	172	1,644

(1) 再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び他部局の併任職員数は含まない。

(2) 区民課職員配置数には、桜区3名、浦和区12名、南区5名、緑区7名、岩槻区2名の「市民の窓口」職員数を含む。

(8) 区政推進に向けた取組

本市では、政令指定都市移行後、区政の充実・改善に向けた施策を積極的に推進してきました。主な取組内容は以下のとおりです。

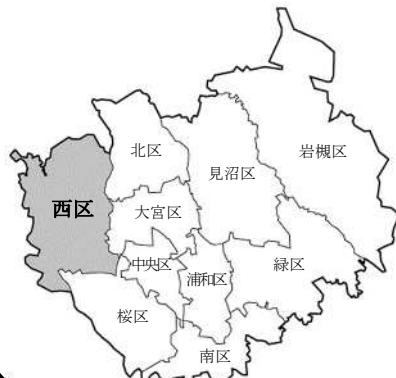
年　月	主な取組内容
平成 15 年 4 月	*さいたま市区における総合行政の推進に関する規則の制定 *府内連絡体制の整備（区長会議・区総務課長会議等の開始、行政会議への区長出席など） *区民会議の設置 *コミュニティ会議の認定
平成 17 年 4 月	*区の色を制定〔3－1 頁参照〕
平成 18 年 4 月	*副区長を設置 *区政方針の策定（～平成 21 年度） *区役所 ISO14001（環境マネジメントシステムに関する国際規格）認証取得（～平成 20 年度） *対話集会の実施（以降継続実施） *土木緊急修繕費の限度額拡大（50 万円→100 万円）
平成 19 年 6 月	*窓口申請パッケージ化事業（パッケージ工房）を見沼区でモデル実施
平成 20 年 3 月	*繁忙期（3 月、4 月）の区役所窓口の休日開設を試行〔2－14 頁参照〕
平成 20 年 4 月	*区まちづくり推進事業予算（区民満足度アップ経費）の増額
平成 20 年 5 月	*窓口申請パッケージ化事業（パッケージ工房）を全区で実施
平成 21 年 4 月	*区役所 ISO14001（環境マネジメントシステムに関する国際規格）認証更新（～平成 23 年度）
平成 21 年 6 月	*「明るい区役所づくり」の推進に係る取組開始
平成 21 年 10 月	*区長マニフェストの策定〔2－11 頁参照〕 (令和 3 年度から「区のまちづくり」に名称変更)
平成 21 年 11 月	*あわせ倍増プラン 2009 策定 ・「すべての窓口業務を区役所で行えるようにします。（すぐ）」 窓口改革・権限移譲（総括）、予算、組織・人事、くらし応援室の設置 ・「区長マニフェストを全区長が策定するようにします。（すぐ）」
平成 21 年 12 月	*区の予算要求にあたり「区運営方針」を作成。区長から直接、財政局長、市長への説明を実施
平成 22 年 1 月	*くらし応援室副参事（課長相当職）の庁内公募を実施
平成 22 年 2 月	*「さいたま市区役所のあり方検討委員会」の設置
平成 22 年 3 月	*繁忙期（3 月、4 月）の区役所窓口の休日開設を本実施（～平成 25 年度）
平成 22 年 4 月	*総合案内業務（フロアアドバイザー）の委託化
平成 22 年 5 月	*「区役所の窓口サービスに関するアンケート調査」実施

年　月	主な取組内容
平成 22 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> * 「さいたま市区役所のあり方検討委員会」から「区役所のあり方に関する検討報告書」の提出 * 行財政改革推進プラン 2010 策定 区役所窓口業務等の委託化、各区の独自性が發揮できる区政運営、区民会議制度の充実、区役所窓口サービスの充実、春の窓口大混雑の改善、感謝の気持ち共有メールの推進
平成 23 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> * 副区長、区コミュニティ課長の庁内公募を実施
平成 23 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> * 全区で区の花を制定 [3-1 頁参照]
平成 23 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> * 区役所業務の拡大・充実 (44 業務) * 市民活動団体の認定制度 (コミュニティ会議) から登録制度 (市民活動ネットワーク) に変更 [53 頁参照] * 土木緊急修繕費の限度額拡大 (100 万円→250 万円)
平成 23 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> * 通常期 (5 月~2 月) の区役所窓口の休日開設を試行
平成 23 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> * 区の花デザインを制定 [3-1 頁参照]
平成 24 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> * くらし応援室長の庁内公募を実施
平成 24 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> * 区役所業務の拡大・充実 (1 業務) * 郵送請求処理センターを設置し、郵送請求処理業務の集約及び委託化 * 区役所 ISO14001 に基づく区役所環境マネジメントシステムを構築し、自主的運営を開始
平成 24 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> * 通常期 (5 月~2 月) の区役所窓口の休日開設を本実施 (~平成 25 年度)
平成 24 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> * コンビニエンスストアでの証明書発行開始 [2-13 頁参照]
平成 24 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> * 窓口申請パッケージ化事業 (パッケージ工房) の一部を委託化
平成 25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> * 区長権限の強化・拡大として予算要求権限 (平成 25 年度当初予算編成から)、組織編制権限 (発案権) 及び人事配置権限 (発案権) の付与 * 区役所環境マネジメントシステムから地球温暖化対策実行計画事業へ移行 * 「区制施行 10 周年記念事業」を実施
平成 25 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> * 行財政改革推進プラン 2013 策定 ・区役所窓口総合サービスの向上
平成 26 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> * 区長の庁内公募を実施
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> * 区役所窓口の休日開設の見直し [2-14 頁参照]
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> * さいたま市区の設置等に関する条例改正 区役所の分掌事務を追加
平成 29 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> * しあわせ倍増プラン 2017 策定 ・区役所窓口総合サービスの向上
令和 3 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> * 2030 さいたま輝く未来と希望のまちプラン策定 ・各区の特性と将来像を掲載
令和 4 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> * おくやみ窓口を浦和区で先行実施
令和 4 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> * おくやみ窓口を全区に設置
令和 5 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> * 「区制施行 20 周年記念事業」を実施

(9) 各区の紹介

① 西 区 (Nishi Ward)

〒331-8587 さいたま市西区西大宮3丁目4番地2
TEL 048-622-1111 (代表) FAX 048-620-2760
<https://www.city.saitama.lg.jp/nishi/index.html>



面 積	29.12k m ²
世 帯 数	44,247 世帯
人 口	95,436 人
人口密度	3,277.3 人/k m ²

※令和6年4月1日現在

西区の将来像
豊かな自然と歴史文化を生かす
全ての人と生活にやさしい
潤いあるまちづくり



大宮花の丘農林公苑

西区は、広大な緑の空間を抱える荒川、桜並木の美しい鴨川やびん沼川が巡り、大宮花の丘農林公苑や錦乃原櫻草園などがあって、自然環境に恵まれた季節の花々も豊かな「水と緑と花のまち」です。

区の東部には国道17号新大宮バイパスと上尾道路が南北方向に、北部には国道16号西大宮バイパスが東西方向に延びており、西区と大宮駅周辺地区を結ぶ県道さいたま春日部線や県道さいたまふじみ野所沢線とともに道路体系の骨格を形成しています。また、平成28(2016)年4月には国道17号新大宮上尾道路が事業化され、東京都心部へのアクセス向上が期待されています。一方、東京から大宮駅周辺地区を経て結ばれているJR川越線については、人口増加に伴い、日進駅以西の複線化が課題となっています。

区の中央部は、JR川越線を挟んで住宅を中心とする市街地が広がっており、その周辺は雑木林や農地が残る緑の多い地域となっています。特に、区の西を流れる荒川沿岸は近郊緑地保全区域に指定されており、まとまった緑地や優良農地が広がると同時に、スポーツ・レクリエーション施設もある憩いの場となっています。今後はこれらの豊かな緑の保全と更なる活用が求められます。一方で、近年の豪雨災害を踏まえ、荒川等の河川の氾濫に備えた避難行動の迅速化や避難所へのアクセス向上が課題となっております。

JR川越線の指扇駅や西大宮駅周辺地区は、指扇駅の橋上化・北口駅前広場の整備や西大宮駅北側の土地区画整理事業の完了により利便性の向上が図られ、更なるにぎわいが期待されます。一方、区域が広いことから、駅周辺と各地区を結ぶ交通利便性の向上が強く求められています。コミュニティバスや乗合タクシーが運行されるようになり一定の改善が図られましたが、一層の充実が必要です。また、農業も盛んな西区ですが、スプロール化が進んでいる箇所も見られ、農地と住宅地との調和も課題となっています。

西区は、自然環境に恵まれていることに加え、東部の三橋総合公園や鴨川みずべの里、西部の荒川沿いの西遊馬公園、南部の錦乃原櫻草園、北部の大宮花の丘農林公苑や秋葉の森総合公園など、特色ある公園が多いことも区の魅力となっています。また、大宮アルディージャ練習場や荒川サイクリングロード、宝来グラウンド・ゴルフ場など地域資源にも恵まれています。さらに、市指定無形民俗文化財である秋葉さらさら獅子舞や指扇の餅搗き踊り、お囃子などの民俗芸能が親しまれ、神社仏閣など地域固有の歴史・文化資源が保存・継承されています。

西区の歴史を伝えるこれらの資源や区の花「アジサイ」を十分活用して、区の魅力向上に向けてまちづくりを進めていきます。

② 北区 (Kita Ward)

〒331-8586 さいたま市北区宮原町1丁目852番地1
TEL 048-653-1111 (代表) FAX 048-669-6160
<https://www.city.saitama.lg.jp/kita/index.html>



面 積	16.86k m ²
世 带 数	72,627 世帯
人 口	150,330 人
人口密度	8,916.4 人/k m ²

※令和6年4月1日現在

北区の将来像
私が誇れるまち
市民参加のまちづくり
—住み続けたいまち もっとよいまち 北区—



大宮盆栽美術館

北区は、本市の北部に位置し、国道17号、国道16号東大宮バイパス、産業道路などの広域幹線道路網が整備されるとともに、大宮駅から放射状に延びるJR高崎線・宇都宮線・川越線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）などの鉄道・軌道系路線も充実しており、交通の利便性の高い地域です。

本市の副都心の一つに位置づけられている日進・宮原地区は、人々の豊かな暮らしの拠点になることを目指してまちづくりが進められている地域です。都市公園、住宅、事業所、商業施設のほか、区役所、図書館、ホールなどを備えたプラザノースが整備され、本市の副都心にふさわしい豊かなまちを形成し、にぎわいの創造と生活交流拠点として期待されています。

区の南部には、日本屈指の盆栽郷として世界的に知られている大宮盆栽村があり、隣接地には平成22年3月、大宮盆栽美術館が開館しました。大宮盆栽美術館は、世界に誇る盆栽の展示や盆栽に親しむ機会の提供、盆栽文化の紹介などを通じて、広く内外に向けて情報を発信し、盆栽文化の振興を図っています。平成29年4月には、本市において「第8回世界盆栽大会 in さいたま」が

開催され、北区内では大宮盆栽村や大宮盆栽美術館がサブ会場になるなど、大宮の盆栽文化は国内外から注目を集めています。また、近くには、日本の近代漫画を確立した北沢楽天の作品を展示する漫画会館や、豊かな自然が広がる市民の森などもあり、個性的な地域資源に親しめる緑豊かな一帯となっています。

このように、市民の森から大宮盆栽美術館～大宮盆栽村～漫画会館～大宮公園～氷川参道へと続く緑の回廊は、区民をはじめ、多くの市民に親しまれています。

また、区の西部に位置する鴨川沿いの三貫清水は太田道灌ゆかりの地として知られており、地域住民による自主的な保全活動により、ヘイケボタルや雑木林など貴重な自然が守られています。

一方、産業面では、区の北部に大宮総合食品卸売市場や吉野原工業団地があります。区の中央部から南部にかけては、JR高崎線・川越線の沿線に技術の独創性・革新性に優れている企業が多数、立地しています。

今後も伝統的な文化と豊かな自然に包まれた個性的な地域資源を活かしながら、誰もが来たくなるまち、区民が安全で安心して暮らせるまちの実現に向けた取組を推進していきます。

③ 大宮区 (Omiya Ward)

〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
TEL 048-657-0111 (代表) FAX 048-646-3160
<https://www.city.saitama.lg.jp/omiya/index.htm>



面 積	12.80k m ²
世 帯 数	63,054 世帯
人 口	125,263 人
人口密度	9,786.2 人/km ²

※令和6年4月1日現在

大宮区の将来像
うるおいのある高度な生活基盤と
氷川の社の緑と文化が
調和するまち



氷川神社

大宮区は、古くは武藏一宮氷川神社の門前町、中山道の宿場町として栄えました。区のほぼ中央には、全国有数のターミナル駅である大宮駅及び県内最大級の商業・業務地区があり、東日本の玄関口として交通の結節点・経済の中心地となっています。

大宮区は、新幹線6路線を含むJR線、埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)が南北に延び、JR川越線、東武野田線(東武アーバンパークライン)が東西に伸びています。道路においては、国道17号、旧中山道、産業道路が南北方向の軸、県道さいたま春日部線等が東西方向の軸となっています。鉄道・幹線道路の充実した大宮区は商業・業務地区があり、高度な都市機能を有するまちとして発展しており、活動拠点を構える企業が増えています。これらにぎわいのある地区の周辺には静かな住宅街が広がっており、区内には、コミュニケーション関連施設を始め、各種の文化・スポーツ施設等の公共施設も整備されています。このように、基本的な生活環境や基幹的な道路・交通環境は整備されていますが、大宮駅及び周辺の中心市街地と郊外とを結ぶ東西方向の道路・交通環境については、更に充実を図る必要があります。

大宮駅周辺地区は県内最大級の商業・業務地区であり、近年は駅周辺に予備校や専門学校等が増えており、若い人々が集まり、活気とにぎわいを醸し出しています。今後も、大宮駅グランドセントラルステーション化構想に基づく駅周辺街区のまちづくり、交通基盤整備及び駅機能の高度化

等を進め、開発の進むさいたま新都心駅東口とともに、新しい時代にふさわしい快適な街並みとして整備されることにより、商業・業務機能の一層の集積による広域的な発展が期待されています。同時に、区民生活に必要な身近な商業・サービス機能が集積した地区として、子どもから高齢者まで誰もが住みやすく、住み続けたいまちとしての整備も求められています。

大宮区は、鉄道のまち、商業・工業・業務のまちとして発展してきた歴史があり、区の中央部に商業、サービス業等の産業が集積しています。特に、商業は市全体の経済活動の面で重要な役割を担っていますが、古くからの商業地の中には活性化が必要とされているところもあり、事業者と行政が連携して魅力あるまちづくりを進めることができます。また、全国有数のターミナル駅としての拠点性を生かした新たな核となる産業の創出や東日本の対流拠点都市実現のための整備が求められています。

一方、氷川参道や大宮公園が区の中央部に緑豊かな一画を形成するとともに、見沼代用水西縁から広がる見沼田園の自然が現在も残されています。また、氷川神社、鉄道博物館、大宮ソニックスシティ、JACK大宮(大宮情報文化センター・宇宙劇場)等の歴史・文化施設、野球場やサッカー場等のスポーツ施設が数多く整備されており、これらの地域資源を活用して人ととの交流を深めるとともに、地域に根づいた文化等の価値を高め、積極的に発信していくことが大切です。

④ 見沼区 (Minuma Ward)

〒337-8586 さいたま市見沼区堀崎町 12 番地 36
TEL 048-687-1111 (代表) FAX 048-681-6160
<https://www.city.saitama.lg.jp/minuma/index.html>



面 積	30.69k m ²
世 帯 数	78,379 世帯
人 口	165,228 人
人口密度	5,383.8 人/k m ²

※令和6年4月1日現在

見沼区の将来像
見沼の自然との共生
—私たちが まもり育てる 見沼の文化—



大宮武道館

市の北部中央寄りに位置する見沼区は、10 区の中で2番目の区域面積を持ち、人口規模は3番目に大きい区です。区域の西から南、東を縁取るように見沼田圃が広がっており、豊かな水と緑に恵まれている一方、北部には高層住宅群をはじめ計画的に形成された市街地が広がり、都市的な生活環境と自然の魅力が共存しています。

区のほぼ中央を東武野田線(東武アーバンパークライン)が東西に、北西部にはJR宇都宮線が南北に延びており、いずれも大宮駅と結んでいます。また、幹線道路としては、第二産業道路が区の西部を南北に、さいたま春日部線が区の中央部を東西に延びているほか、東北自動車道岩槻インターチェンジにも近接していますが、広い区域面積に比べて道路や公共交通機関の整備は十分とはいえません。

住宅地としては、北部では土地区画整理事業によって良好な住環境が形成され、国道16号東大宮バイパス北側地区では、中高層の住宅街が整備されています。一方、見沼代用水東縁と綾瀬川の流れる南東部には、見沼田圃が広がり農地・緑地が豊かに残されています。

見沼区では、道路や下水道などの都市基盤の整備の遅れ、ミニ開発によるスプロール化や宅地の細分化などもあり、計画的に都市基盤・生活基盤の整備充実を図る必要があります。また、大和田駅から公共施設の集まる区役所周辺を身近な拠

点として機能を高めていくとともに、鉄道駅や区内の主要箇所を結ぶ道路・交通の整備を進め、豊かな自然と共生できる暮らしやすいまちづくりが求められています。

地域資源としては、東部を見沼代用水東縁、綾瀬川が流れ、南西部では芝川に近接しており、河川に沿って水田のほか、花卉(かき)・花木や野菜栽培の畑などが広がり、背後の斜面林と一緒に見沼田圃の景観を作っています。また、見沼代用水東縁沿いに緑のヘルシーロードが整備されており、見沼田圃の動植物や景観を楽しむことができます。この他、大宮南部浄化センターのみぬま見聞館・自然庭園、旧坂東家住宅見沼くらしつく館など、緑の文化ともいべき地域資源が多くあります。

しかし、近年は休耕地も増えており、自然景観や生態系の維持のためにも、農家、地域住民、行政が連携した積極的な取り組みによる見沼田圃の保全策が重要な課題となっています。

また、区役所に隣接する大宮武道館や堀崎公園などのスポーツ施設や3つのコミュニティセンターなど区民の様々な活動の拠点が整備されています。こうした区内の施設や地域資源を活用して、老若男女様々な人々の交流が活発な地区も見受けられ、地区の一体感とコミュニティ意識が高いまちづくりが行われています。

⑤ 中央区 (Chuo Ward)

〒338-8686 さいたま市中央区下落合 5 丁目 7 番 10 号
TEL 048-856-1111 (代表) FAX 048-840-6160
<https://www.city.saitama.lg.jp/chuo/index.html>



面 積	8.39k m ²
世 帯 数	50,683 世帯
人 口	103,050 人
人口密度	12,282.5 人/km ²

※令和6年4月1日現在

中央区の将来像
歴史と文化の調和のとれた都市の創造と
交流が育てる安心なまち



さいたま新都心

中央区は、従来、区域の中で一体的なまちづくりが行われてきたことから、都市基盤の整備が比較的進んでおり、地域のコミュニティのつながりも深いことが特徴といえます。また、本町通りは古くから市場町として栄えた歴史から、蔵造り住宅等の街並みや文化財が残るとともに、区の北東部に位置するさいたま新都心地区とその周辺では新しい中高層の建築物も増えており、文化的な風情、都市的な魅力が共存しています。

区の中央部を縦断する JR 埼京線の 3 駅（北与野駅、与野本町駅、南与野駅）に加えて、区の東側には JR 京浜東北線の 2 駅（さいたま新都心駅、与野駅）もあり、鉄道の利便性が高い地域です。また、幹線道路としては、南北方向に国道 17 号と国道 17 号新大宮バイパス、さらに国道 17 号新大宮バイパス上には首都高速埼玉大宮線、東西方向には国道 463 号が伸びており、首都高速埼玉大宮線から首都高速埼玉新都心線がさいたま新都心に伸びていることから、区内だけでなく広域的な移動においても利便性の高い地域となっています。

公民館等の身近な公共施設や下水道、公園等も区全体にわたっておおむね整備されています。今後は、都市化の進展に伴う緑の減少への対応、古い街並みと新しい都市空間の調和、歩いて楽しい

みちづくり、地震対策・風水害対策の更なる強化など、生活環境の質の向上が重要です。

また、与野駅と与野本町駅に挟まれた区域には、区役所を中心とする公共機関及び商業・サービス業が集積しており、旧与野市時代からまちの中心となっています。今後は、さいたま新都心を中心とした地域全体の魅力の向上と地域の均衡ある発展に向けたまちづくりの推進にも努める必要があります。

ほぼ全域が市街化区域となっている中央区では、区の中央を流れる鴻沼川・高沼用水、与野中央公園等が自然と触れ合う貴重な資源となっています。今後、その保全や質の向上を図るとともに、より積極的に新しい緑を生み出し、広げていくことが重要です。

与野本町駅から徒歩圏内の与野公園には、バラ園が設置されており、毎年 5 月に開催されている「ばらまつり」の時期を中心に多数の来場者を迎えます。バラ園は、市街地に隣接した公園内に設置されていることからも区民に身近でなじみが深く、バラは「区の花」にも選ばれています。

また、区内にはさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場など、広域的に集客できる機能があり、こうした都市機能と有機的に連携したまちづくりを進めていくことも求められています。

⑥ 桜区 (Sakura Ward)

〒338-8586 さいたま市桜区道場4丁目3番1号
TEL 048-858-1111（代表） FAX 048-856-6270
<https://www.city.saitama.lg.jp/sakura/index.html>



面 積	18.64k m ²
世 帯 数	48,571 世帯
人 口	96,518 人
人口密度	5,178.0 人/km ²

※令和6年4月1日現在

桜区の将来像

三世代がつくる元気なまち
—自然があふれ、人々が触れ合う住みよい環境—



田島ヶ原サクラソウ自生地

桜区は、西側を荒川や鴨川、東側から南部にかけて鴻沼川が流れ、桜草公園や秋ヶ瀬公園、荒川総合運動公園などが自然豊かなグリーンベルトを形成するなど、都市化の進んだ本市の中では豊かな自然環境を多く残した地域です。東部や南部には住宅を中心とする市街地が形成されており、国道17号新大宮バイパスに沿っては流通業務施設や工場が立地しているほか、区役所北側には多くの製造業が集積し、工業団地を形成しています。また、区の中央部に位置する埼玉大学は文理5学部を有し、約1万人の教職員・学生が様々な活動を行っています。

区内の幹線道路としては、東西方向に埼大通り（国道463号）があり、南北方向には新大宮バイパスが走っています。また、鉄道駅としては区の南端部にJR武蔵野線の西浦和駅があるほか、区境に近接してJR埼京線の南与野駅、中浦和駅があります。

道路交通は、都市計画道路道場三室線の一部区間や大谷場高木線の開通により、周辺道路の混雑は一定程度解消されていますが、広域幹線道路である新大宮バイパスとの交差部においては引き続き渋滞が発生するなどの問題もあり、高齢社会の進展や環境問題などにも対応しながら、安全で利便性の高い交通環境の向上に取り組む必要が

あります。その他にも、災害対策や商業の活性化など、日常生活面での安全性・利便性の向上が求められています。

また、道場地区にはサイデン化学アリーナさいたま（さいたま市記念総合体育館）に隣接して区役所、図書館、ホール等を有するプラザウエストが整備され、生涯学習をはじめとする様々な市民活動や行政サービスの拠点となっています。

西浦和駅周辺については、暫定的に駅前広場や駅へのアクセス道路が整備されました。今後も都市基盤や産業基盤の整備、生活に密着した商業やその他のサービス機能の集積など、利便性・機能性の向上が求められています。

区内には荒川、鴨川、鴻沼川が流れているほか、荒川河川敷には、国指定特別天然記念物の田島ヶ原サクラソウ自生地、ハンノキ林などの樹林地など良好な自然環境があり、さらに水田や畑などの豊かな田園環境も残されています。また、大久保古墳群や神社仏閣、田島の獅子舞や宿・神田の祭ばやしなどの歴史的・文化的な資源も豊富です。

桜区として、今後、ゆとりや潤いのある生活を目指すためには、これらの地域資源を積極的に活用するとともに、埼玉大学の英知や学生の若い力も地域の資源として、連携しながら特徴のあるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

⑦ 浦和区 (Urawa Ward)

〒330-9586 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-825-1111（代表） FAX 048-829-6233
<https://www.city.saitama.lg.jp/urawa/index.html>



面 積	11.51k m ²
世 帯 数	79,921 世帯
人 口	169,581 人
人口密度	14,733.4 人/k m ²
※令和6年4月1日現在	

浦和区の将来像

にぎわいと文教の調和する
緑豊かなまち

ーワクワク浦和区、わたしの明日をつくるまち、
わたしが明日をつくるまちー



浦和区は、中山道浦和宿が置かれたことを契機に急速な発展を始め、明治初期には県庁が設置され、埼玉県の行政の中心地としての役割を担うようになりました。市役所を始め県等の官公庁や文化・教育施設が数多いことから、歴史のある文教地区としてのイメージが定着しています。

区内には、南北方向に国道17号や旧中山道、産業道路が、東西方向には国道463号や田島大牧線が延びて、道路体系の骨格を形成しています。また、JR線の3駅（浦和駅、北浦和駅、与野駅）があり、なかでも浦和駅周辺は商業・業務機能、行政機能、文化、都心居住機能等が集積する本市の都心として、市の発展の一翼を担っています。大きくみると、JR線沿線を境に西側にはオフィス街が、東側は緑の多い住宅街が広がり、にぎわいと潤いが共存するという特性を有しています。

長い歴史の中で発展してきたことから、道路等の都市基盤や公共交通機関、身近な公共施設の整備は比較的進んでおり、生活利便性の高い地区となっています。一方で、都市化による交通混雑の解消や歩行者の安全確保など道路交通環境の向上、増加する中高層住宅と近隣の生活環境との調和といった課題も生じており、その対応が必要となっています。また、市内では極めて人口密度の高い区の一つであることから、身近な緑や都市空間のゆとりの創出など、生活環境の質的な向上が求められています。

浦和駅周辺地区には大型商業施設や金融機関等が多く集まり、大宮駅周辺地区とともに本市における商業・サービス業の中心となっています。近年では、鉄道高架化事業の完成により東西市街地一体化が図られたことに加え、中ノ島地下通路の開通により、まちの回遊性やにぎわいが高まり、日常生活の利便性向上や経済活動の活性化が図られました。また、今後の再開発事業等の進展により、更なる回遊性の向上やにぎわいの創出が期待されています。一方で、北浦和駅や与野駅周辺にも、商業や各種のサービス業が集積していますが、商店街の一層の活性化が望まれています。

浦和区は古くから発展したまちで、その歴史は旧中山道周辺の街並みや神社仏閣、史跡や天然記念物等の文化財、古くから伝わる祭りなどから読み取ることができます。また、美術館や図書館、スポーツ施設、高等学校等多く、教育・文化に関わる資源に恵まれていることが特徴です。

浦和区は埼玉サッカー発祥の地でもあり、浦和駒場スタジアム（駒場運動公園競技場）や大原サッカー場が整備されており、まちはサッカーを愛するファンでにぎわいを見せています。そのほか、区内にある12の公民館や浦和コミュニティセンターなどは区民の様々なコミュニティ活動の拠点となっています。また、子ども家庭総合センター（愛称：あいぱれっと）も整備され子育て支援や地域交流の場ともなっています。

⑧ 南 区 (Minami Ward)

〒336-8586 さいたま市南区別所7丁目20番1号 サウスピア4階～7階
TEL 048-838-1111（代表） FAX 048-844-7270
<https://www.city.saitama.lg.jp/minami/index.html>



面 積	13.82k m ²
世 帯 数	92,974 世帯
人 口	194,477 人
人口密度	14,072.1 人/km ²

※令和6年4月1日現在

南区の将来像
「にぎわい」と「安心」が調和する
住んでよかったまち



別所沼公園

市の南端に位置する南区は東京に最も近く、鉄道の利便性が高いため人口の増加が続き、市内10区で最大の人口を有しています。若い世代の割合が多い一方で高齢者が増加しているという特徴もあります。この中で、交通利便性に優れ、本市の副都心と位置付けられている武藏浦和地区では、多様な機能の集積を目指して市街地再開発事業によるまちづくりが進んでおり、地域生活拠点である南浦和駅周辺とともに、交通結節点として拠点性が高まっています。

鉄道網としては、南北方向にJR京浜東北線、JR埼京線が、東西方向にはJR武蔵野線が走り、これらが交差する2駅（武藏浦和駅、南浦和駅）に加え、中浦和駅があります。また、主要な道路としては、首都高速埼玉大宮線、東京外環自動車道、国道17号、国道17号新大宮バイパス、国道298号、産業道路等があります。

南区は、東京への近接性に優れていることもあって都市化が進み、それに伴って雑木林などが減少してきました。今後も、マンション建設などによる宅地化の進行が見込まれるため、公園の整備や道路の植栽などに加え、民有地の緑化にも積極的に取り組み、緑を増やしていくことが必要です。同時に、利便性の高い安全な道路等、身近な生活基盤の充実を図るとともに、環境に配慮した誰もが快適に暮らせる居住空間を築き、子どもから高齢者まで「健幸」で元気に暮らせるまちづくりが求められます。

交通結節点である武藏浦和駅や南浦和駅の周辺を中心に商業・業務機能が集積し、西部、南部には製造業や倉庫業が集積しています。特に武藏浦和地区は企業誘致の重点エリアの一つとなっており、市の南の玄関口として産業面での役割が一層高まっています。

緑の空間は減少が続いているが、東部を中心に屋敷林や社寺林が残されており、今後、保全すべき箇所を明確にしながら、潤いある空間として大切にしていく必要があります。

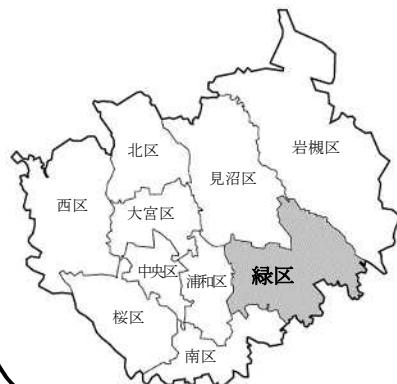
このほか、南区に点在する寺社や古くから続く祭りなどの歴史・伝統、更には武藏浦和駅・南浦和駅周辺等に集積が進みつつある商業・業務機能を地域資源として活用することが課題となっています。

人口流入が続く中、多世代が長く住み続けられるまちをつくるためには、世代間の交流を進め、良好なコミュニティを構築することが不可欠です。そのためには、うなぎやサッカーなどの伝統文化に加え、新たな地域資源の発掘を進めるとともに、スポーツや新しいイベントづくりをとおして住民相互のきずなを深めながら、区民が地域に愛着を感じられるまちをつくることが必要です。

また、このようなまちづくりを進めるためには、市民と行政が協働することにより、市民のネットワークづくりや市民活動を活発化していくことが求められます。

⑨ 緑 区 (Midori Ward)

〒336-8587 さいたま市緑区大字中尾 975 番地 1
TEL 048-874-1111 (代表) FAX 048-712-1270
<https://www.city.saitama.lg.jp/midori/index.html>



面 積	26.44k m ²
世 帯 数	59,372 世帯
人 口	134,058 人
人口密度	5,070.3 人/k m ²

※令和6年4月1日現在

緑区の将来像 ホタル舞い・風かおる緑の街



見沼通船堀

緑区は、市の東南部に位置し、南北 6.8 k m、東西 7.6 k mで、面積は 26.44k m²です。土地の最高地点は 19.8m、最低地点は 2.4mと比較的高低差の少ない平坦な土地ですが、洪積台地を侵食した開析谷による緩やかな坂道も多く見られる地形です。

区内には、^{おぶさと}大古里遺跡、^{いぬまがた}井沼方遺跡、^{やまざき}山崎貝塚、^{つるまき}鶴巻遺跡、^{ぎょうや}行谷遺跡など縄文時代からの集落跡が多く点在しています。

江戸時代以降、日光御成街道や赤山街道による人の往来と大正末期まで利用された見沼代用水による舟運は地域の発展に繋がりました。見沼溜井が干拓されてできた 1,200ha の新たな水田は、江戸の食料供給に大きな役割を担いました。この見沼代用水と水運の要となる芝川とを結んだ^{こうもん}閘門式運河の見沼通船堀は、当時の土木技術を知るうえで貴重な史跡であることから、国指定史跡となっています。

また、首都圏における貴重な緑地空間である見沼田圃は、健康志向の高まりもあり、ウォーキングを楽しむ多くの市民の方に親しまれています。

区内には、J1リーグで活躍する浦和レッズのホームスタジアムである埼玉スタジアム 2〇〇2があり、サッカー人気の高い街です。埼玉スタジアム 2〇〇2は日本で最大のサッカー専用ス

タジアムであり、2002 年に開催された日韓共催のワールドカップや東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、サッカーの開催会場として使用されています。

美園地区では、健幸、スポーツを通じた都市環境を形成する「美園スタジアムタウン」の実現に向けた様々な取り組みが進められています。

原山地区は、東西に国道 463 号、南北に産業道路が走る交通の要衝であり、大型店舗が出店するなど活気があります。また、市営の施設である原山市民プールは、市民の憩いの場となっています。

尾間木地区は、以前から区画整理事業が進められており、現在では街路樹も街並みと一体となって、閑静な住宅街を形成しています。

三室地区には、さいたま市立病院があり、地域の基幹病院として、地域医療における中核的な役割を果たしています。

緑区は「山田の中の一本足の案山子」で馴染みのある唱歌「案山子」を作詞したと言われている武笠三氏の出身地でもあります。見沼氷川公園には、案山子の像が建立されており、区では、歴史や文化を学びながら郷土愛を育む取組として、子供たちがかかし制作に関われるイベントを開催しています。

⑩ 岩槻区 (Iwatsuki Ward)

〒339-8585 さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号 ワッツ東館3階・4階
TEL 048-790-0111 (代表) FAX 048-790-0260
<https://www.city.saitama.lg.jp/iwatsuki/index.html>



面 積	49.17km ²
世 帯 数	53,764 世帯
人 口	112,471 人
人口密度	2,287.4 人/km ²

※令和6年4月1日現在



岩槻駅舎

岩槻区の主要な交通は、区の中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に延び、岩槻駅、東岩槻駅と大宮駅を結んでいます。現在、地下鉄7号線の延伸促進への取組が行われ、南北方向に延びる新たな軸の形成が期待されています。主要な道路としては、国道122号、国道16号及び国道463号、県道さいたま幸手線、県道越谷岩槻線などがあります。また、東北自動車道岩槻インターチェンジがあり、これらの道路網は産業の大動脈となっています。

市街地は鉄道沿線にまとまり、住宅を中心としていますが、人形店の並ぶ商店街、伝統ある寺社や岩槻城址など歴史的・文化的資源、公共施設などが集まっています。近年、リノベーションまちづくりによる空き店舗などの活用により、地域の再生も進められています。また、市街地の周囲には緑地や農地が広がり、台地上の屋敷林や雑木林とこれらを取り囲む斜面林が、綾瀬川、元荒川と一緒に織りなす風景は、水辺と緑に恵まれた岩槻区を象徴するものです。特にキタミソウやチョウジソウなどの自生地がある元荒川緑地や赤坂沼には、希少な動植物が生息しており、将来世代に継ぐべき貴重な自然空間となっています。

公共施設はおおむね整備されていますが、急激な都市化に都市基盤の整備が追いついていない面があり、公共下水道の整備、子どもや高齢者、障害者も安心して歩ける生活道路や自転車利用にも配慮した道路の整備などを進めるとともに、

風水害や地震などの自然災害への備えを含めて安全な生活環境に取り組む必要があります。

江戸時代に始まったといわれる人形づくりは全国的に知名度が高く、岩槻人形、江戸木目込人形が経済産業大臣から伝統的工芸品に指定されていますが、近年、事業所は減少傾向にあり、活性化が模索されています。

工業面では岩槻工業団地を中心に、機械、金属などの製造業が集積しており、市内の製造業の拠点として重要な役割を担っています。農業も活発であり、稲作を中心にクリ、コマツナ、ネギなどの野菜、アサガオなどの花や苗木の生産に特色があり、近年はヨーロッパ野菜を数多く栽培し、注目されています。

徳川将軍の日光社参に利用された日光御成道に沿った街並み、時の鐘、遷喬館、桜の名所・岩槻城址公園などは、岩槻藩が城下町として栄えた往時をしのばせます。また、国指定史跡・真福寺貝塚、玄奘三蔵法師とゆかりのある名刹慈恩寺など、歴史的資産が数多く残されています。歴史・文化にちなんだ行事も多く、まちかど雛めぐり、流しひな、人形のまち岩槻まつり、人形供養祭、城下町岩槻鷹狩り行列、古式土俵入りなどが、国内外の人々に親しまれています。

令和2年2月に開館した「岩槻人形博物館」「にぎわい交流館いわつき」は、新たな観光スポットとして、街なかににぎわいを生み出し、人々の交流を促進する拠点となっています。

(10) 区民と行政の協働

平成 15 年 4 月 1 日、本市は全国で 13 番目の政令指定都市に移行し、区制を施行しました。

同時に、市民生活に密着したサービスを完結的に提供できる拠点として、各区に区役所を設置しました。

区役所は、区民の身近な行政サービスの窓口であるとともに、地域振興の拠点としての役割を担っています。

本市は、「上質な生活都市」・「東日本の中核都市」の 2 つの将来都市像の実現に向け、「市民と行政の協働」「人と自然の尊重」「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念として掲げています。

このうち、「市民と行政の協働」につきましては、地方分権時代をリードする自立した都市経営を進めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携と協働を通じて市民主体の都市づくりを進めます。協働の拠点となる区役所には、区の自主事業の企画や地域コミュニティの振興、NPO など市民活動の支援などを行う機能を備えたコミュニティ課を配置し、市民とともに地域の様々な課題の解決や魅力あふれるまちづくりを推進しています。

各区ではコミュニティ課を中心として市民に身近という特性を生かし、「区まちづくり推進事業」をはじめとして、区の特色を生かした様々な自主事業を行っています。

① 区まちづくり推進事業（令和 5 年度）

区まちづくり推進事業は、住民参加のまちづくりをスローガンとし、区の独自性を発揮するために実施している事業です。区まちづくり推進事業の実施に当たり、区民により近い存在である区長権限を強化・拡大し、区長への予算要求権限の付与を行いました。区長が直接予算要求を行うことにより、区や区民の発意、ニーズ、区固有の行政課題がより直接的に予算に反映されやすくなり、区の特色を生かした区民本位のまちづくりが期待されます。

令和 5 年度 区まちづくり推進費の各区当初予算額

（単位：千円）

区	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
予算額	175,529	195,825	156,397	207,327	138,876	136,327	152,436	183,305	170,118	249,630	1,765,770

○ 令和5年度 各区における主な「区まちづくり推進事業」

区	事業内容等
	<p>①道路パトロールの実施</p> <p>□目 的：道路パトロールにより、損傷箇所の早期発見に努め、緊急修繕・補修等を行うことを目的とする。</p> <p>□期 間：令和5年4月～令和6年3月</p> <p>□場 所：西区内</p> <p>□実施回数：173回（損傷箇所発見後、直営による緊急修繕・補修等を135回実施）</p> 
	<p>②避難所対応検討会</p> <p>□目 的：避難所運営の質の向上を図るため、区内全避難所運営委員会を対象に「避難所対応検討会」を開催する。</p> <p>□期 間：令和5年7月20日（木）、11月22日（水）午前午後 全4回</p> <p>□会 場：西区役所 2階大会議室</p> <p>□内 容：避難所開設訓練を踏まえ避難所の初動期に起こりうる問題を各避難所の見取図を用いて検討しました。 検討結果について、各避難所倉庫に保管しました。</p> <p>□実施避難所数：19か所</p> 
西区	<p>③西区ふれあいまつり</p> <p>□目 的：西区の新たな郷土づくりと郷土意識の醸成、及び区民の連帯がより一層高まることを目的とする。</p> <p>□日 時：令和5年11月11日（土） 9時30分～14時30分</p> <p>□会 場：三橋総合公園</p> <p>□内 容：ステージ、お囃子、テント出店などの各イベントを来場者の方々に楽しんでいただき、多くのにぎわいを創出するとともに、地域の連携を深めることができました。</p> <p>□来場者数：約24,000人</p> <p>□来場者アンケート満足度：93.7%</p> 
	<p>④区制施行20周年記念事業「わたしの西区イメージ作品コンテスト」</p> <p>□目 的：区制施行後の20年間に培われてきた、郷土“西区”的魅力を作品に表現していただき、活用することにより、更なる郷土意識や一体感の醸成を図ることを目的とする。</p> <p>□展 示：令和5年12月6日（水）～28日（木）会場：西区役所 令和6年1月6日（土）～19日（金）会場：馬宮コミュニティセンター 令和6年2月2日（金）～15日（木）会場：西部文化センター</p> <p>□内 容：「西区の魅力」を表現した作品を募集し、応募作品107点の中から選ばれた入賞作品19点について、西区役所等に展示しました。</p> 

区	事業内容等
北区	<p>①道路パトロールの実施</p> <p>□目 的：道路パトロールにより、損傷箇所の早期発見に努め、緊急修繕・補修等を行うことを目的とする。</p> <p>□期 間：令和5年4月～令和6年3月</p> <p>□場 所：北区内</p> <p>□実施回数：228回（損傷箇所発見後、直営による緊急修繕・補修等を267回実施）</p> 
	<p>②北区防犯デー</p> <p>□目 的：7月1日（犯罪のない日）を「北区防犯デー」と定め、区民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を新たにし、自主的な防犯活動をさらに推進するとともに、防犯活動に携わる人の輪を広げていくことを目的とする。</p> <p>□日 時：令和5年7月4日（火） 10時～12時25分</p> <p>□会 場：プラザノース ホール</p> <p>□主 催：北区防犯連絡協議会</p> <p>□共 催：北区・大宮警察署</p> <p>□参加者数：204人</p> 
	<p>③北区民まつり</p> <p>□目 的：北区における郷土意識の醸成及び地域の連帯をより一層深めることを目的として開催する。</p> <p>□日 時：令和5年11月5日（日） 9時30分～15時</p> <p>□会 場：市民の森・見沼グリーンセンター</p> <p>□内 容：ステージでの演奏等、模擬店、各種スポーツイベント等</p> <p>□主 催：北区民まつり実行委員会・北区</p> <p>□来場者数：約48,000人</p> 
	<p>④北区文化まつり</p> <p>□目 的：北区民の日頃の文化活動の発表の場を設けるとともに、地域の連帯を深めることを目的として開催する。</p> <p>□日 時：令和6年2月10日（土）・11日（日） 10時～16時</p> <p>□会 場：プラザノース ホール ギャラリー</p> <p>□内 容：ステージでの演奏等、絵画、書、写真、陶芸又は盆栽などの作品展示</p> <p>□主 催：北区文化まつり実行委員会・北区</p> <p>□来場者数：約6,300人</p> <p>□公募作品数：133点</p> 

区	事業内容等
大宮区	<p>①2023 大宮区民ふれあいフェア</p> <p>□目 的：区民間の交流や地域の特徴、文化を知る機会を創出し、郷土意識の醸成やコミュニティづくりを促進することを目的に、地域主体・区民参加型のイベントを実施する。</p> <p>□日 時：令和5年10月28日(土) 10時～15時</p> <p>□内 容：ステージ発表、展示・販売、大宮二十景絵画コンクール入賞作品展、小・中学校図工美術絵画展を実施した。</p> <p>□会 場：鐘塚公園、ソニックスティ、武藏野銀行本店、シーノ大宮</p> <p>□来場者数：35,000人</p> 
	<p>②大宮区鉄道フェスタ</p> <p>□目 的：区制施行20周年を広く周知するとともに、区の魅力と特色である「鉄道のまち大宮」を活かしたイベントを実施する。</p> <p>□日 時：令和5年11月12日(日) 10時～15時</p> <p>□内 容：鉄道に関する写真パネル、ヘッドマーク等の鉄道用品の展示、移動動物園の設置、乗車体験ができるミニ新幹線などを実施した。</p> <p>□会 場：大宮区役所、大宮図書館氷川の杜ひろば及び展示スペース、山丸公園</p> <p>□来場者数：15,000人</p> 
	<p>③大宮区安全・安心のつどい</p> <p>□目 的：区民一人ひとりの防災、防犯及び交通安全の意識高揚と知識の普及を目的に、講習及び講演会を開催し、大宮区の「安全・安心なまちづくり」を推進する。</p> <p>□日 時：令和6年2月3日(土) 13時～15時40分</p> <p>□会 場：RaiBoC Hall(市民会館おおみや)</p> <p>□内 容：「最新犯罪からあなたの財産と命を守る防犯対策」と題し、元埼玉県警察捜査一課刑事の佐々木成三氏による防犯講演を実施した。また、東京ガス株式会社埼玉支部の明石敬一氏による防災講習を実施した。</p> <p>□来場者数：600人</p> 
	<p>④大宮区サイン整備事業</p> <p>□目 的：市民及び来訪者の利便性向上を図るため、さいたま市公共サインガイドラインに基づき設置した歩行者系公共サインの整備及びトランスポックスへのラッピング装飾を行う。</p> <p>□内 容：既存公共サインの地図面の更新(16基)、トランスポックスのラッピング装飾(4基)</p> 

区	事業内容等
見沼区	<p>①見沼区ふれあいフェア</p> <p>□目 的：郷土づくりと郷土意識の醸成及び地域住民の連帯をより一層高めることを目的に開催する。</p> <p>□開 催 日：令和5年11月11日（土）</p> <p>□会 場：堀崎公園、堀崎中央公園、見沼区役所、大宮武道館</p> <p>□主 催：見沼区ふれあいフェア実行委員会・見沼区</p> <p>□来場者数：約35,000人</p>
	
	<p>②見沼区文化まつり</p> <p>□目 的：区民が日頃の文化・芸術活動の成果を発表する場を通じて、区民の交流促進を図るために開催する。</p> <p>□開 催 日：令和6年3月9日（土）・10日（日）</p> <p>□会 場：片柳コミュニティセンター</p> <p>□主 催：見沼区文化まつり実行委員会・見沼区</p> <p>□来場者数：約3,000人</p>
	
見沼区	<p>③区制施行20周年記念事業 モザイクアート展</p> <p>□目 的：区民の郷土意識や区への愛着を深める機運を醸成し、区制施行20周年を祝うため、モザイクアートを作製し、展示を行う。</p> <p>□期 間：令和5年9月～令和6年2月</p> <p>□会 場：見沼区役所、大宮武道館（見沼区ふれあいフェア）、片柳コミュニティセンター、七里コミュニティセンター、東大宮コミュニティセンター、春野図書館</p>
	
	<p>④区制施行20周年記念事業 区役所前花壇整備</p> <p>□目 的：区制施行20周年記念として、区民の交流の場をつくり、区への愛着を深めることを目的に見沼区役所正面玄関付近に、花壇を整備する。</p> <p>□内 容：区役所前の花壇造成及び植栽、木製デッキ（スロープ）の増設、見沼区オープンガーデンの紹介看板作成及び設置</p>
	

区	事業内容等
中央区	<p>①中央区防犯講演会</p> <p>□目 的：中央区民の防犯意識の高揚と防犯活動の推進を図るため、講演会を開催する。</p> <p>□開催方法：産業文化センターにて中央区防犯協議会加入団体及びさいたま市在住・在勤の方向けに実施</p> <p>□内 容：市民防犯活動について</p> <p>□開 催 日：令和5年10月26日（木）</p> <p>□主 催：中央区防犯協議会・中央区</p> <p>□講 師：うさぎママのパトロール教室 主宰 安全インストラクター 武田 信彦 氏</p> 
	<p>②アートストリート事業</p> <p>□目 的：中央区の地域資源の一つである彩の国さいたま芸術劇場を生かし、にぎわいの創出と芸術・文化のまちづくりを進める。劇場からの主要なアクセスルートにおいて、劇場への的確な誘導や、観劇後の余韻にひたることができるような芸術的雰囲気を演出する「アートストリート」として整備する。</p> <p>□内 容：(1) たつみ通り沿い ・彩の国シェイクスピア・シリーズ出演者手形レリーフ板面交換 ※出演情報の記載内容の最新化等を実施 (2) 与野本町駅前公園内 ・区制施行20周年記念与野本町駅前バラのモニュメント整備 ・バナーの作成および設置 ※区制施行20周年を記念し、一部のバナーデザインを変更</p> 
	<p>③バスケットボール教室</p> <p>□目 的：区内の小学生を対象に、バスケットボールに参加できる機会を提供し、健全育成とスポーツを通して参加者間の交流促進を図ることを目的として、バスケットボール教室を開催する。</p> <p>□開 催 日：令和5年7月8日（土） 午前：低学年の部、午後：高学年の部</p> <p>□会 場：さいたま市与野体育館</p> <p>□主 催：中央区</p> 
	<p>④中央区みんなで支えるネットワーク事業連絡会</p> <p>□目 的：地域で起きる問題や業務上の悩みを解決するため、障害福祉サービス事業所等のネットワークを構築し、専門家による専門性の高い研修や情報交換のための連絡会を開催する。</p> <p>□開 催 日：1回目…令和5年6月28日（水） 2回目…令和5年11月13日（月） 3回目…令和6年3月4日（月）</p> <p>□会 場：中央区役所 大会議室・301会議室</p> <p>□主 催：中央区</p> <p>□参 加 者：障害福祉サービス事業所等（3回目までの延べ参加事業所数70事業所）</p> 

区	事業内容等
	<p>①区民ふれあいまつり</p> <p>□目的：地域コミュニティ醸成のため、区民との協働により開催する。</p> <p>□開催日：令和5年10月21日（土）</p> <p>□会場：プラザウエスト、サイデン化学アリーナさいたま</p> <p>□主催：桜区区民まつり実行委員会・桜区</p> <p>□来場者数：約28,000人</p> 
	<p>②親子防災教室</p> <p>□目的：市内に在住、在学で、5歳以上の子どもとその保護者を対象に、災害に対する正しい知識の習得を図る。</p> <p>□開催日：令和5年9月2日（土）</p> <p>□会場：プラザウエスト2階多目的ホール</p> <p>□参加者：延べ98人</p> <p>□内容：木原 実 氏（気象予報士、防災士）による講演会</p> 
桜区	<p>③きらきらシルバー講座</p> <p>□目的：シニア世代に健康づくりや社会参加等の生きがいを持つ大切さを認識してもらう。</p> <p>□開催日：(1) 令和5年9月20日（水） (2) 令和5年10月18日（水）</p> <p>□会場：(1) プラザウエスト (2) 桜区役所</p> <p>□参加者：延べ212人</p> <p>□内容：概ね60歳以上の方を対象として、笑い、運動、睡眠をテーマに、落語、血流改善講座（質の良い睡眠への準備について）、ウォーキング＆ストレッチ講座を開催しました。</p> 
	<p>④区制施行20周年記念フラッグ事業</p> <p>□目的：区制施行20周年を契機に、より一層区の賑わい創出等を図るため、記念フラッグを作製し、区内に掲出する。</p> <p>□掲出場所：西浦和駅前商店会、白鍵商盛会、埼大通り商店会、レッズランド、区内公共施設</p> <p>□作製枚数：400枚</p> <p>□デザイン：浦和レッドダイヤモンズとのコラボレーションにより作製し、「青」は空・川・水辺を、「さくら色」は区の色・区の花サクラソウ・区の木サクラを、「緑」はレッズランドの芝・緑地・田園・公園をイメージしている。</p> 

区	事業内容等
浦和区	<p>①区制施行20周年記念事業「浦和区民まつり2023」</p> <p>□目的：区民がふれあい、世代を超えた多様な交流の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>□開催日：令和5年11月5日（日）</p> <p>□会場：浦和区内会場</p> <p>□主催：浦和区民まつり実行委員会</p> <p>□来場者数：約105,800人</p> 
	<p>②区制施行20周年記念事業「浦和区絵画作品展」</p> <p>□目的：区内公民館で活動する絵画グループの作品及び区学区内の小・中学校に在学する児童・生徒たちに作品の発表の場を提供し、芸術・文化活動の支援を図るとともに文教のまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>□開催日：令和6年2月8日（木）～12日（月）</p> <p>□会場：埼玉会館</p> <p>□主催：浦和区</p> <p>□来場者数：1,021人</p> 
	<p>③区制施行20周年記念「浦和区写真パネル展」</p> <p>□目的：さいたま市區制施行20周年を記念し、区内各所で、浦和の変遷を振り返る写真パネル展を開催することで、地域の歴史や文化を知り、区に愛着を感じていただくことを目的とする。</p> <p>□開催日：令和5年4月24日（月）～5月12日（金） 令和5年8月21日（月）～8月27日（日） 令和5年10月3日（火）～10月9日（月） 令和5年11月6日（月）～11月12日（日） 令和5年11月7日（火）～11月12日（日） 令和5年12月18日（月）～12月28日（木） 令和6年1月4日（木）～3月29日（金）</p> <p>□会場：浦和区内各所</p> <p>□主催：浦和区</p> 
	<p>④区制施行20周年記念事業「浦和区秋のごみゼロ運動」</p> <p>□目的：自治会及び商店会とともに区内一斉清掃を行い、環境美化意識の向上、世代を超えた多様な交流のあるコミュニティづくりを図ることを目的とする。</p> <p>□開催日：令和5年11月12日（日）</p> <p>□会場：区内全域</p> <p>□主催：浦和区、浦和区自治会連合会</p> <p>□参加者数：6,310人</p> 

区	事業内容等
南区	<p>①第 21 回南区ふるさとふれあいフェア</p> <p>□ 目的：「楽しもう！ふれあい世代間交流」をテーマに、南区における区民意識の醸成及びふるさとへの愛着並びに地域住民の連帯を深めることを目的として開催する。</p> <p>□ 日 時：令和 5 年 10 月 7 日（土）</p> <p>□ 会 場：浦和競馬場</p> <p>□ 内 容：アトラクション（ポニー乗馬、ミニ新幹線、ドローン体験、ダンボール迷路、昔あそび等）、ふれあいステージ、飲食販売・物販・展示エリアなど。</p> <p>□ 主 催：第 21 回南区ふるさとふれあいフェア実行委員会</p> <p>□ 参加者数：約 35,000 人</p> 
	<p>②南区防災展</p> <p>□ 目的：東日本大震災を教訓に、防災・減災において重要な自助と共助を啓発し、防災意識の向上を図ることを目的として開催する。</p> <p>□ 日 時：令和 5 年 9 月 15 日（金）～9 月 17 日（日） 9 時～17 時（15 日は 10 時から、17 日は 16 時まで）</p> <p>□ 会 場：サウスピア 1 階 多目的室外</p> <p>□ 内 容：区制施行 20 周年事業体感型防災アトラクション、防災ワークショップ、起震車体験など。</p> <p>□ 主 催：南区自主防災組織連絡協議会、南区役所</p> <p>□ 来場者数：約 2,000 人</p> 
	<p>③ヒヤリハットマップによる交通安全啓発</p> <p>□ 目的：小学生及び高齢者を対象に、それぞれの視点で見た「ヒヤリハットマップ」を作製・配布するとともに、協力団体と協働で「ヒヤリハットマップ」を活用して危険箇所の改善に向けた現場検証を実施する。</p> <p>□ 配布対象：南区内小学校 14 校の在校児童及び翌年度新入生、高齢者など。</p> <p>□ 協力団体：交通安全保護者の会（母の会）南支部、南区老人クラブ、南区内小学校 14 校</p> <p>□ 作製部数：小学生版：14,400 部 高齢者版：3,300 部</p> <p>□ 現場検証：小学校 5 校（3 年で全校検証の 2 年目） 老人クラブ 3 地区（3 年で全地区検証の 2 年目）</p> 

区	事業内容等
緑区	<p>①第21回緑区区民まつり</p> <p>□目 的：区民が一体となってまちづくりを行い、ふれあいのある地域社会の形成を図るため、区と区民との協働により区民まつりを開催。</p> <p>□日 時：令和5年10月29日（日）</p> <p>□会 場：埼玉スタジアム2002南広場</p> <p>□主 催：緑区区民まつり実行委員会</p> <p>□来場者数：約25,000人</p>
	
	<p>②緑区かかしランド2023</p> <p>□目 的：緑区出身の武笠三が、見沼田んぼの風景を見て唱歌「^{むかささん}かかし」を作詞したと言われていることにならみ、かかしを題材とした作品の制作等を通して、住んでいる街の歴史・文化を認識し、郷土愛を育む。</p> <p>□期間・会場：(1) 令和5年10月20日（金）～11月1日（水） 緑区役所1階 区民ホール・多目的室 ※土日は除く。ただし、10月29日（日）は区役所日曜開庁のため実施。 (2) 令和5年11月2日（木）～11月6日（月）イオンモール浦和美園 (3) 令和5年11月7日（火）～11月13日（月）原山公民館 (4) 令和5年11月14日（火）～11月19日（日）プラザイースト (5) 令和5年11月20日（月）～11月26日（日）大古里公民館 ※令和6年3月31日（日）までウェブ展示（市ホームページにて全作品を掲載）も実施。</p> <p>□主 催：さいたま市緑区</p> <p>□来場者数：約1,860人（会場来場者数：約1,100人、閲覧者数：761人）</p>
	
緑区	<p>③緑区親子防犯教室</p> <p>□目 的：子どもが被害者となる事件が多発していることを受け、防犯意識の向上と被害の予防を図る。</p> <p>□日 時：第1回：令和5年8月1日（火） 第2回：令和5年11月11日（土）</p> <p>□会 場：第1回：プラザイースト 多目的ルーム 第2回：美園コミュニティセンター 多目的ホール</p> <p>□主 催：緑区防犯推進実行委員会 さいたま市緑区</p> <p>□参加組数：第1回：33組（午前の部19組、午後の部14組）、第2回：15組</p>
	
	<p>④緑区地域安全講演会</p> <p>□目 的：防犯と防災に対する知識の習得と意識の高揚を図り、安全で住みよい地域社会の実現を図る。</p> <p>□日 時：令和6年1月30日（火）</p> <p>□会 場：プラザイースト 多目的ルーム</p> <p>□主 催：緑区防犯推進実行委員会 さいたま市緑区自主防災組織連絡会 さいたま市緑区</p> <p>□参加者数：81人</p>
	

区	事業内容等
岩槻区	<p>①城下町岩槻鷹狩り行列</p> <p>□ 目的：歴史と文化を育む城下町岩槻の魅力を発信し、にぎわいの創出及び交流人口の増加を図ることを目的として開催する。</p> <p>□ 内容：江戸時代に徳川家康公が鷹狩りで岩槻を訪れた史実に基づき、鷹狩り行列を再現した。</p> <p>□ 開催日：令和5年11月3日（金・祝）</p> <p>□ 会場：岩槻駅東口周辺</p> <p>□ 主催：城下町岩槻鷹狩り行列実行委員会</p> <p>□ 来場者数：約28,000人</p>
	
	<p>②人形のまち岩槻 まちかど雛めぐり</p> <p>□ 目的：岩槻区の代表的地域産業である人形資源を活用し、地域産業の振興を図ることを目的として開催する。</p> <p>□ 期間：令和6年2月23日（金・祝）～3月10日（日）</p> <p>□ 会場：岩槻駅東口周辺商店街</p> <p>□ 主催：人形のまち岩槻 まちかど雛めぐり実行委員会</p>
	
	<p>③岩槻やまぶきまつり【区制施行20周年記念事業】</p> <p>□ 目的：岩槻区の郷土づくりと郷土意識の醸成、及び地域住民の連帯をより一層高めるため、区と区民との協働により地域の特性を活かし、区民がふれあうとともに交流人口の増加を図ることを目的に開催する。</p> <p>□ 開催日：令和5年10月22日（日）</p> <p>□ 会場：岩槻文化公園</p> <p>□ 主催：第19回岩槻やまぶきまつり実行委員会</p> <p>□ 来場者数：約50,000人</p>
	
	<p>④岩槻駅東西自由通路へのラッピング装飾【区制施行20周年記念事業】</p> <p>□ 目的：「城下町岩槻」としてのにぎわいを創出するとともに岩槻を訪れた来訪者に岩槻の地域資源のPRを図り岩槻の魅力を発信する。</p> <p>□ 内容：岩槻の史跡・観光名所などのステンドグラス風ラッピング装飾を施した。 東口：八つ橋、遷喬館、久伊豆神社 西口：時の鐘、岩槻城黒門</p> <p>□ 設置日：令和5年11月</p> <p>□ 設置場所：岩槻駅東西自由通路窓</p>
	

② 市民活動ネットワーク (令和6年度)

各区において、区内で活動する市民活動団体の登録制度を設けています。登録団体への支援のほか、主体性や自律性を妨げない範囲で団体間のゆるやかなネットワークを図ることにより、市民活動及び協働を推進しています。

各区における市民活動ネットワークの登録団体数は以下のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

区	西 区	北 区	大宮区	見沼区	中央区	桜 区	浦和区	南 区	緑 区	岩槻区	合 計
団体数	27	39	30	25	1	28	21	28	32	59	290

※ 中央区は、82団体が加入する「さいたま市中央区コミュニティ協議会」が市民活動ネットワークに登録しています。

(11) 区のまちづくり（令和6年度）

本市の各区役所では、令和6年4月に「令和6年度区のまちづくり」を策定しました。

この「区のまちづくり」は、「区の将来像」の実現に向けて、区の現状と課題を踏まえ、当該年度に実施する各区及び局の取り組みについて、「まちづくりのポイント」ごとに区民にわかりやすく説明するものです。

※ 各区の「区のまちづくり」は、市ウェブサイトや各区役所の情報公開コーナーで公表しています。

※ 「「令和6年度区のまちづくり」を策定しました」（市ウェブサイト）

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/016/001/p114340.html>

 **さいたま市**

トップページ > 市政情報 > 政策・財政 > 区政について >
区政推進に向けた取り組み > 「令和6年度区のまちづくり」を策定しました

◀ 一つ前に見ていたページに戻る 更新日付：2024年5月8日 / ページ番号：C114340 ➤ このページを印刷する

「令和6年度区のまちづくり」を策定しました

「令和6年度区のまちづくり」を策定しました

西 NISHI	北 KITA	大宮 OMIYA	見沼 MIHUMA	中央 CHUO
桜 SAKURA	浦和 URAWA	南 MINAMI	緑 MEGURU	岩槻 IHATSUKI

(12) 市内郵便局における各種証明書等の交付事務取扱状況 (令和6年4月1日現在)

- 1 取扱証明書等**
- ① 住民票の写し
 - ② 印鑑登録証明書
 - ③ 戸籍全部事項証明書（謄本）、戸籍個人事項証明書（抄本）
除籍全部事項証明書（謄本）、除籍個人事項証明書（抄本）
 - ④ 戸籍の附票の写し
 - ⑤ 所得・課税（非課税）証明書
固定資産税証明書（公租、評価、資産）
納税証明書（個人住民税・森林環境税・固定資産税）

2 取扱日時 月～金曜日（9時～16時）
※ 祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。

- 3 特記事項**
- ・証明書等の交付手数料は区役所等と同じ（住民票の写し300円、戸籍証明書450円など）
 - ・本人の証明書のみの取扱
 - ・本人確認用書類の提示が必要

4 令和6年度取扱郵便局一覧（市内27局）

区	郵便局名	所在地	区	郵便局名	所在地
西区	指扇駅前	大字西遊馬 1269番地14	桜区	浦和大久保	大字下大久保 768番地7
	大宮清河寺	大字清河寺 1226番地6		浦和神田	大字神田 69番地2
北区	大宮	東大成町1丁目631番地		浦和栄和	栄和2丁目12番4号
	大宮吉野町	吉野町1丁目393番地21		浦和白鍬	大字白鍬 354番地3
	大宮盆栽町	盆栽町113番地		浦和領家	領家5丁目12番18号
	大宮奈良	奈良町153番地47	南区	浦和曲本	曲本4丁目9番10号
大宮区	大宮北袋	北袋町1丁目170番地3		浦和大谷口	大字大谷口 2523番地3
	大宮三橋一	三橋1丁目1339番地	緑区	美園	大字大門 1438番地1
	大宮三橋四	三橋4丁目304番地1		浦和代山	大字代山 143番地1
見沼区	大宮南中野	大字南中野 280番地1	岩槻区	岩槻和土	大字笛久保 204番地1
中央区	与野大戸	大戸3丁目15番32号		岩槻上野	大字上野 228番地1
	与野円阿弥	円阿弥2丁目10番16号		川通	大字大戸 1729番地3
	与野鈴谷	鈴谷2丁目621番地5		慈恩寺	大字慈恩寺 256番地18
				岩槻西原	大字平林寺 1491番地5

(13) コンビニ交付の業務取扱状況（令和6年4月1日現在）

1 対象となる証明書等・利用時間・手数料

対象となる証明書等	利用時間（※）	手数料
住民票の写し (本人及び同一世帯のもの)		
印鑑登録証明書 (印鑑登録した本人のもの)	6時30分～23時	1件 200円
所得・課税（非課税）証明書 納税証明書（個人住民税 ・森林環境税） (本人の最新年度のみ)		
戸籍全部・個人事項証明書 (市内に本籍がある方のみ)	9時～17時 (土・日曜日、祝日を除く)	1件 350円
戸籍の附票の写し (市内に本籍がある方のみ)		1件 200円

※ 年末年始（12/29～1/3）及び機器メンテナンス日を除く。

2 対象の店舗 多機能端末機が設置されている全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン等

3 持参するもの 利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカード（個人番号カード）または、スマホ用電子証明書を搭載したスマートフォン（一部のコンビニエンスストアに限る。）

※ 区役所に設置しておりました自動交付機につきましては、機器の老朽化等により令和元年12月28日をもって廃止となりました。

(14) 区役所窓口の休日開設

1 趣旨

単身世帯や共働き世帯の増加など、社会状況は変化し、これまでの平日を基本とした窓口運営では、必要な行政手続きを行うことが困難な市民が増加しています。

のことから、市民が利用しやすい区役所を目指すため、区役所窓口の休日開設を実施するものです。

2 経緯

平成 20 年 3 月 繁忙期（3 月・4 月）の土・日曜日における休日開設の試行実施

平成 22 年 3 月 繁忙期（3 月・4 月）の土・日曜日における休日開設の本実施（以降毎年実施）

平成 23 年 5 月 通常期（5 月～2 月）の最終日曜日における休日開設の試行実施

平成 24 年 5 月 通常期（5 月～2 月）の最終日曜日における休日開設の本実施（以降毎年実施）

平成 26 年 4 月 繁忙期と通常期による開設日時を見直し、毎月最終日曜日及び 3 月最終土曜日に整理

3 開設日時

毎月最終日曜日及び 3 月最終土曜日 8 時 30 分～17 時 15 分

※ 令和 6 年 12 月は 15 日に開設

※ 年末年始（12/29～1/3）を除く。

4 開設場所

10 区役所（支所・市民の窓口を除く）

5 取扱業務

引越しや出産に伴う手続き、住民票の写しの交付など

《主な取扱業務》

* 住民異動届 * 戸籍の届出（出生届、婚姻届など） * 印鑑登録 * 国民健康保険の手続き

* 個人番号カードの交付 * 国民年金の手続き

* 児童手当の届出 * 住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書などの交付

3 その他

(1) 区の色／区の花

区の色とロゴマーク	区の花	区の花のデザイン
あお 	アジサイ 梅雨の風物詩として広く親しまれ、区内の「指扇氷川神社」では、アジサイの見どころとして地元ボランティアの皆さんにより育てられています。名の由来は、青い花が集まっている様子「集真藍（あづさあい）」から転じたとも言われ、区の色「青色」が連想されます。	 西区の花 アジサイ
ふかみどり 	菜の花 春、一面に広がる菜の花畑は壮観であり、また、どこか懐かしく、親しみ深いものとなっています。市民の森（見沼グリーンセンター）南側の菜の花と風車との風景は、北区の風物詩となっています。	 北区の花 菜の花
オレンジ 	さくら 区内各所でその美しい姿を見ることができる「さくら」の花は、多くの区民から親しまれています。ソメイヨシノをはじめ約1,000本の桜が咲き誇る大宮公園は、「さくら名所100選」に選定されており、春になると「さくら」見物に多くの人々が訪れます。	 大宮区の花 さくら
そらいいろ 	クマガイソウ 花の形が武将・熊谷直実が背負った、流れ矢を防ぐ母衣（ほろ）に似ていることから名付けられました。御藏の民家の竹林に自生しており、さいたま市の天然記念物にも指定されている大型の野生ランで、例年4月下旬に咲く可憐な花です。	 見沼区の花 クマガイソウ
バラ色 	バラ かねてより与野公園のバラが親しまれており、旧与野市観光協会でも「市民の花」に指定していました。区の色もバラ色となっており、毎年5月には「ばらまつり」が盛大に開催されています。	 中央区の花 バラ
さくら色 	サクラソウ サクラソウ科の多年草で、全体の姿が優しく、美しい花をつけます。桜区には、サクラソウ自生地としては唯一の国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」があります。約4.1haの自生地には約55万株のサクラソウが自生しています。	 桜区の花 サクラソウ
あか 	ニチニチソウ 初夏から晩秋まで次々に花を咲かせ続け、夏の炎天下でも元気に育ちます。花の色は浦和区のイメージカラーである赤をはじめ白、ピンク、紫などがあり、浦和区の元気なイメージにぴったりの花です。	 浦和区の花 ニチニチソウ
レモン色 	ヒマワリ 区の色であるレモン色にちなんで選ばれたヒマワリは、区の色と同様に花の特徴が南区の若々しいイメージに合っている花です。	 南区の花 ヒマワリ
みどり 	サクラ 春、見沼代用水西縁・東縁をピンクに縁取るサクラは、花見のスポットとして多くの方に親しまれています。緑区の花として、末永く愛着を持っていただきたいです。	 緑区の花 サクラ
やまぶき色 	やまぶき 岩槻ゆかりの戦国武将太田道灌の「山吹伝説」により、区民に広く親しまれています。区内各施設等に植栽され、やまぶき色は区の色にも選ばれています。	 岩槻区の花 やまぶき

※ 区の色とロゴマーク（平成17年4月6日制定）

※ 区の花（平成22年度制定）

※ 区の花のデザイン（平成23年7月制定）

(2) 市章／市の木・花・花木／市の歌／さいたま市民の日

市章（平成13年10月25日制定）



本市の頭文字「S」をモチーフに、未来に向かって人もまちもいきいきと前進するイメージのデザインです。「S」を囲むように弧を描くことで、市民を暖かく包みながら共に発展していくこと、輪（和）が広がり融和していくことを表現しています。

基調となる緑色は、見沼田んぼに代表される豊かな自然との調和を示しています。

市の木・花・花木（平成14年5月1日制定）

市の木 ケヤキ



日本の代表的な落葉樹の一つであり、市内では、大宮氷川神社の参道並木や調神社の境内林、また、埼大通り（国道463号）の日本一長いケヤキ並木などが有名です。

市の花 サクラソウ



桜区の田島ヶ原は、桜草自生地として国の特別天然記念物に指定されています。本市では、貴重な植生を維持するために、外来植物の除去や草焼きなどを実施して、後世に伝える努力をしています。また、西区の錦乃原桜草園は、復活に力を入れています。

市の花木 サクラ



桜は、古くから市民に親しまれ愛されている花木の一つです。市内では、桜の名所百選に選ばれた大宮公園の桜や与野公園の桜、玉蔵院のしだれ桜や見沼代用水べりの桜堤などが有名です。また、山林には、山桜などが自生しています。

市の歌（平成15年4月1日制定）

さいたま市の歌 **希望のまち**

作詞 福原くにこ
補作詞 タケカワユキヒデ
作曲 タケカワユキヒデ

エール

Vocal Allegro = 132 C

しんせんじかかんじられー

いいろあおやかまれー

あめさのがりのキラリひとかけーたみづ

だいちろうるるおおようにー

主 D.S. Coda C

エール

オーオーオーサいたま

モモのたまきかがらー

モモのたまきかがらー

さいたま市の未来をやさしく、力強く歌いあげる曲です。
多くのみなさんに歌っていただきたいと、心をこめてつくりました。
歌の最初の音く低いソノですが、お子さんや女性のかたの場合に、低すぎて歌いづらいこともあるので、
もとの音を()にして、歌いだしやすい音くからはじまるようにしてあります。
ギター！本でも歌えるようにコードもやさしくしてあります。みなさんで気軽に歌ってください。
タケカワユキヒデ

さいたま市民の日（5月1日）（令和3年3月11日制定）

さいたま市民の日は、市民のみなさんが、郷土である本市の歴史や文化に親しみ、市民としての一体感とまちづくりに自ら参画する意識を高め、魅力あるさいたま市を将来にわたって創っていくことを期する日として制定されました。期日となる5月1日は、平成13年にさいたま市制がスタートした市政の歴史上、最も重要な日です。

(3) 指定都市区政担当課（令和6年4月1日現在）

政令 指定都市名	部署名 郵便番号・所在地 E-mailアドレス	代表電話 直通電話 FAX番号	政令 指定都市 移行年月日
札幌市	市民文化局 地域振興部 区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 kusei@city.sapporo.jp	代 011-211-2111 直 011-211-2252 FAX 011-218-5156	昭和47年 4月1日
仙台市	市民局 区政部 区政課 〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル9階 sim004010@city.sendai.jp	代 022-261-1111 直 022-214-6125 FAX 022-211-1916	平成元年 4月1日
千葉市	市民局 市民自治推進部 区政推進課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 kusei.CIC@city.chiba.lg.jp	代 043-245-5111 直 043-245-5133 FAX 043-245-5155	平成4年 4月1日
川崎市	市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課 〒210-0007 川崎市川崎区宮本町1番地 21階 25kusei@city.kawasaki.jp	代 044-200-2111 直 044-200-2357-2358 FAX 044-200-3800	昭和47年 4月1日
横浜市	市民局 区政支援部 区連絡調整課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 sh-kuren@city.yokohama.lg.jp	代 045-671-2121 直 045-671-2067 FAX 045-664-5295	昭和31年 9月1日
相模原市	市民局 区政推進課 〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目11番15号 kuseisuushin@city.sagamihara.lg.jp	代 042-754-1111 直 042-769-9812 FAX 042-754-7990	平成22年 4月1日
新潟市	市民生活部 市民協働課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 shiminkyodo@city.niigata.lg.jp	代 025-228-1000 直 025-226-1102 FAX 025-228-2230	平成19年 4月1日
静岡市	総務局 総務課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 soumu@city.shizuoka.lg.jp	代 054-254-2111 直 054-221-1004 FAX 054-205-1377	平成17年 4月1日
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	代 053-457-2111 直 053-457-2094 FAX 053-457-2750	平成19年 4月1日
名古屋市	スポーツ市民局 地域振興部 区政課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 a3112@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp	代 052-961-1111 直 052-972-3112 FAX 052-972-4458	昭和31年 9月1日

政令 指定都市名	部署名 郵便番号・所在地 E-mailアドレス	代表電話 直通電話 FAX番号	政令 指定都市 移行年月日
京都市	文化市民局 地域自治推進室（区政推進担当） 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 kusei@city.kyoto.lg.jp	代 075-222-3111 直 075-222-3048 FAX 075-222-3042	昭和31年 9月1日
大阪市	市民局 区政支援室 区行政制度担当 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号 ca0003@city.osaka.lg.jp	代 06-6208-8181 直 06-6208-7321 FAX 06-6202-7073	昭和31年 9月1日
堺市	市民人権局 市民生活部 区政推進課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 kusui@city.sakai.lg.jp	代 072-233-1101 直 072-228-7579 FAX 072-228-0371	平成18年 4月1日
神戸市	地域協働局 区役所課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 kuyakusho@office.city.kobe.lg.jp	代 078-331-8181 直 078-322-5071 FAX 078-322-6010	昭和31年 9月1日
岡山市	市民生活局 市民生活部 区政推進課 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 kuseisuishin@city.okayama.lg.jp	代 086-803-1000 直 086-803-1033 FAX 086-803-1875	平成21年 4月1日
広島市	企画総務局 区政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp	代 082-245-2111 直 082-504-2888 FAX 082-504-2069	昭和55年 4月1日
北九州市	総務市民局 市民部 区政推進課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp	代 _____ 直 093-582-2107 FAX 093-562-1307	昭和38年 4月1日
福岡市	市民局 総務部 区政推進課 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 kuseisuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp	代 092-711-4111 直 092-707-3864 FAX 092-733-5595	昭和47年 4月1日
熊本市	文化市民局 市民生活部 地域政策課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp	代 096-328-2111 直 096-328-2031 FAX 096-351-2030	平成24年 4月1日
さいたま市	市民局 区政推進部 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	代 048-829-1111 直 048-829-1834 FAX 048-829-1992	平成15年 4月1日

(4) 指定都市区役所所在地（令和6年4月1日現在）

□札幌市（10区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
中央区役所	060-8612	中央区大通西2丁目9番地	011-231-2400
北区役所	001-8612	北区北24条西6丁目1番1号	011-757-2400
東区役所	065-8612	東区北11条東7丁目1番1号	011-741-2400
白石区役所	003-8612	白石区南郷通1丁目南8番1号	011-861-2400
厚別区役所	004-8612	厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	011-895-2400
豊平区役所	062-8612	豊平区平岸6条10丁目1番1号	011-822-2400
清田区役所	004-8613	清田区平岡1条1丁目2番1号	011-889-2400
南区役所	005-8612	南区真駒内幸町2丁目2番1号	011-582-2400
西区役所	063-8612	西区琴似2条7丁目1番1号	011-641-2400
手稲区役所	006-8612	手稲区前田1条11丁目1番10号	011-681-2400

□仙台市（5区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
青葉区役所	980-8701	青葉区上杉一丁目5番1号	022-225-7211
宮城野区役所	983-8601	宮城野区五輪二丁目12番35号	022-291-2111
若林区役所	984-8601	若林区保春院前丁3番地の1	022-282-1111
太白区役所	982-8601	太白区長町南三丁目1番15号	022-247-1111
泉区役所	981-3189	泉区泉中央二丁目1番地の1	022-372-3111

□千葉市（6区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
中央区役所	260-8733	中央区中央4丁目5番1号	043-221-2111
花見川区役所	262-8733	花見川区瑞穂1丁目1番地	043-275-6111
稻毛区役所	263-8733	稻毛区穴川4丁目12番1号	043-284-6111
若葉区役所	264-8733	若葉区桜木北2丁目1番1号	043-233-8111
緑区役所	266-8733	緑区おゆみ野3丁目15番地3	043-292-8111
美浜区役所	261-8733	美浜区真砂5丁目15番1号	043-270-3111

□川崎市（7区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
川崎区役所	210-8570	川崎区東田町8番地	044-201-3113
幸区役所	212-8570	幸区戸手本町1丁目11番地1	044-556-6666
中原区役所	211-8570	中原区小杉町3丁目245番地	044-744-3113
高津区役所	213-8570	高津区下作延2丁目8番1号	044-861-3113
宮前区役所	216-8570	宮前区宮前平2丁目20番地5	044-856-3113
多摩区役所	214-8570	多摩区登戸1775番地1	044-935-3113
麻生区役所	215-8570	麻生区万福寺1丁目5番1号	044-965-5100

□横浜市（18区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
鶴見区役所	230-0051	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	045-510-1818
神奈川区役所	221-0824	神奈川区広台太田町3番地8	045-411-7171
西区役所	220-0051	西区中央一丁目5番10号	045-320-8484
中区役所	231-0021	中区日本大通35番地	045-224-8181
南区役所	232-0024	南区浦舟町二丁目33番地	045-341-1212
港南区役所	233-0003	港南区港南四丁目2番10号	045-847-8484
保土ヶ谷区役所	240-0001	保土ヶ谷区川辺町2番地9	045-334-6262
旭区役所	241-0022	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	045-954-6161
磯子区役所	235-0016	磯子区磯子三丁目5番1号	045-750-2323
金沢区役所	236-0021	金沢区泥亀二丁目9番1号	045-788-7878
港北区役所	222-0032	港北区大豆戸町26番地1	045-540-2323
緑区役所	226-0013	緑区寺山町118番地	045-930-2323
青葉区役所	225-0024	青葉区市ヶ尾町31番地4	045-978-2323
都筑区役所	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	045-948-2323
戸塚区役所	244-0003	戸塚区戸塚町16番地17	045-866-8484
栄区役所	247-0005	栄区桂町303番地19	045-894-8181
泉区役所	245-0024	泉区和泉中央北五丁目1番1号	045-800-2323
瀬谷区役所	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190番地	045-367-5656

□相模原市（3区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
緑区役所	252-5177	緑区西橋本五丁目3番21号	042-775-8802
中央区役所	252-5277	中央区中央二丁目11番15号	042-769-9802
南区役所	252-0377	南区相模大野五丁目31番1号	042-749-2134

※ 緑区役所及び南区役所の「電話番号」は、区役所区政策課のダイヤルイン。

□新潟市（8区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
北区役所	950-3393	北区東栄町1丁目1番14号	025-387-1000
東区役所	950-8709	東区下木戸1丁目4番1号	025-272-1000
中央区役所	951-8553	中央区西堀通6番町866番地	025-223-1000
江南区役所	950-0195	江南区泉町3丁目4番5号	025-383-1000
秋葉区役所	956-8601	秋葉区程島2009番地	0250-23-1000
南区役所	950-1292	南区白根1235番地	025-373-1000
西区役所	950-2097	西区寺尾東3丁目14番41号	025-268-1000
西蒲区役所	953-8666	西蒲区巻甲2690番地1	0256-73-1000

□静岡市（3区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
葵区役所	420-8602	葵区追手町5番1号	054-254-2115
駿河区役所	422-8550	駿河区南八幡町10番40号	054-202-5811
清水区役所	424-8701	清水区旭町6番8号	054-354-2111

□浜松市（3区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
中央区役所	430-8652	中央区元城町103番地の2	053-457-2111
浜名区役所	434-8550	浜名区貴布祢3000番地	053-587-3111
天竜区役所	431-3392	天竜区二俣町二俣481番地	053-926-1111

□名古屋市（16区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
千種区役所	464-8644	千種区星が丘山手103番地	052-762-3111
東区役所	461-8640	東区筒井一丁目7番74号	052-935-2271
北区役所	462-8511	北区清水四丁目17番1号	052-911-3131
西区役所	451-8508	西区花の木二丁目18番1号	052-521-5311
中村区役所	453-8501	中村区松原町一丁目23番地の1	052-483-8161
中区役所	460-8447	中区栄四丁目1番8号	052-241-3601
昭和区役所	466-8585	昭和区阿由知通3丁目19番地	052-731-1511
瑞穂区役所	467-8531	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	052-841-1521
熱田区役所	456-8501	熱田区神宮三丁目1番15号	052-681-1431
中川区役所	454-8501	中川区高畠一丁目223番地	052-362-1111
港区役所	455-8520	港区港明一丁目12番20号	052-651-3251
南区役所	457-8508	南区前浜通3丁目10番地	052-811-5161
守山区役所	463-8510	守山区小幡一丁目3番1号	052-793-3434
緑区役所	458-8585	緑区青山二丁目15番地	052-621-2111
名東区役所	465-8508	名東区上社二丁目50番地	052-773-1111
天白区役所	468-8510	天白区島田二丁目201番地	052-803-1111

□京都市（11区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
北区役所	603-8511	北区紫野東御所田町33番地の1	075-432-1181
上京区役所	602-8511	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	075-441-0111
左京区役所	606-8511	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	075-702-1000
中京区役所	604-8588	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	075-812-0061
東山区役所	605-8511	東山区清水五丁目130番地の6	075-561-1191
山科区役所	607-8511	山科区柳辻池尻町14番地の2	075-592-3050
下京区役所	600-8588	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8	075-371-7101
南区役所	601-8511	南区西九条南田町1番地の3	075-681-3111
右京区役所	616-8511	右京区太秦下刑部町12番地	075-861-1101
西京区役所	615-8522	西京区上桂森下町25番地の1	075-381-7121
伏見区役所	612-8511	伏見区鷹匠町39番地の2	075-611-1101

□大阪市（24区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
北区役所	530-8401	北区扇町二丁目1番27号	06-6313-9625
都島区役所	534-8501	都島区中野町二丁目16番20号	06-6882-9625
福島区役所	553-8501	福島区大開一丁目8番1号	06-6464-9625
此花区役所	554-8501	此花区春日出北一丁目8番4号	06-6466-9625
中央区役所	541-8518	中央区久太郎町一丁目2番27号	06-6267-9625
西区役所	550-8501	西区新町四丁目5番14号	06-6532-9625
港区役所	552-8510	港区市岡一丁目15番25号	06-6576-9625
大正区役所	551-8501	大正区千島二丁目7番95号	06-4394-9625
天王寺区役所	543-8501	天王寺区真法院町20番33号	06-6774-9625
浪速区役所	556-8501	浪速区敷津東一丁目4番20号	06-6647-9625
西淀川区役所	555-8501	西淀川区御幣島一丁目2番10号	06-6478-9625
淀川区役所	532-8501	淀川区十三東二丁目3番3号	06-6308-9625
東淀川区役所	533-8501	東淀川区豊新二丁目1番4号	06-4809-9625
東成区役所	537-8501	東成区大今里西二丁目8番4号	06-6977-9625
生野区役所	544-8501	生野区勝山南三丁目1番19号	06-6715-9625
旭区役所	535-8501	旭区大宮一丁目1番17号	06-6957-9625
城東区役所	536-8510	城東区中央三丁目5番45号	06-6930-9625
鶴見区役所	538-8510	鶴見区横堤五丁目4番19号	06-6915-9625
阿倍野区役所	545-8501	阿倍野区文の里一丁目1番40号	06-6622-9625
住之江区役所	559-8601	住之江区御崎三丁目1番17号	06-6682-9625
住吉区役所	558-8501	住吉区南住吉三丁目15番55号	06-6694-9625
東住吉区役所	546-8501	東住吉区東田辺一丁目13番4号	06-4399-9625
平野区役所	547-8580	平野区背戸口三丁目8番19号	06-4302-9625
西成区役所	557-8501	西成区岸里一丁目5番20号	06-6659-9625

□堺市（7区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
堺区役所	590-0078	堺区南瓦町3番1号	072-228-7403
中区役所	599-8236	中区深井沢町2470番地7	072-270-8181
東区役所	599-8112	東区日置荘原寺町195番地1	072-287-8100
西区役所	593-8324	西区鳳東町6丁600番地	072-275-1901
南区役所	590-0141	南区桃山台1丁1番1号	072-290-1800
北区役所	591-8021	北区新金岡町5丁1番4号	072-258-6706
美原区役所	587-8585	美原区黒山167番地1	072-363-9311

※ 「電話番号」は、各区役所企画総務課のダイヤルイン。

□神戸市（10区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
東灘区役所	658-8570	東灘区住吉東町5丁目2番1号	078-841-4131
灘区役所	657-8570	灘区桜口町4丁目2番1号	078-843-7001
中央区役所	651-8570	中央区東町115番地	078-335-7511
兵庫区役所	652-8570	兵庫区荒田町1丁目21番1号	078-511-2111
北区役所	651-1195	北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	078-593-1111
北神区役所	651-1302	北区藤原台中町1丁目2番1号	078-981-5377
長田区役所	653-8570	長田区北町3丁目4番地の3	078-579-2311
須磨区役所	654-8570	須磨区大黒町4丁目1番1号	078-731-4341
垂水区役所	655-8570	垂水区日向1丁目5番1号	078-708-5151
西区役所	651-2295	西区糀台5丁目4-1	078-940-9501

□岡山市（4区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
北区役所	700-8544	北区大供一丁目1番1号	086-803-1000
中区役所	703-8544	中区浜三丁目7番15号	086-803-1000
東区役所	704-8555	東区西大寺南一丁目2番4号	086-803-1000
南区役所	702-8544	南区浦安南町495番地5	086-803-1000

□広島市（8区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
中区役所	730-8587	中区国泰寺町一丁目4番21号	082-245-2111
東区役所	732-8510	東区東蟹屋町9番38号	082-245-2111
南区役所	734-8522	南区皆実町一丁目5番44号	082-245-2111
西区役所	733-8530	西区福島町二丁目2番1号	082-245-2111
安佐南区役所	731-0193	安佐南区古市一丁目33番14号	082-245-2111
安佐北区役所	731-0292	安佐北区可部四丁目13番13号	082-245-2111
安芸区役所	736-8501	安芸区船越南三丁目4番36号	082-245-2111
佐伯区役所	731-5195	佐伯区海老園二丁目5番28号	082-245-2111

□北九州市（7区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
門司区役所	801-8510	門司区清滝一丁目1番1号	093-331-1881
小倉北区役所	803-8510	小倉北区大手町1番1号	093-582-3311
小倉南区役所	802-8510	小倉南区若園五丁目1番2号	093-951-4111
若松区役所	808-8510	若松区浜町一丁目1番1号	093-761-5321
八幡東区役所	805-8510	八幡東区中央一丁目1番1号	093-671-0801
八幡西区役所	806-8510	八幡西区黒崎三丁目15番3号	093-642-1441
戸畠区役所	804-8510	戸畠区千防一丁目1番1号	093-871-1501

□福岡市（7区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
東区役所	812-8653	東区箱崎二丁目54番1号	092-631-2131
博多区役所	812-8512	博多区博多駅前二丁目8番1号	092-441-2131
中央区役所	810-8622	中央区大名二丁目5番31号	092-714-2131
南区役所	815-8501	南区塩原三丁目25番1号	092-561-2131
城南区役所	814-0192	城南区鳥飼六丁目1番1号	092-822-2131
早良区役所	814-8501	早良区百道二丁目1番1号	092-841-2131
西区役所	819-8501	西区内浜一丁目4番1号	092-881-2131

□熊本市（5区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
中央区役所	860-8618	中央区手取本町1番1号	096-328-2555
東区役所	862-8555	東区東本町16番30号	096-367-9111
西区役所	861-5292	西区小島2丁目7番1号	096-329-1111
南区役所	861-4189	南区富合町清藤405番地3	096-357-4111
北区役所	861-0195	北区植木町岩野238番地1	096-272-1111

※ 「電話番号」は、各区役所の電話番号案内

□さいたま市（10区役所）

区役所名	郵便番号	所 在 地	電話番号
西区役所	331-8587	西区西大宮3丁目4番地2	048-622-1111
北区役所	331-8586	北区宮原町1丁目852番地1	048-653-1111
大宮区役所	330-8501	大宮区吉敷町1丁目124番地1	048-657-0111
見沼区役所	337-8586	見沼区堀崎町12番地36	048-687-1111
中央区役所	338-8686	中央区下落合5丁目7番10号	048-856-1111
桜区役所	338-8586	桜区道場4丁目3番1号	048-858-1111
浦和区役所	330-9586	浦和区常盤6丁目4番4号	048-825-1111
南区役所	336-8586	南区別所7丁目20番1号	048-838-1111
緑区役所	336-8587	緑区中尾975番地1	048-874-1111
岩槻区役所	339-8585	岩槻区本町3丁目2番5号	048-790-0111

4 例規等

(1) さいたま市区の設置等に関する条例

平成 14 年 11 月 21 日
条例第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成 28 年条例 2 号〕）

（区の設置）

第 2 条 本市の区域を分けて、次の区を設ける。

西区

北区

大宮区

見沼区

中央区

桜区

浦和区

南区

緑区

岩槻区

2 前項の区の区域は、別表のとおりとする。

（一部改正〔平成 17 年条例 1 号〕）

（区の事務所）

第 3 条 前条第 1 項の区に設置する区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
西区役所	さいたま市西区西大宮 3 丁目 4 番地 2	西区の区域
北区役所	さいたま市北区宮原町 1 丁目 852 番地 1	北区の区域
大宮区役所	さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 124 番地 1	大宮区の区域
見沼区役所	さいたま市見沼区堀崎町 12 番地 36	見沼区の区域
中央区役所	さいたま市中央区下落合 5 丁目 7 番 10 号	中央区の区域
桜区役所	さいたま市桜区道場 4 丁目 3 番 1 号	桜区の区域
浦和区役所	さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号	浦和区の区域
南区役所	さいたま市南区別所 7 丁目 20 番 1 号	南区の区域
緑区役所	さいたま市緑区大字中尾 975 番地 1	緑区の区域
岩槻区役所	さいたま市岩槻区本町 3 丁目 2 番 5 号	岩槻区の区域

（一部改正〔平成 17 年条例 1 号・18 年 64 号・20 年 1 号・23 年 33 号・24 年 33 号・29 年 56 号・30 年 60 号〕）

（分掌事務）

第 4 条 区の事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区民の生活に関すること。
- (2) 区民の健康及び福祉に関すること。

（追加〔平成 28 年条例 2 号〕）

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成 28 年条例 2 号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(さいたま市総合行政センター条例の廃止)
- 2 さいたま市総合行政センター条例(平成 13 年さいたま市条例第 14 号)は、廃止する。

附 則(平成 15 年 3 月 14 日条例第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 30 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日条例第 64 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日条例第 1 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 17 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 17 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 27 日条例第 33 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。
(さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正)
- 2 さいたま市福祉事務所設置条例(平成 13 年さいたま市条例第 138 号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)

附 則(平成 23 年 12 月 27 日条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 2 日条例第 33 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。
(さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正)
- 2 さいたま市福祉事務所設置条例(平成 13 年さいたま市条例第 138 号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)

附 則(平成 28 年 3 月 16 日条例第 2 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 6 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 27 日条例第 56 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正)
- 2 さいたま市福祉事務所設置条例(平成 13 年さいたま市条例第 138 号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(平成 30 年 12 月 27 日条例第 60 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 5 月 7 日から施行する。

(さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正)

2 さいたま市福祉事務所設置条例(平成 13 年さいたま市条例第 138 号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(さいたま市障害者更生相談センター条例の一部改正)

3 さいたま市障害者更生相談センター条例(平成 15 年さいたま市条例第 72 号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(令和元年 7 月 9 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 7 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

(一部改正〔平成 15 年条例 1 号・48 号・17 年 1 号・18 年 1 号・64 号・20 年 41 号・21 年 1 号・23 年 43 号・29 年 41 号・56 号・令和元年 3 号・4 年 22 号〕)

名称	区域
西区	大字飯田、大字飯田新田、大字植田谷本、大字植田谷本村新田、大字上野本郷、大字内野本郷、大字上内野、大字指扇、大字指扇領辻、大字指扇領別所、大字佐知川、大字三条町、大字島根、大字下内野、大字昭和、大字清河寺、大字高木、大字塚本、塚本町 1 丁目から塚本町 3 丁目まで、大字土屋、大字中釣、大字中野林、大字西遊馬、大字西新井、大字西内野、西大宮 1 丁目から西大宮 4 丁目まで、大字平方領々家、大字二ツ宮、プラザ、大字宝来、大字水判土、大字峰岸、三橋 5 丁目及び三橋 6 丁目、宮前町並びに湯木町 1 丁目及び湯木町 2 丁目
北区	植竹町 1 丁目及び植竹町 2 丁目、大字大成、大成町 4 丁目、大字大宮、大字上加、大字加茂宮、櫛引町 2 丁目、今羽町、砂町 1 丁目、大字土呂、土呂町、土呂町 1 丁目及び土呂町 2 丁目、奈良町、大字西本郷、大字西谷、日進町 1 丁目から日進町 3 丁目まで、東大成町 1 丁目及び東大成町 2 丁目、別所町、本郷町、盆栽町、見沼 1 丁目から見沼 3 丁目まで、宮原町 1 丁目から宮原町 4 丁目まで並びに吉野町 1 丁目及び吉野町 2 丁目
大宮区	東町 1 丁目及び東町 2 丁目、天沼町 1 丁目及び天沼町 2 丁目、大成町 1 丁目から大成町 3 丁目まで、大原 6 丁目及び大原 7 丁目、上小町、吉敷町 1 丁目から吉敷町 4 丁目まで、北袋町 1 丁目及び北袋町 2 丁目、櫛引町 1 丁目、桜木町 1 丁目から桜木町 4 丁目まで、下町 1 丁目から下町 3 丁目まで、寿能町 1 丁目及び寿能町 2 丁目、浅間町 1 丁目及び浅間町 2 丁目、大門町 1 丁目から大門町 3 丁目まで、高鼻町 1 丁目から高鼻町 4 丁目まで、土手町 1 丁目から土手町 3 丁目まで、仲町 1 丁目から仲町 3 丁目まで、錦町、堀の内町 1 丁目から堀の内町 3 丁目まで、三橋 1 丁目から三橋 4 丁目まで並びに宮町 1 丁目から宮町 5 丁目まで

名称	区域
見沼区	大字大谷、大和田町1丁目及び大和田町2丁目、卸町1丁目及び卸町2丁目、大字加田屋新田、加田屋1丁目及び加田屋2丁目、大字片柳、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字上山口新田、大字小深作、大字笛丸、大字島、島町、島町1丁目及び島町2丁目、大字新右エ門新田、大字砂、砂町2丁目、大字染谷、染谷1丁目から染谷3丁目まで、大字中川、大字新堤、大字西山新田、大字西山村新田、大字蓮沼、春岡1丁目から春岡3丁目まで、春野1丁目から春野4丁目まで、大字東新井、東大宮1丁目から東大宮7丁目まで、大字東宮下、東宮下1丁目から東宮下3丁目まで、大字東門前、大字膝子、大字深作、深作1丁目から深作5丁目まで、大字風渡野、風渡野1丁目及び風渡野2丁目、堀崎町、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1丁目から宮ヶ谷塔4丁目まで、大字見山並びに大字山
中央区	上峰1丁目から上峰4丁目まで、円阿弥1丁目から円阿弥7丁目まで、大戸1丁目から大戸6丁目まで、大字上落合、上落合1丁目から上落合9丁目まで、桜丘1丁目及び桜丘2丁目、大字下落合、下落合2丁目から下落合7丁目まで、新都心、新中里1丁目から新中里5丁目まで、鈴谷1丁目から鈴谷9丁目まで、八王子1丁目から八王子5丁目まで、本町西1丁目から本町西6丁目まで並びに本町東1丁目から本町東7丁目まで
桜区	大字大久保領家、大字上大久保、大字五関、大字在家、大字栄和、栄和1丁目から栄和6丁目まで、桜田1丁目から桜田3丁目まで、大字新開、新開1丁目から新開4丁目まで、大字下大久保、大字宿、大字昭和、大字白鍬、大字神田、大字関、大字田島、田島1丁目から田島10丁目まで、大字塚本、大字道場、道場1丁目から道場5丁目まで、大字中島、中島1丁目から中島4丁目まで、大字西堀、西堀1丁目から西堀10丁目まで、大字町谷、町谷1丁目から町谷4丁目まで、大字南元宿、南元宿1丁目及び南元宿2丁目、大字山久保並びに山久保1丁目及び山久保2丁目
浦和区	大原1丁目から大原5丁目まで、上木崎1丁目から上木崎8丁目まで、木崎1丁目から木崎5丁目まで、岸町1丁目から岸町7丁目まで、北浦和1丁目から北浦和5丁目まで、皇山町、駒場1丁目及び駒場2丁目、神明1丁目(1番から6番まで及び10番から17番までを除く。)、神明2丁目(1番から4番までを除く。)、瀬ヶ崎1丁目から瀬ヶ崎5丁目まで、大東1丁目から大東3丁目まで、高砂1丁目から高砂4丁目まで、常盤1丁目から常盤10丁目まで、仲町1丁目から仲町4丁目まで、針ヶ谷1丁目から針ヶ谷4丁目まで、東岸町、東高砂町、東仲町、前地1丁目から前地3丁目まで、大字三崎、元町1丁目から元町3丁目まで、本太1丁目から本太5丁目まで並びに領家1丁目から領家7丁目まで
南区	内谷1丁目から内谷7丁目まで、大字円正寺、大字大谷口(2943番地1から2986番地1までを除く。)、大谷場1丁目及び大谷場2丁目、鹿手袋1丁目から鹿手袋7丁目まで、白幡1丁目から白幡6丁目まで、神明1丁目(1番から6番まで及び10番から17番まで)、神明2丁目(1番から4番まで)、関1丁目及び関2丁目、大字太田窪、太田窪2丁目、太田窪4丁目及び太田窪5丁目、辻1丁目から辻8丁目まで、大字堤外、沼影1丁目から沼影3丁目まで、根岸1丁目から根岸5丁目まで、大字広ヶ谷戸、文蔵1丁目から文蔵5丁目まで、別所1丁目から別所7丁目まで、曲本1丁目から曲本5丁目まで、松本1丁目から松本4丁目まで、南浦和1丁目から南浦和4丁目まで、南本町1丁目及び南本町2丁目並びに四谷1丁目から四谷3丁目まで

名称	区域
緑区	大字大崎、大字大牧、大字大間木、大間木2丁目及び大間木3丁目、大字大谷口(2943番地1から2986番地1まで)、大字上野田、大字北原、大字玄蕃新田、道祖土1丁目から道祖土4丁目まで、芝原1丁目から芝原3丁目まで、大字下野田、大字下山口新田、大字新宿、太田窪1丁目及び太田窪3丁目、大字大道、大字大門、大字代山、大字高畠、大字寺山、大字中尾、大字中野田、大字南部領辻、大字蓮見新田、原山1丁目から原山4丁目まで、馬場1丁目及び馬場2丁目、東浦和1丁目から東浦和9丁目まで、東大門1丁目から東大門3丁目まで、松木1丁目から松木3丁目まで、大字間宮、大字三浦、美園1丁目から美園6丁目まで、大字見沼、大字三室、大字宮後、宮本1丁目及び宮本2丁目並びに山崎1丁目
岩槻区	大字相野原、愛宕町、大字飯塚、大字岩槻、大字上野、上野1丁目から上野6丁目まで、大字浮谷、大字裏慈恩寺、大字大口、大字太田、太田1丁目から太田3丁目まで、大字大戸、大字大野島、大字大森、大字大谷、大字尾ヶ崎、大字尾ヶ崎新田、大字表慈恩寺、大字釣上、大字釣上新田、大字加倉、加倉1丁目から加倉5丁目まで、大字掛、大字柏崎、大字金重、大字鹿室、上里1丁目及び上里2丁目、大字黒谷、大字古ヶ場、古ヶ場1丁目及び古ヶ場2丁目、大字小溝、大字笹久保、大字笹久保新田、大字慈恩寺、城南1丁目から城南5丁目まで、城町1丁目及び城町2丁目、大字真福寺、大字末田、諏訪1丁目から諏訪5丁目まで、大字高曾根、大字徳力、仲町1丁目及び仲町2丁目、大字長宮、並木1丁目及び並木2丁目、大字新方須賀、西原、西原台1丁目及び西原台2丁目、西町1丁目から西町5丁目まで、大字野孫、原町、東岩槻1丁目から東岩槻6丁目まで、東町1丁目及び東町2丁目、日の出町、府内1丁目から府内4丁目まで、大字平林寺、大字本宿、本町1丁目から本町6丁目まで、本丸1丁目から本丸4丁目まで、大字馬込、大字増長、美園東1丁目から美園東3丁目まで、大字南下新井、大字南辻、大字南平野、南平野1丁目から南平野5丁目まで、大字箕輪、宮町1丁目及び宮町2丁目、美幸町、大字村国、大字谷下並びに大字横根

(2) さいたま市区における総合行政の推進に関する規則

平成 15 年 3 月 31 日
規則第 96 号

(目的)

第 1 条 この規則は、区役所並びに局及び事業所等の相互の連絡調整を円滑にするとともに、区長が必要な総合調整を行うことにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民福祉の増進及び行政効果の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「局」とは、さいたま市事務分掌条例(平成 14 年さいたま市条例第 74 号)第 1 条に規定する局等、消防局、出納室、水道局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局をいう。

2 この規則において「局長」とは、局(出納室及び教育委員会事務局を除く。)の長、会計管理者及び教育長をいう。

3 この規則において「事業所等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) さいたま市事業所事務分掌規則(平成 15 年さいたま市規則第 87 号)第 2 条に規定する事業所(区役所に所属するものを除く。)

(2) さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 279 号)第 4 条に規定する消防署

(3) さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成 15 年さいたま市教育委員会規則第 1 号)第 4 条に規定する機関及び施設

(一部改正 [平成 17 年規則 12 号・21 年 106 号・26 年 104 号])

(基本原則)

第 3 条 区における総合行政の推進は、区役所が次に掲げる役割を担うことを基本原則として行うものとする。

(1) 市民生活に密着したサービスを完結的に提供できる拠点であること。

(2) 市民参加による地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であること。

(3) 住民ニーズの施策への反映の拠点であること。

(4) 情報の受信及び発信の拠点であること。

(区長の責務)

第 4 条 区長は、区における行政の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うよう努めなければならない。

2 区長は、あらゆる機会を通して、区民の要望、意見、提案等を積極的に把握し、区の行政に反映させるよう努めるとともに、局長及び事業所等の長に把握した情報を提供するよう努めなければならない。

3 区長は、区政に関し区を単位に設置されている会議、協議会等を区における総合行政の推進に資するよう運営しなければならない。

(区長の権限)

第 5 条 区長は、局長に対し、区における地域的な課題に対応するため必要と認める施策を実施し、及び予算化をするよう要請することができる。

2 区長は、事業所等の長に対し、市民の利便の向上を図るため必要と認める措置を講じるよう要請することができる。

(局長及び事業所等の長の責務)

第 6 条 局長及び事業所等の長は、区における総合行政の推進に協力するよう努めなければならない。

2 局長及び事業所等の長は、区長から要請を受けたときは、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 局長は、その所管する事務事業の計画を策定し、及びこれを実施する場合においては、当該事務事業に係る区域を所管する区長(以下「関係区長」という。)に対して、協議、意見の聴取又は説明(以下「協議等」という。)を行い、関係区長の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 4 前項の規定により局長が関係区長に対して行う協議等の基本的事項は、概ね次のとおりとし、その細目は、各局長と協議の上、市民局長が定める。
 - (1) 主要な事務事業に係る計画の策定に関する事項
 - (2) 公共施設の設置、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 新規の事務事業のうち区役所に關係がある事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区役所と密接な關係がある事項
- 5 局長及び事業所等の長は、市民から地域的な要望等を受けたときは、必要に応じて関係区長と協議等を行うものとする。
- 6 局長及び事業所等の長は、第3項又は前項の規定により協議等を行うに当たっては、関係区長に対し、必要な資料及び情報を提供するよう努めなければならない。
(一部改正〔平成22年規則15号・26年104号・27年19号〕)
(市民局長による調整)

第7条 市民局長は、区における総合行政の推進を図るため、特に必要があると認めるとき又は区長若しくは局長から要請のあったときは、助言、提案その他必要な調整をすることができる。
(一部改正〔平成22年規則15号・27年19号〕)
(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月29日規則第106号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第15号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第104号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第19号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第6条第4項に基づき市民局長が定める細目 ※令和6年5月29日現在

局等	事項	区分
市長公室	(1) 広報事業の計画 区が実施するもの 市が実施するもの (2) 広聴事業の計画 区が実施するもの 市が実施するもの	協議 説明 協議 説明
都市戦略本部	(1) 総合振興計画	意見聴取
総務局	(1) 地域防災計画等の修正 (2) 防災訓練事業の実施 (3) 国民保護計画の修正	意見聴取 説明 意見聴取
財政局	(1) 公共施設マネジメント計画	説明
市民局	(1) 住居表示の実施及び町名地番の変更 (2) 区役所が所管する施設の建設計画の策定 (3) 市の交通安全・防犯対策の策定 (4) 市が所管する施設の建設計画の策定 (5) 男女共同参画に関する計画の策定	協議 協議 意見聴取 意見聴取 意見聴取
スポーツ文化局	(1) スポーツ振興に関する計画の策定 (2) スポーツイベントに関する事業の実施 (3) スポーツ施設の整備計画の策定 (4) 文化振興に関する計画の進捗状況 (5) 文化施設の建設計画の策定 (6) 文化芸術に関する事業の実施	意見聴取 説明 意見聴取 意見聴取 説明 説明
保健衛生局	(1) 地域医療その他保健衛生に関する計画の策定 (2) 保健施設の建設の進捗状況	意見聴取 説明
福祉局	(1) 福祉に係る基本計画の策定 (2) 福祉施設の整備計画の策定 (3) 福祉施設の建設の進捗状況 (4) その他福祉の新規事業の計画の策定	意見聴取 意見聴取 説明 意見聴取
子ども未来局	(1) こども計画の策定及び推進 (2) 児童福祉施設の整備状況 (3) 子ども・青少年・子育て支援に関するイベントの実施	意見聴取 説明 説明
環境局	(1) 環境に関する総合的な計画の策定 (2) 環境に関する許認可に係る重要事項 (3) 公害防止その他環境保全対策の計画の策定 (4) 環境施設の整備計画の策定 (5) 環境施設の建設の進捗状況	意見聴取 協議 意見聴取 意見聴取 説明
経済局	(1) 商工振興に関する重要事項 (2) 大規模小売店舗の出店に関する重要事項 (3) 産業施設の建設計画の策定	協議 協議 説明
都市局	(1) 都市計画の決定及び変更 (2) まちづくりに関する総合的な計画の策定 (3) 地区の整備計画の策定 (4) 公園等の整備計画の策定 (5) 公園等の建設の進捗状況 (6) 大規模開発行為等の状況 (7) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業計画の策定 (8) 地区のまちづくりの支援 (9) コミュニティバス等新規導入及び路線見直し	説明 説明 意見聴取 意見聴取 説明 説明 意見聴取 意見聴取 意見聴取
建設局	(1) 道路、河川の整備計画の策定 (2) 道路、河川の建設の進捗状況 (3) 市営住宅の建設の進捗状況 (4) 下水道事業の計画の策定 (5) 下水道施設の建設の進捗状況	意見聴取 説明 説明 意見聴取 説明

局等	事項	区分
消防局	(1) 消防署、出張所等の整備計画の策定 (2) 消防署、出張所等の建設の進捗状況	説明 説明
水道局	(1) 水道の整備計画の策定 (2) 水道施設の建設の進捗状況	意見聴取 説明
教育委員会	(1) 学校の整備計画の策定 (2) 学校施設の整備の進捗状況 (3) 社会教育施設の整備計画の策定 (4) 文化財に関する総合的な計画の策定	説明 説明 意見聴取 意見聴取

(3) さいたま市区役所等事務分掌規則

平成 15 年 3 月 31 日
規則第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、区役所等の分掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第 2 条 区役所の内部組織は、次のとおりとする。

くらし応援室

区民生活部

総務課（大宮区役所及び南区役所を除く。）

防災・総務係

選挙・統計係

総務課（大宮区役所及び南区役所に限る。）

総務係

防災・防犯係

選挙・統計係

地域商工室（大宮区役所及び浦和区役所に限る。）

観光経済室（岩槻区役所に限る。）

コミュニティ課

企画係

地域活動係

区民課

戸籍係

記録係

健康福祉部

福祉課

管理係

保護第 1 係

保護第 2 係

保護第 3 係（北区役所、見沼区役所、桜区役所、南区役所及び岩槻区役所に限る。）

保護第 4 係（見沼区役所に限る。）

支援課

児童福祉係

こども家庭総合相談係

障害福祉係

高齢介護課

高齢福祉係

介護保険係

保険年金課

国保係

福祉医療係

年金係

保健センター

保健指導係

健康づくり係

(全部改正〔平成 19 年規則 27 号〕、一部改正〔平成 19 年規則 140 号・21 年 19 号・77 号・22 年 30 号・23 年 16 号・24 年 27 号・25 年 17 号・28 年 54 号・30 年 27 号・令和元年 30 号・4 年 19 号・5 年 40 号・6 年 18 号〕)

(分掌事務)

第 3 条 区役所くらし応援室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

くらし応援室

- (1) 区民の相談等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 市民相談の予約及び案内に関すること。
- (3) 市民保養施設の予約に関すること。
- (4) 情報公開コーナーに関すること。
- (5) 交通安全の啓発に関すること。
- (6) 公衆街路灯、カーブミラー等の交通安全施設の新設及び修繕に関すること。
- (7) 開発行為等に伴う交通安全施設並びに自動車駐車場及び自転車等駐車場の事前協議に関すること。
- (8) 害虫駆除の相談に関すること。
- (9) 災害時の消毒に関すること。
- (10) 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- (11) 空き地及び空き家等の適正管理に関すること。
- (12) 一般廃棄物及びリサイクルに係る指導及び啓発に関すること。
- (13) 小動物の死がいの処理に関すること。
- (14) し尿処理手数料の収納に関すること。
- (15) 野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の相談に関すること。
- (16) 野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の捕獲等に関する事（大宮区役所及び浦和区役所に限る。）。
- (17) 道路及び河川の緊急的な修繕及び清掃並びに下水道の清掃に関する事。
- (18) 住宅用家屋証明に関する事。
- (19) 都市計画に係る図書の頒布に関する事。
- (20) 市営住宅等の入居者募集案内の配布に関する事。
- (21) 水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の収納に関する事。

(追加〔平成 21 年規則 77 号〕、一部改正〔平成 23 年規則 16 号・24 年 114 号・28 年 54 号〕)

第 4 条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

区民生活部

総務課

- (1) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (2) 危機管理に関する事。
- (3) 罹(り)災証明の発行（火災によるものを除く。）に関する事。
- (4) 地域の防犯に関する事。
- (5) 公告式に基づく掲示物の管理に関する事。
- (6) 庁舎管理に関する事。
- (7) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関する事。
- (8) 物品の出納及び保管に関する事。
- (9) 支出負担行為の確認並びに支出命令書及び支出に係る証拠書類の審査に関する事。
- (10) 小切手の振出しに関する事。
- (11) 会計事務の検査及び指定金融機関又は指定代理金融機関の検査事務に関する事。
- (12) 基幹統計及び各種統計調査に関する事。
- (13) 選挙管理委員会に関する事。
- (14) 商工業の育成支援に関する事（大宮区役所、浦和区役所及び岩槻区役所を除く。）。

- (15) 商工業に係る申請書類の受理に関する事項（大宮区役所、浦和区役所及び岩槻区役所を除く。）。
- (16) 地域観光の推進に関する事項（大宮区役所、浦和区役所及び岩槻区役所を除く。）。
- (17) 収入印紙の売りさばきに関する事項（北区役所に限る。）。
- (18) 区役所の予算に関する事項。
- (19) 区役所の組織及び人事に関する事項。
- (20) 区役所内の業務委託契約及び特定調達契約に係る審査（他の所管に属するものを除く。）に関する事項。
- (21) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関する事項。
- (22) 区役所内の開示決定等に対する審査請求に係る審査庁に関する事項。
- (23) 部内の連絡調整に関する事項。
- (24) 区役所の他部及び部内の他課の所管に属さない事項に関する事項。

地域商工室

- (1) 商工業の育成支援に関する事項。
- (2) 商工業に係る申請書類の受理に関する事項。
- (3) 地域観光の推進に関する事項。

観光経済室

- (1) 地域観光の推進に関する事項。
- (2) 観光資源の活用に関する事項。
- (3) 商工業の育成支援に関する事項。
- (4) 商工業に係る申請書類の受理に関する事項。

コミュニティ課

- (1) コミュニティ振興に関する事項。
- (2) 市民自治活動に関する事項。
- (3) 市民活動ネットワークに関する事項。
- (4) 区の自主事業の企画に関する事項。
- (5) 区の主要事業の進行管理に関する事項。
- (6) 区民への広報に関する事項。
- (7) 要望等の受付に関する事項。
- (8) コミュニティセンター等との連絡調整に関する事項。
- (9) 地区公民館との連絡調整に関する事項。

区民課

- (1) 戸籍の記載及び編製に関する事項。
- (2) 人口動態調査に関する事項。
- (3) 身分事項に関する事項。
- (4) 埋葬、火葬及び改葬の許可に関する事項。
- (5) 住民票及び住民票の除票（以下「住民票等」という。）並びに戸籍の附票及び戸籍の附票の除票の作成及び通知に関する事項。
- (6) 住民票及び住民基本台帳の閲覧に関する事項。
- (7) 個人番号カードの交付に関する事項。
- (8) 印鑑登録に関する事項。
- (9) 中長期在留者及び特別永住者に関する事項。
- (10) 住居表示及び町名地番の管理に関する事項。
- (11) 自動車の臨時運行許可に関する事項。
- (12) 住民実態調査に関する事項。
- (13) 学齢簿の受付及び送付に関する事項。
- (14) 電子証明書の提供に関する事項。
- (15) 税関係諸証明の交付に関する事項。

- (16) 国民健康保険被保険者の資格に係る届出の受付及び国民健康保険被保険者証（短期被保険者証及び被保険者資格証明書を除く。）の交付に関すること。
- (17) 国民年金被保険者の資格に係る届出の受付に関すること。
- (18) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療の受給資格に係る届出の受付に関すること。
- (19) 児童手当の受給資格に係る届出の受付に関すること。
- (20) 介護保険被保険者の資格に係る届出の受付に関すること。
- (21) 子育て支援医療費、心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の資格に係る届出の受付に関すること。
- (22) 第 17 号から前号までに掲げるもののほか、各種届出及び申請書の受付に関すること。
- (23) 各種証明書の作成に関すること。
- (24) 手数料の収納に関すること。
- (25) 支所及び市民の窓口との連絡調整に関すること。
(全部改正〔平成 16 年規則 43 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 21 号・19 年 27 号・94 号・20 年 12 号・74 号・21 年 19 号・77 号・22 年 30 号・23 年 16 号・84 号・24 年 79 号・94 号・97 号・106 号・26 年 137 号・27 年 47 号・28 年 54 号・29 年 19 号・31 年 24 号・令和元年 30 号・72 号・2 年 74 号・5 年 40 号・6 年 90 号〕)

第 5 条 区役所健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

健康福祉部

福祉課

- (1) 民生委員・児童委員に関すること。
- (2) 災害見舞金等の支給に関すること。
- (3) 戦傷病者、戦没者遺家族等の援護に関すること。
- (4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護の決定及び実施に関すること。
- (5) 生活保護金品の支給に関すること。
- (6) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施に関すること。
- (7) 生活困窮者自立支援法の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。
- (8) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (9) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 部内の連絡調整に関すること。
- (11) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

支援課

- (1) 児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること。
- (2) 教育・保育給付認定に関すること。
- (3) 保育施設の利用調整及び入所に関すること。
- (4) 利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること。
- (5) 保育施設の支援に関すること。
- (6) 放課後児童クラブへの入室に関すること。
- (7) 母子生活支援施設及び助産施設への入所に関すること。
- (8) 家庭児童相談に関すること。
- (9) 障害者（児）の福祉に係る相談及び支援に関すること。
- (10) 介護給付費等の支給決定に関すること。
- (11) 障害児通所給付費等の支給決定に関すること。
- (12) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。
- (13) 心身障害者福祉手当及び特別児童扶養手当等の認定に関すること。
- (14) 自立支援医療受給証（更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。）の交付に関すること。

(15) 心身障害者扶養共済の申請に関すること。

高齢介護課

- (1) 高齢者福祉施設への入所及び高齢者虐待防止対策に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用支援に関すること。
- (3) 高齢者の在宅福祉サービス事業に関すること。
- (4) 高齢者の生活支援及び介護予防に関すること。
- (5) 高齢者の生きがいづくりに関すること。
- (6) 老人クラブの育成及び指導に関すること。
- (7) 敬老事業に関すること。
- (8) 高齢者福祉に係る相談及び指導に関すること。
- (9) 介護保険被保険者の資格の得喪及び変更に関すること。
- (10) 介護認定に関すること。
- (11) 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
- (12) 介護保険の給付に関すること。
- (13) 地域支援事業の実施に関すること。
- (14) 地域包括支援センター連絡会に関すること。
- (15) 介護相談に関すること。

保険年金課

- (1) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び異動に関すること。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者証の交付及び更新（一斉更新を除く。）に関すること。
- (5) 国民健康保険に係る第三者行為による被害届の受理に関すること。
- (6) 国民健康保険に係る療養費（柔道整復施術療養費を除く。）の支給の決定に関するこ
と。
- (7) 国民健康保険の保健事業に関すること。
- (8) 高額療養費資金及び出産費資金の貸付けに関すること。
- (9) 子育て支援医療費、心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の資格認定及び支給の
決定に関すること。
- (10) 子育て支援医療費受給資格証、心身障害者医療費受給資格証及びひとり親家庭等医療費
受給資格証の交付及び更新（一斉更新を除く。）に関すること。
- (11) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に係る申請、届出等の受付に関するこ
と。
- (12) 後期高齢者医療被保険者証の引渡しに関すること。
- (13) 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
- (14) 国民年金に関すること。
- (15) 特別障害給付金の認定請求に関すること。
- (16) 在日外国人等福祉手当の請求に関すること。

保健センター

- (1) 母子保健及び成人保健に関すること。
- (2) 歯科保健に関すること。
- (3) 精神保健に係る一次相談に関すること。
- (4) 栄養指導及び食生活改善に関すること。
- (5) 訪問指導に関すること。
- (6) 予防接種に係る相談に関すること。
- (7) 家族等のない精神障害者の医療保護入院の同意に関すること。
- (8) 保健所業務に係る申請の受付に関すること。
- (9) 国民健康保険の特定健康診査に係る特定保健指導に関すること。

(追加〔平成 16 年規則 43 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 21 号・18 年 22 号・19 年 27 号・94 号・140 号・20 年 12 号・21 年 77 号・22 年 30 号・23 年 16 号・24 年 27 号・25 年 17 号・26 年 64 号・137 号・27 年 47 号・28 年 54 号・29 年 19 号・令和元年 35 号・3 年 35 号〕)

第 6 条 係の分掌事務は、区長が総務局長と協議して定める。

(追加〔平成 19 年規則 27 号〕、一部改正〔平成 21 年規則 77 号〕)

(補助執行)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる室の職員は、同表の中欄に掲げる区の区長の権限に属する事務のうち、同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

大宮区役所区民生活部 地域商工室	西区 北区 見沼区	第 4 条区民生活部総務課の項第 14 号から第 16 号までの事務
浦和区役所区民生活部 地域商工室	桜区 南区 緑区	第 4 条区民生活部総務課の項第 14 号から第 16 号までの事務

(一部改正〔平成 16 年規則 43 号・17 年 21 号・19 年 27 号・21 年 77 号・23 年 16 号・29 年 19 号・30 年 27 号〕)

(職員)

第 8 条 区役所に副区長を置く。

- 2 区役所の部に部長、室に室長、課に課長、保健センターに所長、係に係長を置く。
- 3 区役所に副理事又は総合調整幹を置くことができる。
- 4 区役所の部に参事、副参事、調整幹又は参与を置くことができる。
- 5 区役所のくらし応援室に参事、副参事、主幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。
- 6 区役所の課、室（くらし応援室を除く。）又は保健センターに副参事、課長補佐、室長補佐、所長補佐、主幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。
- 7 前各項に定める者のほか、区役所の室、課又は保健センターに、主任、主事、技師その他所要の職員を置くことができる。
- 8 区会計管理者は、区役所区民生活部総務課長をもって充てる。

(一部改正〔平成 16 年規則 43 号・18 年 22 号・19 年 27 号・21 年 19 号・77 号・22 年 30 号・23 年 16 号・30 年 27 号・31 年 24 号・令和 3 年 77 号・5 年 40 号〕)

(職務)

第 9 条 副区長は、上司の命を受け、区役所の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

- 2 副理事、部長、室長、参事、課長、所長、副参事、総合調整幹、調整幹及び係長は、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
- 3 課長補佐、室長補佐及び所長補佐は、課長、室長又は所長を補佐するとともに、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
- 4 主幹、専門幹及び主査は、上司の命を受け、担任事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。
- 5 参与は、上司の命を受け、特に指定した事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。
- 6 前条第 7 項に定める職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(一部改正〔平成 16 年規則 43 号・18 年 22 号・19 年 27 号・21 年 77 号・22 年 30 号・30 年 27 号・令和 3 年 77 号・5 年 40 号〕)

(代理)

第 10 条 区長に事故のある場合又は欠けたときは、当該区役所の副区長がその職務を代理する。

(一部改正〔平成 16 年規則 43 号・18 年 22 号・19 年 27 号・21 年 77 号〕)

(職の特例)

第 11 条 保健センターの職員は、保健所の職員の身分を併せて有するものとする。

(一部改正〔平成 16 年規則 43 号・19 年 27 号・21 年 77 号〕)

(福祉事務所)

第 12 条 さいたま市福祉事務所設置条例（平成 13 年さいたま市条例第 138 号）第 2 条の表の左欄に掲げる各福祉事務所は、当該福祉事務所の所管区域を所管する区役所の健康福祉部福祉課、支援課及び高齢介護課（介護保険に係る部分を除く。）をもって組織し、各福祉事務所の長は、当該区役所の健康福祉部長をもって充てる。

(一部改正〔平成 16 年規則 43 号・19 年 27 号・20 年 74 号・21 年 77 号〕)

(支所)

第 13 条 区役所区民生活部に支所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
西区役所区民生活部馬宮支所	さいたま市西区大字西遊馬 236 番地 2
西区役所区民生活部植水支所	さいたま市西区大字中野林 173 番地 2
西区役所区民生活部三橋支所	さいたま市西区三橋 6 丁目 642 番地 4
北区役所区民生活部日進支所	さいたま市北区櫛引町 2 丁目 574 番地 1
北区役所区民生活部宮原支所	さいたま市北区宮原町 3 丁目 824 番地 2
大宮区役所区民生活部大宮駅支所	さいたま市大宮区錦町 630 番地
見沼区役所区民生活部片柳支所	さいたま市見沼区大字東新井 117 番地 2
見沼区役所区民生活部七里支所	さいたま市見沼区大字東門前 379 番地 1
見沼区役所区民生活部春岡支所	さいたま市見沼区深作 1 丁目 5 番地 1
見沼区役所区民生活部東大宮支所	さいたま市見沼区東大宮 4 丁目 31 番地 1
桜区役所区民生活部土合支所	さいたま市桜区西堀 4 丁目 2 番 35 号
桜区役所区民生活部大久保支所	さいたま市桜区大字五関 839 番地 2
南区役所区民生活部谷田支所	さいたま市南区大字太田窪 1277 番地 1
緑区役所区民生活部三室支所	さいたま市緑区大字三室 1946 番地 5
緑区役所区民生活部美園支所	さいたま市緑区美園 4 丁目 19 番地 1
岩槻区役所区民生活部東岩槻支所	さいたま市岩槻区東岩槻 6 丁目 6 番地

(一部改正〔平成 16 年規則 43 号・19 年 27 号・21 年 19 号・77 号・27 年 103 号・29 年 77 号・令和 6 年 90 号〕)

(支所の取扱事務)

第 14 条 支所の取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民基本台帳に関する事務。
- (2) 戸籍に関する事務。
- (3) 印鑑登録に関する事務。
- (4) 埋葬及び火葬の許可に関する事務。
- (5) 自動車の臨時運行許可に関する事務。
- (6) 国民健康保険被保険者の資格に係る届出の受付及び国民健康保険被保険者証（短期被保険者証及び被保険者資格証明書を除く。）の交付並びに出産育児一時金、葬祭費、特定健康診査等の申請の受付に関する事務。
- (7) 国民年金被保険者の資格に係る届出又は申出の受付に関する事務。
- (8) 児童手当の受給資格に係る届出の受付に関する事務。

- (9) 学齢簿の受付及び送付に関すること。
 - (10) 医療費支給申請書の受付に関すること。
 - (11) 子育て支援医療費の資格に係る届出の受付に関すること。
 - (12) 身分証明及び諸証明の交付に関すること。
 - (13) 税関係諸証明の交付に関すること。
 - (14) 市税等の収納に関すること。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が命ずること。
- 2 前項の規定にかかわらず、大宮区役所区民生活部大宮駅支所が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。
- (1) 住民票等の写しの交付に関すること。
 - (2) 戸籍に係る証明書の交付に関すること。
 - (3) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
 - (4) 医療費支給申請書の受付に関すること。
 - (5) 子育て支援医療費の資格に係る届出の受付に関すること。
 - (6) 市税等の収納に関すること（納付書持参のときに限る。）。
 - (7) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税並びに森林環境税に係る証明に限る。）の交付に関すること。
 - (8) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税並びに森林環境税に係る証明を除く。）の交付の申請受付に関すること。

（一部改正〔平成16年規則43号・18年22号・19年2号・27号・94号・20年12号・74号・21年19号・77号・22年30号・24年27号・25年17号・27年47号・令和元年72号・5年40号・98号〕）

（職員）

第15条 支所に所長を置く。

- 2 前項に定める者のほか、支所に所要の職員を置く。

（一部改正〔平成16年規則43号・19年27号・21年77号〕）

（職務）

第16条 所長は、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

- 2 前条第2項に規定する職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

（一部改正〔平成16年規則43号・19年27号・21年77号〕）

（市民の窓口）

第17条 区役所区民生活部区民課に市民の窓口を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
桜区役所区民生活部区民課西浦和駅市民の窓口	さいたま市桜区田島5丁目9番15号
浦和区役所区民生活部区民課浦和駅市民の窓口	さいたま市浦和区高砂1丁目16番12号
浦和区役所区民生活部区民課北浦和駅市民の窓口	さいたま市浦和区北浦和3丁目3番1号
浦和区役所区民生活部区民課与野駅市民の窓口	さいたま市浦和区上木崎2丁目2番2号
南区役所区民生活部区民課南浦和駅市民の窓口	さいたま市南区南浦和2丁目37番1号
緑区役所区民生活部区民課東浦和駅市民の窓口	さいたま市緑区東浦和4丁目1番地16
緑区役所区民生活部区民課原山市民の窓口	さいたま市緑区原山2丁目33番7号
緑区役所区民生活部区民課山崎市民の窓口	さいたま市緑区大字三室223番地8
岩槻区役所区民生活部区民課府内市民の窓口	さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号

(一部改正〔平成16年規則43号・17年21号・19年27号・21年19号・77号・23年82号・24年67号・27年103号〕)

(市民の窓口の取扱事務)

第18条 市民の窓口の取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民票等の写しの交付に関すること。
 - (2) 戸籍に係る証明書の交付に関すること。
 - (3) 各種届出書の受付及び送付に関すること。
 - (4) 印鑑登録証明書その他の諸証明の交付に関すること。
 - (5) 市税等の収納に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が命ずること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市民の窓口（桜区役所区民生活部区民課西浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課浦和駅市民の窓口、浦和区役所区民生活部区民課北浦和駅市民の窓口及び浦和区役所区民生活部区民課与野駅市民の窓口、南区役所区民生活部区民課南浦和駅市民の窓口並びに緑区役所区民生活部区民課東浦和駅市民の窓口に限る。）が午後7時まで時間を延長して取り扱うこととする事務は、次のとおりとする。
- (1) 住民票等の写しの交付に関すること。
 - (2) 戸籍に係る証明書の交付に関すること。
 - (3) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
 - (4) 医療費支給申請書の受付に関すること。
 - (5) 市税等の収納に関すること。（納付書持参のときに限る。）
 - (6) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税並びに森林環境税に係る証明に限る。）の交付に関すること。
 - (7) 税関係諸証明（個人の市民税及び県民税並びに森林環境税に係る証明を除く。）の交付の申請受付に関すること。

(一部改正〔平成16年規則43号・17年21号・19年2号・27号・21年19号・77号・23年82号・24年27号・令和元年72号・5年40号・98号〕)

(職員)

第19条 市民の窓口に所長を置く。

2 前項に定める者のほか、市民の窓口に、所要の職員を置く。

(一部改正〔平成16年規則43号・19年27号・21年77号〕)

(職務)

第20条 所長は、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

2 前条第2項に規定する職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(一部改正〔平成16年規則43号・19年27号・21年77号〕)

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、区役所等の分掌事務等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成16年規則43号・19年27号・21年77号・26年64号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(さいたま市総合行政センター条例施行規則の廃止)

2 さいたま市総合行政センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第5号）は、廃止する。

(さいたま市福祉事務所組織規則の廃止)

3 さいたま市福祉事務所組織規則（平成13年さいたま市規則第73号）は、廃止する。

附 則（平成15年4月15日規則第147号）

この規則は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日規則第 43 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日規則第 21 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日規則第 22 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 27 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 15 日規則第 94 号）

この規則は、平成 19 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 18 日規則第 140 号）

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 12 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 25 日規則第 74 号）

この規則中第 1 条の規定は平成 20 年 4 月 28 日から、第 2 条の規定は同年 5 月 19 日から施行する。ただし、第 1 条のうち第 11 条及び第 13 条第 2 項第 6 号の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 19 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 30 日規則第 77 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

（さいたま市文書管理規則の一部改正）

2 さいたま市文書管理規則（平成 13 年さいたま市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（さいたま市公印規則の一部改正）

3 さいたま市公印規則（平成 13 年さいたま市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（さいたま市個人情報保護条例施行規則の一部改正）

4 さいたま市個人情報保護条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（さいたま市職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

5 さいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成 13 年さいたま市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（さいたま市予算規則の一部改正）

6 さいたま市予算規則（平成 13 年さいたま市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（さいたま市会計規則の一部改正）

7 さいたま市会計規則（平成 13 年さいたま市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（さいたま市物品会計規則の一部改正）

8 さいたま市物品会計規則（平成 15 年さいたま市規則第 99 号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（さいたま市請負工事検査規則の一部改正）

9 さいたま市請負工事検査規則（平成 15 年さいたま市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 30 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 16 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 22 日規則第 82 号）

この規則は、平成 23 年 12 月 29 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日規則第 84 号）

この規則は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 27 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日規則第 67 号）

この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日規則第 79 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 25 日規則第 94 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市区役所等事務分掌規則第 4 条区民生活部総務課の項の第 16 号の規定は、平成 25 年度以後の予算について適用する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日規則第 97 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 18 日規則第 106 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市区役所等事務分掌規則第 4 条区民生活部総務課の項の第 17 号の規定は、平成 25 年度以後の区役所の組織及び人事について適用する。

附 則（平成 24 年 12 月 4 日規則第 114 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 17 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 64 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 29 日規則第 137 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 47 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 9 日規則第 103 号）

この規則中第 17 条の改正は平成 27 年 11 月 24 日から、第 13 条の改正は平成 28 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 54 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 19 号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 6 日規則第 77 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日規則第 27 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 24 号）
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 26 日規則第 30 号）
この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 17 日規則第 35 号）
この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 20 日規則第 72 号）
この規則は、令和元年 12 月 29 日から施行する。ただし、第 4 条の改正（「戸籍の附票」を「住民票の除票（以下「住民票等」という。）並びに戸籍の附票及び戸籍の附票の除票」に改める部分に限る。）並びに第 14 条及び第 18 条の改正は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 22 日規則第 74 号）
この規則は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 35 号）
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 30 日規則第 77 号）
この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 19 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 40 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 6 日規則第 98 号）
この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 12 日規則第 18 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 2 日規則第 90 号）
この規則は、令和 6 年 9 月 24 日から施行する。ただし、第 4 条の改正は、公布の日から施行する。

(4) さいたま市福祉事務所設置条例

平成 13 年 5 月 1 日
条例第 138 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第 2 条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
さいたま市西福祉事務所	さいたま市西区西大宮 3 丁目 4 番地 2	西区の区域
さいたま市北福祉事務所	さいたま市北区宮原町 1 丁目 852 番地 1	北区の区域
さいたま市大宮福祉事務所	さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 124 番地 1	大宮区の区域
さいたま市見沼福祉事務所	さいたま市見沼区堀崎町 12 番地 36	見沼区の区域
さいたま市中央福祉事務所	さいたま市中央区下落合 5 丁目 7 番 10 号	中央区の区域
さいたま市桜福祉事務所	さいたま市桜区道場 4 丁目 3 番 1 号	桜区の区域
さいたま市浦和福祉事務所	さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号	浦和区の区域
さいたま市南福祉事務所	さいたま市南区別所 7 丁目 20 番 1 号	南区の区域
さいたま市緑福祉事務所	さいたま市緑区大字中尾 975 番地 1	緑区の区域
さいたま市岩槻福祉事務所	さいたま市岩槻区本町 3 丁目 2 番 5 号	岩槻区の区域

(一部改正〔平成 14 年条例 92 号・17 年 58 号・18 年 63 号・20 年 1 号・23 年 33 号・24 年 33 号・29 年 56 号・30 年 60 号〕)

(所掌事務)

第 3 条 福祉事務所は、社会福祉法第 14 条第 6 項に定める事務のほか、社会福祉に関し市長が必要と認める事務をつかさどる。

(追加〔平成 14 年条例 92 号〕)

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成 14 年条例 92 号〕)

附 則

この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 26 日条例第 92 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 58 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日条例第 63 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日条例第 1 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 27 日条例第 33 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 2 日条例第 33 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 27 日条例第 56 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 27 日条例第 60 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

(5) さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則

平成 15 年 3 月 31 日
規則第 94 号

第 1 条 さいたま市の設置等に関する条例(平成 14 年さいたま市条例第 66 号)第 3 条に規定する区の事務所(以下「区役所」という。)並びにさいたま市区役所等事務分掌規則(平成 15 年さいたま市規則第 88 号)の規定により区役所区民生活部に置かれる支所(以下「支所」という。)及び同部区民課に置かれる市民の窓口(以下「市民の窓口」という。)において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所並びに支所及び市民の窓口において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。

- (1) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付に関する事務。
- (2) 印鑑登録証明書の交付に関する事務。
- (3) 戸籍及び除籍の謄本又は抄本の交付に関する事務。
- (4) 住民票記載事項証明書及び戸籍記載事項の証明書の交付に関する事務。
- (5) 住居表示に係る証明書の交付に関する事務。
- (6) 身分証明書の交付に関する事務。

(一部改正〔平成 18 年規則 100 号・24 年 83 号・令和元年 32 号・73 号〕)

第 2 条 区役所及び支所において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所及び支所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。

- (1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定による届出の受理及び転出証明書の交付に関する事務。
- (2) 前号の各届出に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正に関する事務。
- (3) 印鑑の登録(印鑑登録証明書発行の保護に関する手続を除く。)に関する事務。
- (4) 個人番号カードの交付に関する事務。
- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 3 に規定する中長期在留者の住居地届出及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 3 条に規定する特別永住者の住居地届出に関する事務。
- (6) 自動車の臨時運行許可に関する事務。

(一部改正〔平成 24 年規則 97 号・26 年 123 号・28 年 60 号・令和元年 73 号・2 年 75 号〕)

第 3 条 区役所において、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)の規定による電子証明書の認証業務に関する事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。

(一部改正〔平成 18 年規則 100 号・26 年 123 号・28 年 60 号・令和元年 32 号〕)

第 4 条 都市戦略本部デジタル改革推進部に属する職員(情報システムに関する事務を担当する職員に限る。)で、次に掲げる事務に従事するものは、辞令を用いることなく、全ての区役所並びに支所及び市民の窓口において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。

- (1) 戸籍事務に使用する電子計算機の管理及び運用に関する事務。
- (2) 戸籍に係る個人情報の保護に関する事務。

(一部改正〔平成 17 年規則 23 号・19 年 34 号・23 年 14 号・26 年 71 号・27 年 51 号・31 年 32 号・令和 3 年 15 号〕)

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日規則第 23 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 12 日規則第 100 号)

この規則は、平成 18 年 5 月 18 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規則第 34 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 14 号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 29 日規則第 83 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日規則第 97 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 71 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 25 日規則第 123 号)

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 51 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 60 号)

この規則は、交付の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 32 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 26 日規則第 32 号)

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 20 日規則第 73 号)

この規則は、令和元年 12 月 29 日から施行する。ただし、第 1 条の改正は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 5 月 22 日規則第 75 号)

この規則は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日規則第 15 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(6) さいたま市区長事務委任規則

平成 15 年 3 月 31 日
規則第 93 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を区長に委任することに關し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第 2 条 区長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区長の所掌する事務に係る諸証明及び公簿の閲覧に関すること。
 - (2) まちづくり推進事業に係る補助金の交付に関すること。
 - (3) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)の規定による自動車の臨時運行許可に関するこ
と。
 - (4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)の規定による埋葬、火葬及び改葬の許
可に関すること。
 - (5) さいたま市印鑑条例(平成 13 年さいたま市条例第 200 号)の規定による印鑑の登録及び証
明に関すること。
 - (6) さいたま市住居表示に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 300 号)及びさいたま市住
居表示に関する条例施行規則(平成 13 年さいたま市規則第 269 号)の規定による住居表示の
通知及び証明並びに住居表示台帳等の写しの交付に関すること。
 - (7) 身分証明に関すること。
- (一部改正〔平成 15 年規則 161 号・24 年 97 号・26 年 126 号・28 年 57 号・令和元年 31 号・76
号〕)

(協議等)

第 3 条 区長は、前条に規定する事務のうち特に重要若しくは異例と認めるもの又は 2 以上の区
に關連するものを執行しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、必要な指示を受けなけ
ればならない。

(専決)

第 4 条 区長は、別に定めるところにより、委任された事務を所属職員に専決させることができ
る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に市長が執行した事務のうち第 2 条各号に掲げる事務で、この規則の施行後
もその効力を有することが必要と認められるものは、別段の定めがあるもののほか、この規則
の施行後は、この規則の規定により区長がした事務とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に市長に対してされている申請、届出その他の行為のうち第 2 条各号に
掲げる事務に係るものは、別段の定めがあるもののほか、この規則の施行後は、この規則の規
定により区長に対してされている申請、届出その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行前に市長に対し申請、届出その他の手続をしなければならないとされている事
項のうち第 2 条各号に掲げる事務に係る事項で、この規則の施行の日前にその手續がされてい
ないものについては、別段の定めがあるもののほか、この規則の施行後は、この規則の規定に
より区長に対して申請、届出その他の行為がなされていないものとみなし、この規則の規定を
適用する。

附 則(平成 15 年 7 月 1 日規則第 161 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日規則第 97 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 8 月 27 日規則第 126 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 8 月 26 日規則第 31 号)

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 12 月 20 日規則第 76 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 12 月 29 日から施行する。

(7) 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について

平成13年5月1日
合意

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び180条の7の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行について、次のように定める。

記

(教育委員会への委任事務)

- 1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。
 - (1) さいたま市行政財産の使用料に関する条例(平成13年さいたま市条例第78号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第3条ただし書の規定により納付時期を変更すること。
 - イ 第4条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。
 - (2) さいたま市授業料等徴収条例(平成13年さいたま市条例第116号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第6条ただし書の規定により授業料等を還付すること。
 - イ 第7条の規定により授業料又は入学料を減額し、又は免除すること。
 - (3) さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例(平成13年さいたま市条例第119号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第8条又は第9条の規定により入学準備金の返還を猶予し、又は免除すること。
 - イ 第14条の規定により奨学金の返還を猶予し、又は免除すること。
 - (4) さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第20条第2項の規定により利用料金の額の承認をすること。
 - イ 第20条第3項の規定により附属設備の利用料金の額の範囲を定めること、及び承認をすること。
 - ウ 第24条第1項の規定により使用料の額を定めること。
 - エ 第24条第2項において読み替えて準用する場合における第21条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。
 - オ 第24条第2項において読み替えて準用する場合における第22条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。
 - (5) さいたま市青少年宇宙科学館条例(平成13年さいたま市条例第125号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第10条第2項ただし書の規定により入場料及び使用料の全部又は一部を還付すること。
 - イ 第10条第3項の規定により入場料及び使用料を減額し、又は免除すること。
 - (6) さいたま市宇宙劇場条例(平成13年さいたま市条例第126号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第9条第1項及び第2項の規定により入場料の額の承認をすること。
 - イ 第9条第4項の規定により利用料金の額の承認をすること。
 - ウ 第16条第1項の規定により入場料及び使用料の額を定めること。
 - エ 第16条第2項において読み替えて準用する場合における第10条の規定により入場料及び使用料を減額し、又は免除すること。

オ 第16条第2項において読み替えて準用する場合における第11条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。

カ 別表第2に規定する附属設備の利用料金の額の範囲を定めること。

(7) さいたま市公民館条例(平成13年さいたま市条例第127号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 第14条第2項の規定により附属設備の使用料の額を定めること。

イ 第15条の規定により使用料を減額し、又は免除すること。

ウ 第16条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。

(8) さいたま市立館岩少年自然の家条例(平成13年さいたま市条例第130号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 第13条の規定により使用料を免除すること。

イ 第14条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付すること。

(9) さいたま市博物館条例(平成13年さいたま市条例第132号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 第10条の規定により特別の資料を展示した場合の入館料の額を定めること。

イ 第11条の規定によりアの入館料を減額し、又は免除すること。

(10) さいたま市うらわ美術館条例(平成13年さいたま市条例第133号)の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 第5条の規定により観覧料の額を定めること。

イ 第13条の規定により観覧料、特別観覧料及び使用料を減額し、又は免除すること。

ウ 第14条ただし書の規定により観覧料、特別観覧料及び使用料の全部又は一部を還付すること。

エ 別表第3に規定する附属設備の使用料の額を定めること。

(11) さいたま市職員等の旅費に関する条例(平成13年さいたま市条例第45号)の施行に関する事務のうち、さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成13年規則第56号)第11条の規定により教職員(さいたま市教職員定数条例(平成29年さいたま市条例第16号)第2条に規定する教職員をいう。以下同じ。)の旅費の支給に関し必要な事項を定めること。

(一部改正〔平成15年4月1日・16年3月26日・18年4月1日・22年3月29日・7月14日・24年4月1日・28年3月28日・29年4月1日・30年3月27日・31年3月29日〕)

(教育長への委任事務)

2 市長は、子ども手当及び児童手当の認定、支給、支払及び不正利得の徴収に関する事務を教育長に委任する。

(追加〔平成22年3月29日〕)

(副教育長等への補助執行事項)

3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。

(1) 予算の調製及び執行(区が主催し、公民館において開催するコミュニティ事業に係る予算の執行を除く。)に関すること。

(2) 教育委員会の所掌事務に係る契約の締結の決定(財政局契約管理部契約課及び調達課において処理する事務を除く。)に関すること。

(3) 教育委員会の所掌事務に係る国等の補助金、負担金及び委託金の申請に関すること。

(4) 教育財産の取得及び処分(財政局の所管に属するものを除く。)に関すること。

(5) 私立学校に対する助成に関すること。

(6) 教育関係団体に対する補助に関すること。

(7) 訴訟又は調停に関すること。

(8) 損害賠償に係る和解に関すること。

(9) 寄附の受入れに関すること。

(10) 学校の管理下等における事故等に係る見舞金の支給に関する事。

- (11) 教育振興基金及び学校災害救済基金の管理に関すること。
- (12) さいたま市債権管理条例（平成 28 年さいたま市条例第 11 号）第 10 条第 1 項の規定による非強制徴収債権の放棄に関すること。
- (13) 学校給食費の徴収、納付及び減免その他の学校給食費の管理に関すること。
- （一部改正〔平成 15 年 4 月 1 日・16 年 3 月 26 日・17 年 4 月 1 日・19 年 4 月 1 日・22 年 3 月 29 日・23 年 4 月 1 日・27 年 8 月 1 日・29 年 6 月 28 日・令和 2 年 8 月 1 日・6 年 4 月 1 日〕）
- 4 前項の事務処理に当たっては、副教育長にあっては市長事務部局の局長の、その他の教育委員会職員（教職員を除く。）にあっては当該職位に応じた市長事務部局の職員の例により、それぞれ行うものとする。
- （一部改正〔平成 22 年 3 月 29 日・28 年 3 月 28 日・29 年 4 月 1 日・6 月 28 日〕）
- 5 第 3 項の事務のうち予算の執行に係る事務処理に当たり、教職員が専決できる事項は、別表のとおりとする。
- （一部改正〔平成 22 年 3 月 29 日・25 年 4 月 1 日・28 年 3 月 28 日・29 年 4 月 1 日〕）
(スポーツ文化局長への委任事務)
- 6 教育委員会は、学校体育施設開放事業に関する事務をスポーツ文化局長に委任する。
(追加〔平成 22 年 3 月 29 日〕、一部改正〔平成 27 年 4 月 1 日〕)
(総務局長等への補助執行事項)
- 7 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第 1 号から第 3 号までにあっては総務局長に、第 4 号にあっては総務局長、市民局長、スポーツ文化局長、経済局長又は都市局長に、第 5 号から第 7 号までにあっては区長に補助執行させる。
- (1) 教育委員会職員（教職員を除く。以下同じ。）の研修（総務局人事部人材育成課の実施する研修に限る。）の実施に関すること。
- (2) 教育委員会職員の健康診断の実施に関すること。
- (3) 教育委員会職員の人事評価に係る制度の企画及び運営に関すること。
- (4) 生涯学習情報システムに係る団体の登録に関すること。
- (5) 就学予定者、学齢児童及び学齢生徒の住所の変更に伴う就学通知に関すること。
- (6) 指定学校の変更（教育委員会が認めた理由によるものに限る。）に関すること。
- (7) 外国人の就学に関すること。
- （一部改正〔平成 15 年 4 月 1 日・22 年 3 月 29 日・27 年 4 月 1 日・28 年 4 月 1 日・29 年 4 月 1 日・6 月 28 日〕）
(委任)
- 8 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、総務局長及び教育長が協議して定める。
- （一部改正〔平成 15 年 4 月 1 日・22 年 3 月 29 日〕）
- 附 則
この協議は、平成 13 年 5 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 附 則（平成 14 年 1 月 1 日）
(効力発生期日)
- 1 この協議は、平成 14 年 1 月 1 日から効力を生ずるものとする。
(経過措置)
- 2 この協議による改正後の市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議の規定は、この協議の効力発生の日以後に開始される事務処理の手続から適用し、同日前に開始された事務処理の手続については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 15 年 4 月 1 日）
(効力発生期日)
- 1 この協議は、平成 15 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。
(経過措置)

2 この協議による改正後の市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の規定は、この協議の効力発生の日以後に開始される事務処理の手続から適用し、同日前に開始された事務処理の手続については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月26日)

この協議中第1項の規定は平成16年3月29日から、第2項の規定は平成16年5月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成17年4月1日)

この協議は、平成17年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成18年4月1日)

この協議は、平成18年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成19年4月1日)

この協議は、平成19年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成19年11月29日)

この協議は、平成19年11月29日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成20年4月1日)

この協議は、平成20年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成21年3月27日)

この協議は、平成21年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成22年3月29日)

この協議は、平成22年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成22年7月14日)

この協議は、平成22年7月26日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成23年4月1日)

この協議は、平成23年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成24年4月1日)

この協議は、平成24年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成25年4月1日)

この協議は、平成25年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成26年3月31日)

この協議は、平成26年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成27年4月1日)

この協議は、平成27年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成27年8月1日)

この協議は、平成27年8月1日から効力を生じるものとする。

附 則(平成28年3月28日)

この協議は、平成28年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成28年4月1日)

この協議は、平成28年4月1日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成29年4月1日)

この協議は、平成29年4月1日から効力を生じるものとする。

附 則(平成29年6月28日)

この協議は、平成29年6月28日から効力を生じるものとする。

附 則(平成30年3月27日)

この協議は、平成30年4月1日から効力を生じるものとする。

附 則(平成31年3月29日)

この協議中別表の改正は、平成31年4月1日から、第1項第4号の改正は同年5月7日から効力を生じるものとする。

附 則(令和2年8月1日)

この協議は、令和2年8月1日から効力を生じるものとする。

附 則(令和6年4月1日)

この協議は、令和6年4月1日から効力を生じるものとする。

※ 別表 略

(8) さいたま市事務専決規程

平成 15 年 3 月 31 日
訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、市長の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 市長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
 - (2) 専決 常時、市長に代わって決裁することをいう。
 - (3) 専決権者 前号の規定による権限を有する者をいう。
 - (4) 代決 市長又は専決権者が不在のときに、臨時にこれらの者に代わって決裁することをいう。
 - (5) 代決権者 前号の規定による権限を有する者をいう。
 - (6) 本庁 さいたま市事務分掌条例（平成 14 年さいたま市条例第 74 号。以下「事務分掌条例」という。）第 1 条に規定する局等の組織のうち事業所を除いたものを総称していう。
 - (7) 第 1 類事業所 さいたま市事業所事務分掌規則（平成 15 年さいたま市規則第 87 号。以下「事業所事務分掌規則」という。）別表第 1 第 1 類事業所の欄に掲げる事業所をいう。
 - (8) 第 2 類事業所 事業所事務分掌規則別表第 1 第 2 類事業所の欄に掲げる事業所をいう。
 - (9) 局長 別表第 1 局長の項に規定する者をいう。
 - (10) 部長 別表第 1 部長の項に規定する者をいう。
 - (11) 課長 別表第 1 課長の項に規定する者をいう。
- （一部改正〔平成 17 年訓令 3 号・18 年 2 号・19 年 6 号・20 年 7 号・21 年 24 号・30 年 2 号〕）

(副市長等の専決事項)

第 3 条 副市長、局長、部長及び課長の専決事項は、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。

（一部改正〔平成 18 年訓令 2 号・19 年 6 号・20 年 7 号〕）

(工事検査員の専決事項)

第 4 条 工事検査員の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事検査に関する事項。

第 5 条 削除

（削除〔平成 30 年訓令 2 号〕）

(保育園長の専決事項)

第 6 条 保育園長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 別表第 2 の 2 人事・服務の表第 1 項から第 7 項までのうち、課長の専決事項

（一部改正〔平成 23 年訓令 2 号〕）

(専決の制限)

第 7 条 専決権者は、この訓令に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
 - (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例となるものと認められるとき。
 - (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるとき。
 - (5) この訓令の解釈上、権限の所在について、疑義があるとき。
- （類推による専決）

第8条 専決権者は、この訓令に専決事項として定められていない事項であっても、その内容によって専決することが適当であると認められるものは、この訓令に準じて専決することができる。

(専決の報告)

第9条 専決権者は、必要があると認められるときは、専決した事項について、その要旨を、上司に報告しなければならない。

(合議)

第10条 この訓令の定めるところにより専決することができる事項であっても、その事務に関連のある局長、部長、課長等に合議し、事務処理の正確を期さなければならない。

2 事業所及び区役所において発議する事案のうち、その内容が特に重要又は異例であると認められる事項については、その事項に係る本庁の所管の局長、部長及び課長の合議を受けるものとする。

(代決)

第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次の表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事案を主管する同表右欄に掲げる代決権者が代決することができる。

決裁権者	代決権者
市長	副市長
副市長	主管局長、区長又は会計管理者
局長	本庁の主管部長、さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号。以下「事務分掌規則」という。）第13条第2項に規定する広報監、同条第3項に規定する情報統括監、同条第4項に規定する危機管理監、同条第5項に規定する行政管理監又は第1類事業所の長
区長	副区長
会計管理者	出納室長（会計管理者が出納室長を兼ねるときは、会計管理者があらかじめ指定した職員）
本庁の部長	本庁の次長（次長を置かない部にあっては、主管課長又は部長があらかじめ指定した職員）又は第2類事業所の長
第1類事業所の長	第1類事業所の次長（次長を置かない第1類事業所にあっては、第1類事業所の長があらかじめ指定した職員）又は主管課長
区役所の部長	区役所の主管課長（くらし応援室にあっては、室長があらかじめ指定した職員）
本庁の課長、区役所の課長、第1類事業所の課長及び第2類事業所の長	課長補佐（所長補佐、館長補佐、場長補佐及び室長補佐を含む。以下同じ。）（課長補佐を置かない組織にあっては課長があらかじめ指定した職員、課長補佐と特定事業の担当を指定された副参事が置かれている場合の組織にあってはあらかじめ課長が指定した事案に限り当該副参事）

（一部改正〔平成16年訓令2号・17年3号・18年2号・19年6号・18号・20年7号・21年4号・13号・16号・17号・22号・24号・22年1号・5号・23年2号・24年7号・14号・25年1号・7号・26年6号・27年4号・28年3号・29年12号・30年2号・31年2号・令和2年10号・4年2号〕）

(代決の制限)

第12条 第7条の規定は、代決について準用する。

(代決の報告)

第13条 代決した者は、当該代決した事項について、その要旨を、速やかに、第11条に規定する決裁権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成27年訓令4号〕)

(合議の決定)

第14条 前3条の規定は、合議を受ける者が不在の場合について準用する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月15日訓令第15号)

この訓令は、平成15年4月16日から施行する。

附 則(平成16年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月22日訓令第6号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。ただし、別表第3環境経済局環境部産業廃棄物指導課の項の改正規定（同項15から18までに係る部分に限る。）は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成16年11月19日訓令第9号)

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日訓令第3号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第3環境経済局経済部の表食肉中央卸売市場の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月1日訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月28日訓令第12号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日訓令第13号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年10月31日訓令第14号)

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日訓令第15号)

この訓令は、平成19年10月25日から施行する。

附 則(平成19年11月30日訓令第18号)

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月25日訓令第13号)

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日訓令第16号)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年11月27日訓令第18号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日訓令第1号)

この訓令は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 27 日訓令第 13 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 3 日訓令第 15 号）

この訓令中別表第 3 建設局建築部住宅課の項及び建設局建設事務所建築指導課の項に 1 項を加える改正は平成 21 年 6 月 4 日から、その他の改正は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 30 日訓令第 16 号）

この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日訓令第 17 号）

この訓令は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 16 日訓令第 22 号）

この訓令は、平成 21 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 29 日訓令第 24 号）

この訓令は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 26 日訓令第 27 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 10 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 22 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 14 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 30 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 3 日訓令第 15 号）

この訓令中別表第 3 建設局建築部住宅課の項に 2 項を加える改正及び同表建設局建設事務所建築審査課の項に 1 項を加える改正は公布の日から、その他の改正は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 23 日訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 29 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 環境局環境共生部環境総務課の項の改正は平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 27 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 23 日訓令第 12 号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 建設局建築部住宅政策課の項に 7 項を加える改正は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 31 日訓令第 17 号）

この訓令は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 24 日訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 4 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 20 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 15 日訓令第 10 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 19 日訓令第 11 号）

この訓令中別表第 3 保健福祉局保健部食肉衛生検査所の項の改正は公布の日から、同表経済局農業政策部食肉中央卸売市場の項の改正は令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 26 日訓令第 12 号）

この訓令は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 28 日訓令第 6 号）

この訓令は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 26 日訓令第 8 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日訓令第 9 号）

この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日訓令第 4 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 建設局建築部建築行政課の第 1 項及び同表建設局建設事務所建築指導課の第 1 項の改正は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 28 日訓令第 10 号）

この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 17 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月28日訓令第6号)
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

(一部改正〔平成16年訓令2号・17年3号・18年2号・12号・13号・19年6号・18号・20年7号・21年4号・13号・16号・17号・24号・22年1号・5号・23年2号・24年14号・25年1号・7号・26年6号・27年4号・28年3号・29年4号・30年2号・31年2号・令和2年1号・3年3号・4年2号・5年4号・6年1号〕)

局長	(1) 事務分掌条例第1条に規定する局、市長公室及び都市戦略本部の長 (2) 事務分掌規則第13条第3項に規定する情報統括監及び同条第4項に規定する危機管理監（それぞれその所管する事務に限る。） (3) 区長 (4) 会計管理者
部長	(1) 事務分掌規則第1条に規定する部の長 (2) 事務分掌規則第13条第2項に規定する広報監及び同条第5項に規定する行政管理監（それぞれその所管する事務に限る。） (3) 第1類事業所（市立病院及び保健所を除く。）の長 (4) さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号。以下「区役所等事務分掌規則」という。）第2条に規定する部及びくらし応援室の長 (5) さいたま市会計管理者補助組織設置規則（平成19年さいたま市規則第29号。以下「会計管理者組織規則」という。）第5条第1項に規定する室長
課長	(1) 事務分掌規則第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）の長 (2) 事務分掌規則第1条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、デジタル改革推進部、未来都市推進部及び区政推進部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの。 (3) 事業所事務分掌規則第3条に規定する課（北部児童相談所、及び南部児童相談所を含む。）の長並びに事業所事務分掌規則別表第1市長公室の項に規定する東京事務所の副所長及び第2類事業所の長（大宮盆栽美術館及び岩槻人形博物館にあっては、副館長） (4) 区役所等事務分掌規則第2条に規定するくらし応援室の参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの並びに課、室（くらし応援室を除く。）及び保健センターの長 (5) 区役所等事務分掌規則第15条第1項に規定する所長 (6) 会計管理者組織規則第5条第2項に規定する課長

別表第2（第3条関係）

(一部改正〔平成17年訓令3号・18年2号・19年6号・20年7号・21年4号・22年5号・23年2号・24年7号・25年1号・26年6号・27年4号・28年3号・29年4号・31年2号・令和2年4号・3年9号・4年2号・5年4号・6年2号・6号〕)

共通専決事項

1 事務の執行

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 事務事業の計画及び実施に関すること。 (1) 重要な事務事業の計画の立案及び実施（特に重要なものを除く。） (2) 通例的な事務事業の計画の立案及び実施 (3) 軽易又は反復継続的な事務事業の立案及び実施			○	
2 公簿を閲覧させること。	○			
3 公簿による証明をすること。	○			
4 公簿によらない証明をすること。 (1) 重要なもの (2) 通例的なもの (3) 軽易なもの			○	
5 証明書、許可書、検査書等を書換えし、又は再交付すること。	○			
6 軽易又は定例的な行事の開催を決定すること。		○		
7 国、県又は市以外の者が行う表彰の被表彰者を推薦すること。	○			
8 所管事務についての関係者の呼出しをすること。	○			
9 戸籍、除籍、附票の謄抄本及び住民票の写しを請求すること。	○			
10 不動産登記簿の閲覧又はその謄本等を請求すること。	○			
11 通知、督促、請求、申請、申込、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、進達等をすること。 (1) 重要なもの (2) 通例的なもの (3) 軽易なもの			○	
12 通知書、督促状、請求書、申請書、届出書、照会書、依頼書、回答書等を受理すること。	○			
13 情報公開制度及び個人情報保護制度に係る決定をすること。	○			
14 定期刊行物の刊行の決定及びその編集並びに発行				

(市の行政の方針、施策等が掲載されているものを除く。) に関すること。 (1) 重要なもの (2) 通例的なもの (3) 軽易なもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
15 加入団体が主催する諸行事への参加を決定すること。		<input type="radio"/>		
16 定例事項の告示及び公告をすること。		<input type="radio"/>		
17 金銭及び物品の寄附（負担付寄附を除く。）の申込みを承認すること。		<input type="radio"/>		
18 各種団体の行事の後援（重要なものを除く。）に関すること。		<input type="radio"/>		
19 その所管する公の施設の開館及び休館に関すること。		<input type="radio"/>		
20 その所管する公の施設の管理業務で、指定管理者に行わせるもののうち市長が承認することに関すること。		<input type="radio"/>		
21 行政処分の審査請求に係る審理員の指名、さいたま市行政不服審査会に対する諮問又は裁決に関すること。			<input type="radio"/>	
22 行政処分の審査請求に対する弁明書の提出すること。			<input type="radio"/>	
23 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分（裁判上の和解及び調停を除く。）に関すること。			<input type="radio"/>	
24 附属機関に対する諮問事項（特に重要なものを除く。）を決定すること。			<input type="radio"/>	
25 訴訟又は調停（以下「訴訟等」という。）に係る訴訟代理人及び指定代理人の選任に関すること。			<input type="radio"/>	
26 訴訟等に係る書面及び証拠の提出に関すること。			<input type="radio"/>	
27 訴訟等に係る事件記録の閲覧及び謄写並びに各種証明書の申請に関すること。	<input type="radio"/>			
28 支払督促、保全命令、強制執行及び財産開示手続の申立て及び取下げに関すること。			<input type="radio"/>	

29 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の7第2項の規定による歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納について会計管理者へ通知をすること。	<input type="radio"/>			
30 地方自治法施行令第170条の3の規定による物品（基金に属する動産を含む。）の出納について会計管理者へ通知をすること。	<input type="radio"/>			
31 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定をすること。	<input type="radio"/>			

2 人事・服務

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。				
(1) 局長及び区長				<input type="radio"/>
(2) 局に属する局長相当職、部長（局に属する部長相当職を含む。以下同じ。）、局に属する課長相当職及び総合調整幹			<input type="radio"/>	
(3) 部に属する部長相当職、課長（部に属する課長相当職を含む。以下同じ。）及び調整幹		<input type="radio"/>		
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	<input type="radio"/>			
2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）すること。				
(1) 局長及び区長				<input type="radio"/>
(2) 局に属する局長相当職、部長、局に属する課長相当職及び総合調整幹			<input type="radio"/>	

専決事項	課長	部長	局長	副市長
(3) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹		○		
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
3 勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。				
(1) 局長及び区長				○
(2) 局に属する局長相当職、部長、局に属する課長 相当職及び総合調整幹			○	
(3) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹		○		
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
4 時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。				
(1) 局長及び区長				○
(2) 局に属する局長相当職、部長、局に属する課長 相当職及び総合調整幹			○	
(3) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹		○		
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
5 時間外勤務代休時間の指定をすること。				
(1) 総合調整幹			○	
(2) 調整幹		○		
(3) 前2号に掲げる職員以外の職員	○			
6 週休日の振替え及び代休日の指定をすること。				
(1) 局長及び区長				○
(2) 局に属する局長相当職、部長、局に属する課長 相当職及び総合調整幹			○	
(3) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹		○		
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
7 出張（外国出張及び人材育成課が主管する派遣研 修を除く。）の命令及び復命の受理をすること。				
(1) 局長及び区長				○
(2) 局に属する局長相当職、部長、局に属する課長 相当職及び総合調整幹			○	
(3) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹		○		
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員	○			
8 外国出張の命令及び復命の受理をすること。				

専決事項	課長	部長	局長	副市長
(1) 局長及び区長				○
(2) 局に属する局長相当職、部長、局に属する課長 相当職及び総合調整幹			○	
(3) 部に属する部長相当職、課長及び調整幹			○	
(4) 課に属する課長相当職及び所属職員		○		
9 担任事務の指定をすること。				
(1) 部に属する部長相当職		○		
(2) 課に属する課長相当職	○			
10 所属職員（専門幹、参与及び主査以下（係長を除く。）の職員に限る。）を配置すること。			○	
11 会計年度任用職員を任免すること。		○		
12 会計年度任用職員の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号を除く。）すること。	○			
13 会計年度任用職員の営利企業等従事を許可すること。	○			
14 会計年度任用職員の介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業を承認すること。	○			
15 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、 会計年度任用職員に休職を命じること。	○			
16 附属機関（特に重要な附属機関を除く。）の構成員を任免すること。			○	
17 附属機関等の構成員の出張に関すること。		○		

3 収入事務

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 市税、使用料、手数料その他の収入（以下「歳入」という。）の調定及び納入通知に関すること。	○			
2 歳入の過誤納金の還付又は充当の決定及びその命令に関すること。	○			
3 歳入を減免すること。	○			
4 歳入の納期限の決定及び延長に関すること。	○			
5 歳入の納付の督促に関すること。	○			

6 地方自治法第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定すること。	○			
---	---	--	--	--

4 支出負担行為

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 報酬	○			
2 給料	○			
3 職員手当等	○			
4 共済費	○			
5 災害補償費	○			
6 恩給及び退職年金	○			
7 報償費	～500万円	～1,000万円	1,000万円～	
8 旅費	○			
9 交際費			○	
10 需用費				
(1) 燃料費及び光熱水費	○			
(2) 食糧費	～30万円	～100万円	100万円～	
(3) 修繕料（施設修繕に限る。）	設計金額1件～ 2,000万円	設計金額1件～ 5,000万円	設計金額1件 5,000万円～	
(4) 賄材料費及び医薬材料費	～1,000万円	1,000万円～		
(5) 上記以外	～500万円	～1,000万円	1,000万円～	
11 役務費				
(1) 通信運搬費、手数料及び保険料	○			
(2) 上記以外	～500万円	～1,000万円	1,000万円～	
12 委託料				
(1) 審査支払委託料	○			
(2) 建設設計委託料	設計金額1件～ 2,000万円	設計金額1件～ 5,000万円	設計金額1件 5,000万円～	
(3) 工事又は製造の請負に該当するもの	設計金額1件～ 500万円	設計金額1件～ 1,000万円	設計金額1件 ～3億円	—
(4) 上記以外	～500万円	～1,000万円	1,000万円～	
13 使用料及び賃借料	～500万円	～1,000万円	1,000万円～	

専決事項	課長	部長	局長	副市長
14 工事請負費	設計金額1件～ 2,000万円	設計金額1件～ 5,000万円	設計金額1件 ～3億円	—
15 原材料費	～1,000万円	1,000万円～		
16 公有財産購入費				
(1) 公有財産（土地について ては1件1万平方メートル 以上のものに限る。）の 購入に係るもの	予定価格1件～ 2,000万円	予定価格1件～ 5,000万円	予定価格1件 ～8,000万円	—
(2) 上記以外	予定価格1件～ 2,000万円	予定価格1件～ 5,000万円	予定価格1件 5,000万円～	
17 備品購入費	～500万円	～1,000万円	～8,000万円	—
18 負担金補助及び交付金				
(1) 医療費としての負担金	○			
(2) 上記以外	～100万円	～500万円	500万円～	
19 扶助費	○			
20 貸付金	～500万円	～1,000万円	1,000万円～	
21 補償補填及び賠償金				
(1) 補償金	～500万円	～1,000万円	1,000万円～	
(2) 補填金		～50万円	50万円～	
(3) 賠償金（交通事故に係 るものを除く。）		～50万円	～300万円	—
(4) 賠償金（交通事故に係 るものに限る。）		～50万円	～4,000万円	—
22 償還金、利子及び割引料	○			
23 投資及び出資金	～100万円	～500万円	500万円～	
24 積立金		～1,000万円	1,000万円～	
25 寄附金	～100万円	～500万円	500万円～	
26 公課費	○			
27 繰出金		～1,000万円	1,000万円～	

5 支出命令等

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 支出の命令に関すること。	○			

2 振替、精算、戻入、還付等の命令に関すること。	<input checked="" type="radio"/>			
--------------------------	----------------------------------	--	--	--

6 契約事務

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 契約の予定価格を決定すること。	<input checked="" type="radio"/>			
2 最低制限価格等を決定すること。	<input checked="" type="radio"/>			
3 業務委託に係る最低制限価格等の承認に関すること。				
(1) 最低制限価格等の設定に関すること。	<input checked="" type="radio"/>			
(2) 負担行為予定額500万円未満のものの最低制限価格等の承認（業務委託業者選定委員会又は契約審査委員会に諮問されたものを除く。）に関すること。		<input checked="" type="radio"/>		
4 被指名人の選定及び承認に関すること。				
(1) 業務委託				
ア 被指名人の選定に関する事（他の所管に属するものを除く。）。	<input checked="" type="radio"/>			
イ 負担行為予定額500万円未満のものの被指名人の承認（業務委託業者選定委員会又は契約審査委員会に諮問されたものを除く。）に関する事。		<input checked="" type="radio"/>		
(2) 物品購入				
ア 被指名人の選定に関する事（他の所管に属するものを除く。）。	<input checked="" type="radio"/>			
イ 負担行為予定額500万円未満のものの被指名人の承認に関する事。		<input checked="" type="radio"/>		
5 契約締結及び契約変更の承認	支出負担行為と同一			
6 履行期限の変更の承認	支出負担行為と同一			
7 施設修繕の検査をすること。	<input checked="" type="radio"/>			
8 各種委託業務の検査をすること（他の所管に属するものを除く。）。	<input checked="" type="radio"/>			
9 物品の購入、修繕及び印刷の検査をすること。	<input checked="" type="radio"/>			

7 財産管理

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 普通財産（土地については1件1万平方メートル以上のものに限る。）の売払いの決定及び契約に関すること。	予定価格1件～2,000万円	予定価格1件～5,000万円	予定価格1件～8,000万円	—
2 普通財産のうち、1件1万平方メートル未満の土地の売払いの決定及び契約に関すること。	予定価格1件～2,000万円	予定価格1件～5,000万円	予定価格1件～5,000万円～	
3 財産（土地については1件1万平方メートル以上のものに限る。）の交換の決定及び契約に関すること。	予定価格1件～2,000万円	予定価格1件～5,000万円	予定価格1件～8,000万円	—
4 財産のうち、1件1万平方メートル未満の土地の交換の決定及び契約に関すること。	予定価格1件～2,000万円	予定価格1件～5,000万円	予定価格1件～5,000万円～	
5 公有財産の貸付け（無償貸付及び減額貸付を除く。）の決定及び契約に関すること。				
(1) 新規	貸付料年額又は総額1件～100万円	貸付料年額又は総額1件～500万円	貸付料年額又は総額1件500万円～	
(2) 更新	貸付料年額又は総額1件～1,000万円	貸付料年額又は総額1件～2,000万円	貸付料年額又は総額1件2,000万円～	
6 公有財産の貸付け（無償貸付及び減額貸付に限る。）の決定及び契約に関すること。				
(1) 新規	減額前貸付料年額又は総額1	減額前貸付料年額又は総額1	減額前貸付料年額又は総額	

専決事項	課長	部長	局長	副市長
	件～100万円	件～500万円	1件500万円～	
(2) 更新	減額前貸付料 年額又は総額1 件～1,000万円	減額前貸付料 年額又は総額1 件～2,000万円	減額前貸付料 年額又は総額 1件2,000万円 ～	
7 行政財産の目的外使用の許可に関すること。			○	
8 公有財産の種別替又は所管換に関すること。			○	
9 公有財産の登記又は登録に 関すること。	○			
10 所管物品の一時使用許可 に関すること。	○			
11 物品の貸出しの決定に すること。	○			
12 不用品の決定及び処分に 関すること。	1件の取得価格 ～100万円	1件の取得価格 100万円～		
13 さいたま市債権管理条例 (平成28年さいたま市条例 第11号) 第10条第1項の規 定による非強制徴収債権の 放棄に関すること。			○	

8 工事の執行

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 工事の依頼及び承諾に関すること。		○		
2 設計図書の承認に関すること。		○		
3 設計変更の決定に関すること。 (1) 重要なもの		○		
(2) 軽微なもの	○			
4 工期延期の決定に関するこ と。		○		
5 工事完成の通知及び工事検査の報告に関するこ と。		○		

専決事項	課長	部長	局長	副市長
6 各種工事の検査をすること。				
(1) 請負価格1,000万円未満で、特に命ぜられたもの	○			
(2) 単価請負契約工事	○			
7 その他諸届に関すること。	○			

備考

- 1 この表に表示した「○」印は、その職位者の決裁権限を示す。
- 2 「～500万円」は、500万円未満のものを、「500万円～」は500万円以上のものを示す。
- 3 局長等の決裁権限を超える金額で、副市長等に「一」の表示のあるものは、市長権限とする。

別表第3（第3条関係）

（一部改正〔平成15年訓令15号・16年2号・6号・9号・17年3号・18年2号・8号・14号・19年6号・15号・20年7号・13号・16号・18号・21年1号・4号・15号・16号・27号・22年1号・5号・11号・23年2号・6号・7号・24年7号・15号・25年1号・26年6号・13号・27年4号・9号・28年3号・29年4号・12号・17号・30年2号・7号・31年2号・令和元年2号・2年1号・4号・11号・12号・3年3号・6号・8号・4年2号・5年4号・10号・6年1号・6号〕）

個別専決事項

区役所

課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
くらし応援室	1 水害時における汚染地区防疫業務を決定すること。		○		
	2 さいたま市空き地の環境保全に関する条例に基づく指導をすること。		○		
	3 空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項の規定による指導をすること。		○		
	4 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定による助言又は指導をすること。		○		
	5 道路照明灯、路面標示、公衆街路灯及び道路反射鏡等の設置箇所を決定すること。		○		
区民生活部					
課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長

課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
コミュニティ課	1 地方自治法第260条の2の規定による地縁による団体を認可すること。	○			
健康福祉部					
課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
福祉課	1 さいたま市災害見舞金等支給条例（平成13年さいたま市条例第141号）に基づく弔慰金及び災害見舞金の支給を決定すること。 2 生活保護法に基づく徴収金の徴収職員を任命すること。	○			
支援課	1 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律に基づき、子ども手当（市民に係るものに限る。）の受給資格を認定し、その支給を決定すること。 2 児童手当法に基づき、市民に係る児童手当の受給資格を認定し、その支給を決定すること。 3 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、児童扶養手当の受給資格を認定し、その支給を決定すること。 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。）に基づき、特別児童扶養手当の受給資格を認定し、その支給を決定すること。 5 放課後児童クラブの入室及び退室を決定すること。 6 さいたま市心身障害者福祉手当支	○ ○ ○ ○ ○ ○			

課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
	給条例（平成13年さいたま市条例第167号）に基づく心身障害者福祉手当の受給資格を認定すること。				
	7 身体障害者等理容サービスの利用者を決定すること。	○			
	8 福祉タクシー利用券の交付を決定すること。	○			
	9 リフト付自動車の利用者を決定すること。	○			
	10 緊急通報システムの設置及び廃止を決定すること。	○			
	11 寝具乾燥消毒サービスの利用を決定すること。	○			
	12 地域生活支援事業の利用を決定すること。	○			
	13 心身障害者地域デイケア施設の利用、利用の取消し及び利用の一時中止を決定すること。	○			
	14 生活ホームの入居に関する意見を述べること及び退居を承認すること。	○			
	15 生活サポート事業の利用者の登録を決定すること。	○			
	16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健福祉法第51条の11の2の規定による法定後見の開始の審判等の請求を行うこと並びに成年後見人等に対する報酬の助成を決定すること。		○		
	17 難病患者の居宅生活支援の利用を決定すること。	○			
高齢介護課	1 さいたま市敬老祝金支給条例（平成13年さいたま市条例第158号）に	○			

課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
	基づく敬老祝金受給資格を決定すること。				
	2 緊急時連絡システムの設置及び廃止を決定すること。	○			
	3 福祉電話の設置及び廃止を決定すること。	○			
	4 重度要介護高齢者訪問理・美容の利用者を決定すること。	○			
	5 重度要介護高齢者訪問理・美容業者の登録を決定すること。	○			
	6 重度要介護高齢者寝具乾燥利用者を決定すること。	○			
	7 生活援助員の派遣を決定すること。	○			
	8 生きがい活動支援通所利用者を決定すること。	○			
	9 生活支援ショートステイの利用者を決定すること。	○			
	10 重度要介護高齢者紙おむつの支給を決定すること。	○			
	11 浴場利用券の利用者を決定すること。	○			
	12 敬老マッサージ利用補助券の利用者を決定すること。	○			
	13 敬老マッサージ施術者の登録を決定すること。	○			
	14 徘徊高齢者等探索サービスの利用者を決定すること。	○			
	15 日常生活用具の給付を決定すること。	○			
	16 家族介護慰労金の支給を決定すること。	○			
	17 さいたま市重度要介護高齢者手	○			

課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
	当支給条例（平成13年さいたま市条例第157号）の規定による重度要介護高齢者手当の支給資格を認定すること。				
	18 さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例（平成13年さいたま市条例第156号）の規定による整備資金融資の利子助成を決定すること。	○			
	19 高齢者民間賃貸住宅住替え家賃の助成を決定すること。	○			
	20 要介護及び要支援を認定すること。	○			
	21 介護保険被保険者証を交付し、資格の喪失及び変更を決定すること。	○			
	22 介護保険料の賦課、変更、更正及び決定をすること。	○			
	23 介護保険料の滞納処分を決定すること。	○			
	24 介護保険に係る給付を決定すること。	○			
	25 老人福祉法第32条の規定による法定後見の開始の審判等の請求を行うこと及び成年後見人等に対する報酬の助成を決定すること。		○		
	26 介護保険料の徴収職員を任命すること。			○	
保険年金課	1 国民健康保険被保険者証の交付並びに資格の喪失及び変更を決定すること。	○			
	2 国民健康保険法に基づく給付制限を決定すること。	○			

課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
	3 国民健康保険の療養費、保険外併用療養費及び高額療養費の支給を決定すること。	○			
	4 国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費の支給を決定すること。	○			
	5 食事療養標準負担額減額を認定すること。	○			
	6 食事療養標準負担額減額差額を決定すること。	○			
	7 一部負担金の減免又は徴収猶予を決定すること。	○			
	8 高額療養費資金貸付金及び出産費資金貸付金の貸付けを決定すること。	○			
	9 徴税吏員を任命すること。			○	
	10 後期高齢者医療保険料の徴収職員を任命すること。			○	
	11 国民健康保険税の賦課、変更、更正及び決定すること。	○			
	12 国民健康保険税の徴収の猶予を決定すること。	○			
	13 後期高齢者医療保険料の換価の猶予を決定すること。	○			
	14 後期高齢者医療保険料の徴収に係る不動産等の差押え及びその解除をすること。	○			
	15 後期高齢者医療保険料の交付要求をすること。	○			
	16 後期高齢者医療保険料の執行停止をすること。	○			
	17 子育て支援医療費受給資格を認定し、支給額を決定すること。	○			
	18 心身障害者医療費受給資格を認定すること。	○			

課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
	定し、支給額を決定すること。				
	19 ひとり親家庭等医療費受給資格 を認定し、支給額を決定するこ と。	○			
保健センター	1 保護者のない精神障害者の医療保 護入院に同意すること。		○		

備考 この表に表示した「○」印は、その職位者の決裁権限を示す。

(9) さいたま市区選挙管理委員会規程

平成 15 年 5 月 8 日
選挙管理委員会告示第 58 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 組織（第 2 条—第 8 条）
- 第 3 章 会議（第 9 条—第 14 条）
- 第 4 章 委員長の職務権限（第 15 条—第 18 条）
- 第 5 章 事務局等（第 19 条—第 26 条）
- 第 6 章 文書の処理（第 27 条—第 29 条）
- 第 7 章 告示及び公印（第 30 条—第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 48 第 2 項の規定に基づき、さいたま市の区の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕）

第 2 章 組織

（委員長の選挙）

第 2 条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、委員全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

3 前 2 項の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

（一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕）

（委員長の任期）

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

（一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕）

（委員長が欠けたときの選挙）

第 4 条 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

（一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕）

（委員長職務代理者の指定）

第 5 条 委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する委員（以下「委員長職務代理者」という。）をあらかじめ指定しておかなければならぬ。

（一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕）

（委員長等の退職の手続）

第 6 条 委員長が退職しようとするときは、委員会にその旨を文書で届け出なければならない。

2 委員又は補充員が退職しようとするときは、委員長にその旨を文書で届け出なければならない。

（一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕）

(委員等の欠格事項等に関する届出)

第7条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき又は政党その他の政治団体に新たに属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちに委員会にその旨を文書で届け出なければならない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員長等の氏名等の告示)

第8条 委員会は、委員長が選挙され、若しくは委員長職務代理者が指定されたとき又は委員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

第3章 会議

(会議の開催)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、毎月開催するものとする。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員会の招集)

第10条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び議題を付記した文書により委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 委員が委員会の招集を請求するときは、会議の日時、案件及びその理由を付記した文書を委員長に提出しなければならない。

3 委員の改選後最初に行われる委員会の招集は、年長の委員がこれを行う。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(欠席の届出)

第11条 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ委員会にその旨を文書で届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(関係者の出席)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(会議録の調製)

第13条 委員長は、書記に会議録を調製させ、出席委員の氏名、会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、出席委員全員が署名しなければならない。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(議事の手続)

第14条 この章に規定するもののほか、委員会の議事については、市議会の例による。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

第4章 委員長の職務権限

(委員長の担任事務)

第15条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 委員会の運営に関すること。

(2) 委員会に議案を提出すること。

(3) 委員会の議決を執行すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(委員長の専決処分)

第 16 条 委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、次の会議において報告しなければならない。

(一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕)

(市選挙管理委員会との協議)

第 17 条 委員長は、特に重要又は異例と認められる事項については、さいたま市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）と事前協議するものとする。

(一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕)

(市委員会への報告)

第 18 条 委員長は、次に掲げる事項について、速やかに市委員会に報告しなければならない。

(1) 規程等の制定又は改廃

(2) 委員若しくは補充員又は第 20 条第 1 項若しくは第 22 条に定める職員の異動

(3) 会議の結果で、委員会が必要と認める事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市委員会が必要と認める事項

(一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕)

第 5 章 事務局等

(書記長等)

第 19 条 書記長は、区役所副区長をもって充てる。

2 書記は、区役所区民生活部長及び区役所区民生活部総務課（以下「総務課」という。）の職員で委員会が指定するものをもって充てる。

(全部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕、一部改正〔平成 25 年選管告示 10 号〕)

(参与等)

第 20 条 委員会に参与を置く。

2 参与は、区役所区長をもって充てる。

3 参与は、委員会の求めに応じ、委員会に属する事項に参画する。

(追加〔平成 21 年選管告示 9 号〕、一部改正〔平成 25 年選管告示 10 号〕)

(事務局の設置)

第 21 条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に選挙課を置く。

3 選挙課に選挙係及び総務係を置く。

4 前項に規定する係（以下「係」という。）の分掌事務は、事務局長が別に定める。

(一部改正〔平成 18 年選管告示 10 号・19 年 13 号・21 年 9 号・25 年 10 号〕)

(職員)

第 22 条 事務局に事務局長及び事務局次長、選挙課に課長、係に係長を置く。

2 事務局に総合調整幹又は調整幹を置くことができる。

3 選挙課に副参事、課長補佐、主幹、専門幹又は主査を置くことができる。

4 前 3 項に定める者のほか、選挙課に主任又は主事を置くことができる。

(追加〔平成 21 年選管告示 9 号〕、一部改正〔平成 25 年選管告示 10 号・令和 5 年 14 号〕)

(事務局長等)

第 23 条 事務局長は、書記長をもって充てる。

2 事務局次長は、区役所区民生活部長をもって充てる。

3 選挙課長は、区役所区民生活部総務課長をもって充てる。

4 選挙係長は区役所区民生活部総務課選挙・統計係長、総務係長は区役所区民生活部総務課防災・総務係長（大宮区及び南区にあっては、区役所区民生活部総務課総務係長）をもって充てる。

5 前各項に定める職員以外の職員は、書記のうちから委員会が任命する。

(追加〔平成 21 年選管告示 9 号〕、一部改正〔平成 25 年選管告示 10 号〕)

(職務)

第 24 条 事務局長は、委員長の命を受け、委員会に属する事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

2 事務局次長、課長及び係長は、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

3 副参事、総合調整幹及び調整幹は、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、課長を補佐するとともに、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

5 主幹、専門幹及び主査は、上司の命を受け、担任事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。

6 主任及び主事は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(一部改正〔平成 19 年選管告示 13 号・21 年 9 号・25 年 10 号・令和 5 年 14 号〕)

(事務局長等の専決事項)

第 25 条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要又は異例であると認められる事項は、委員長の決裁を受けなければならない。

(1) 重要な事項の報告、照会、回答、通知、届出、意見の具申、資料収集等に関するこ

と。

2 事務局次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に必要と認められる事項は、上司の決裁を受けなければならない。

(1) 課長相当職以上の所属の職員、総合調整幹、及び調整幹の休暇その他の服務に関するこ

と。

(2) 課長相当職以上の所属の職員、総合調整幹、及び調整幹の出張の命令及びその復命の受理に関するこ

と。

(3) 課長相当職以上の所属の職員、総合調整幹、及び調整幹の時間外勤務及び休日勤務の命令に関するこ

と。

(4) 通例的な事項の報告、照会、回答、通知、届出、意見の具申、資料収集等に関するこ

と。

3 課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に必要と認められる事項は、上

司の決裁を受けなければならない。

(1) 所属の職員の休暇その他の服務に関するこ

(2) 所属の職員の出張の命令及びその復命の受理に関するこ

(3) 所属の職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関するこ

(4) 軽易な事項の報告、照会、回答、通知、届出、意見の具申、資料収集等に関するこ

と。

(5) 前各号に掲げるもののほか、通例的又は軽易な事務処理に関するこ

(一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号・25 年 10 号・令和 5 年 14 号〕)

(職員の服務等)

第 26 条 法令及びこの章に規定するもののほか、職員の服務、事務の処理等については、市長の事務部局の例による。

(一部改正〔平成 21 年選管告示 9 号〕)

第 6 章 文書の処理

(文書の取扱い)

第 27 条 文書の取扱いについては、法令に定めるもののほか、市長の事務部局の例によ

る。

(公文書の公開)

第28条 さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものの例による。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

(個人情報の保護)

第29条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものの例による。

(一部改正〔令和5年選管告示3号〕)

第7章 告示及び公印

(告示等の方法)

第30条 委員会及び委員長の行う告示その他公表を要するものは、区役所掲示場に掲示するものとする。

(公印)

第31条 公印の名称、ひな型、書体、印材、寸法、個数、使用区分及び保管者は、別表のとおりとする。

(一部改正〔平成24年選管告示18号〕)

(公印の取扱い)

第32条 公印の押印を要する文書について、委員会が印影の印刷により公印の押印に代えることが適当であると認めた場合は、その公印の印影を当該公文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

(一部改正〔平成21年選管告示9号〕)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日選管告示第10号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日選管告示第13号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月6日選管告示第27号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年2月25日選管告示第9号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月6日選管告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月22日選管告示第10号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月30日選管告示第3号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日選管告示第14号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

※ 別表 略

(10) さいたま市区長会議設置要綱

(設置)

第1条 区行政について、区役所相互及び区役所と局等（さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に掲げる市長公室、都市戦略本部及び局並びに消防局、出納室、水道局及び行政委員会の事務局をいう。以下同じ。）の連絡調整、意見交換等を行い、もって区行政の円滑な運営を図るため、区長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(主宰及び構成)

第2条 会議は、市民局を担任する副市長（以下「担任副市長」という。）が主宰する。

2 会議は、担任副市長、市民局長及び区長をもって構成する。

3 担任副市長に事故があるときは、市民局長がその職務を代理する。

4 担任副市長は、必要があると認めるときは、会議に関係する局等の長その他の職員を出席させることができる。

(開催)

第3条 会議は、毎月第1月曜日に開催する。ただし、担任副市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

(付議手続)

第4条 区長又は局等の長は、会議に付議すべき事項がある場合は、その件名及び要点を会議が開催される日の11開庁日前までに市民局長に通知しなければならない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民局区政推進部において処理する。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(11) さいたま市区総務課長会議設置要綱

(設置)

第1条 区行政について、区役所相互及び区役所と局等（さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に掲げる市長公室、都市戦略本部及び局並びに消防局、出納室、水道局及び行政委員会の事務局をいう。以下同じ。）の連絡調整、意見交換等を行い、もって区行政における市民サービスの向上を図るため、区総務課長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(主宰及び構成)

第2条 会議は、市民局区政推進部の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの（以下「指定管理職員」という。）が主宰する。

2 会議は、指定管理職員及び区総務課長をもって構成する。

3 指定管理職員は、必要があると認めるときは、会議に關係する局等の課長（さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）別表第1課長の項に規定する者をいう。ただし、指定管理職員は除く。以下同じ。）その他の職員を出席させることができる。

(開催)

第3条 会議は、毎月1回、指定管理職員が別に定める日に開催する。ただし、指定管理職員が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

(付議手続)

第4条 区総務課長及び局等の課長は、会議に付議すべき事項がある場合は、その件名及び要点を会議が開催される日の6開庁日前までに指定管理職員に通知しなければならない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民局区政推進部において処理する。

附 則

この要綱は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(12) さいたま市行政区画審議会条例

平成 13 年 7 月 19 日
条例第 289 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、本市の行政区画に関し必要な事項を審議するため、さいたま市行政区画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 28 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、職を離れるものとする。

(一部改正〔平成 23 年条例 16 号〕)

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(一部改正〔平成 14 年条例 74 号・22 年 1 号・27 年 1 号〕)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 26 日条例第 74 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 16 日条例第 16 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会の議員として委員の職にある者の特例)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時において、当該委員の職を辞したものとみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(13) さいたま市行政区画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市行政区画審議会条例（平成13年さいたま市条例第289号）第6条の規定に基づき、さいたま市行政区画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係者の出席)

第2条 会長が特に必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(調査検討委員会)

第3条 審議会の円滑な運営を図るため、審議会に調査検討委員会を置くことができる。

2 調査検討委員会は、審議会が認める必要な事項について調査検討し、その結果を審議会に報告する。

3 調査検討委員会の委員は、会長及び会長の指名する審議会の委員をもって充てる。

4 調査検討委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

5 調査検討委員会の会議は、委員長が招集する。

6 委員長は、調査検討委員会を総理し、会議の議長となる。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する調査検討委員会の委員がその職務を代理する。

8 調査検討委員会の庶務は、市民局において処理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

さいたま市 区政概要（令和6年度版）

令和6年9月発行

編集・発行 さいたま市 市民局 区政推進部

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048(829)1834

FAX 048(829)1992

★さいたま市コールセンター★

市政に関する様々な問い合わせにお答えします。

電話 048(835)3156

FAX 048(827)8656

受付時間：午前8時～午後9時（年中無休）



さいたま市 PR キャラクター



もっと身近に、
もっとしあわせに

さいたま市は、2030 年までに、市民満足度 90%以上を目指す
プラス
「さいたま市 CS90 + 運動」に取り組んでいます。

* CS…Citizen Satisfaction = 市民満足度